

第1号議案

「容量市場業務マニュアル 実需給前に実施すべき業務（全般）編」及び「容量市場業務マニュアル 電源等差替編」の策定及び公表について

容量確保契約書を締結した電源を持つ事業者に対して、業務規程第32条の5の規定に基づき、実需給前に実施すべき業務や電源等差替に伴う業務における事業者の具体的な手順等を定めた「容量市場業務マニュアル 実需給前に実施すべき業務（全般）編」及び「容量市場業務マニュアル 電源等差替編」を策定及び公表する。

なお、本マニュアルの策定にあたっては、業務規程第6条第1項の規定に基づき、2020年12月24日（木）から2021年1月20日（水）まで意見募集を実施し、事業者からの意見を反映した。

〈参考 業務規程〉

（容量市場業務マニュアルの策定）

第32条の5 本機関は、容量市場に関連する手続、提出資料その他容量市場を円滑に運営するために必要となる事項を定めたマニュアル（以下「容量市場業務マニュアル」という。）を策定し、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。（以下略）

以上

別紙1：容量市場業務マニュアル 実需給前に実施すべき業務（全般）編

別紙2：容量市場業務マニュアル 電源等差替編

別紙3：「容量市場業務マニュアル 実需給前に実施すべき業務（全般）編」に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

別紙4：「容量市場業務マニュアル 電源等差替編」に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

容量市場
業務マニュアル
実需給前に実施すべき業務
(全般) 編

(対象実需給年度：2024 年度)

2021 年 2 月 10 日 第 1 版 発行

電力広域的運営推進機関

（変更履歴）

	変更点		日付
	変更箇所	変更内容	
初版	新規作成	—	2021年2月10日

※誤字等、業務内容に影響しない事項は随時修正します。

目次

第1章	はじめに	4
1.1	本業務マニュアルの構成.....	6
1.2	実需給前に実施すべき業務および市場退出事由.....	6
第2章	実需給前に実施すべき業務.....	11
2.1	余力活用契約の締結（容量提供事業者）	11
2.2	余力活用契約の締結（差替先電源等提供者）	25
2.3	電源等情報の追加登録（容量提供事業者）	30
2.4	電源等情報の追加登録（差替先電源等提供者）	47
2.5	FIT 法適用の電源でない場合の異議申立	51
2.6	事業者の退出表明に基づく市場退出.....	59
第3章	実需給前のペナルティ対応.....	68
3.1	経済的ペナルティの算定・通知.....	68
3.2	経済的ペナルティの返金に係る算定・通知.....	74
3.3	請求書の受領.....	79
3.4	支払通知書の受領.....	83
3.5	経済的ペナルティの支払.....	87
3.6	経済的ペナルティの督促に対する対応.....	88
3.7	経済的ペナルティの返金額の入金.....	91
Appendix.1	図表一覧.....	94
Appendix.2	様式一覧.....	98
Appendix.3	業務手順全体図.....	103

第1章 はじめに

容量市場業務マニュアル 実需給前に実施すべき業務編（以下、本業務マニュアル）は、電力広域的運営推進機関（以下、本機関）の業務規程（第32条の5）に基づき作成された文書です。

本業務マニュアルは容量市場に参加する事業者が実施する手続きのうち、実需給前に実施すべき業務および当該業務に起因する市場退出¹事由によりペナルティが科された場合の対応に係る業務について、必要な手続きや容量市場システム²の操作方法³が記載されています。

なお、実需給年度前のペナルティについては、「容量市場メインオークション募集要綱」を併せて参照してください。

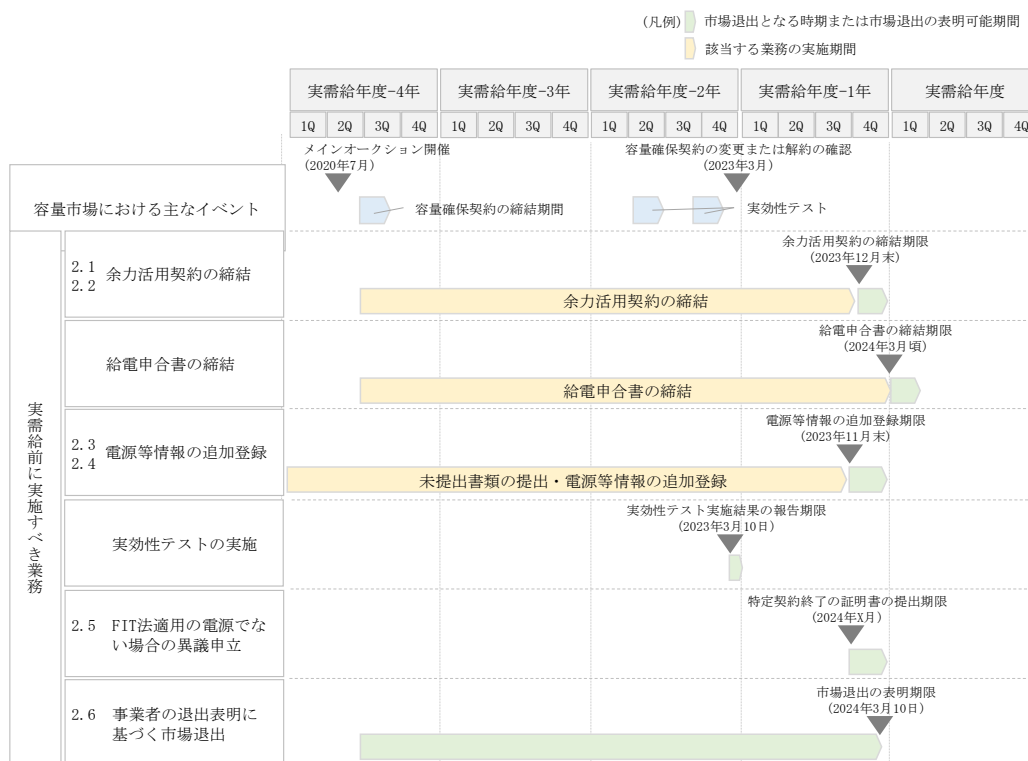


図 1-1 実需給前の市場退出に関連するスケジュール (P)

¹ 容量確保契約約款の第12条のいずれかに該当する場合、当該電源の契約容量の全部を解約または一部の容量を減少させることを市場退出と呼びます。

² 容量市場システムは、容量市場における容量オークション（メインオークション、追加オークション（調達またはリリースオークション））への参加を希望する本機関会員、その他電気供給事業者の情報を適切に把握し、円滑な市場運営を行うために必要な機能を備えた情報処理システムです。当該システムの利用に当たっては「容量市場システム利用規約」を遵守して頂く必要があります。

³ 本業務マニュアルに記載している容量市場システムの機能は一部であり、その他の機能は必要に応じて容量市場システムマニュアルを参照してください。

実需給前に実施すべき業務および市場退出事由となりうる業務に係る具体的な手続きに関しては第2章、市場退出に伴ってペナルティが科される場合のペナルティの通知・請求・入金・返金に係る具体的な手続きに関しては第3章に記載していますが、本章で説明する以下の1.1～1.2もご確認ください。

- 1.1 本業務マニュアルの構成
- 1.2 実需給前に実施すべき業務および市場退出事由

1.1 本業務マニュアルの構成

本業務マニュアルにおける章の構成は以下の通りです（図 1-2 参照）。

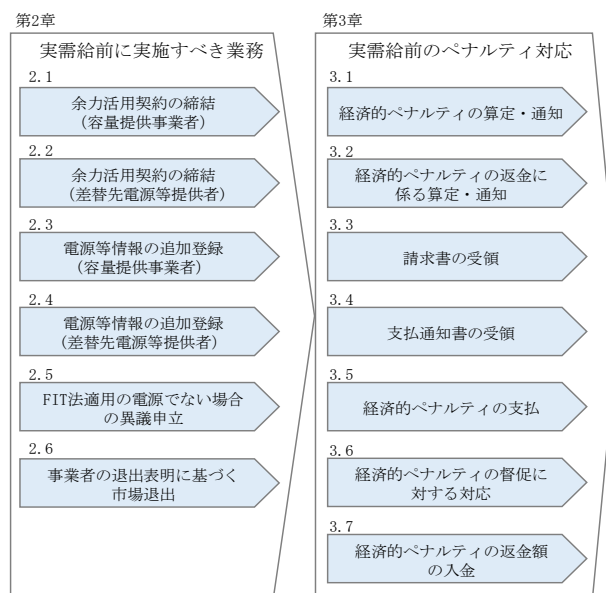


図 1-2 本業務マニュアルの構成（第1章除く）

1.2 実需給前に実施すべき業務および市場退出事由

実需給前に実施すべき業務の対象となる電源等は、表 1-1 を参照してください。また、本業務マニュアルに記載している実需給前の市場退出事由は、表 1-2 を参照してください。

表 1-1 実需給前に実施すべき業務の対象となる電源等

対応する章節番号	業務名	業務の対象となる電源等
2.1 2.2	余力活用契約の締結	<ul style="list-style-type: none"> 調整機能を有する安定電源 ※ただし、全量を電源等差替した安定電源は対象外 安定電源を差替元電源等とする調整機能を有する差替先電源等
—	給電申合書の締結	<ul style="list-style-type: none"> 安定電源 ※ただし、一般送配電事業者が締結不要と判断

対応する 章節番号	業務名	業務の対象となる電源等
		した場合は対象外
2.3 2.4	電源等情報の追加登録	<ul style="list-style-type: none"> ・電源等情報の登録時に未提出の書類のある電源等（差替先電源等を含む） ・電源等情報の登録時に未登録の項目（※）のある電源等（差替先電源等を含む） <p>※相対契約上の計画変更締切時間、発電 BG コード、需要 BG コード・計画提出者コード、電源の起動時間、など</p>
—	実効性テストの実施	・発動指令電源 ⁴
2.5	FIT 法適用の電源でない場合の異議申立	・対象実需給年度中に FIT 法 に基づき再生可能エネルギーの固定価格買取制度が適用される電源等
2.6	事業者の退出表明に基づく市場退出	・市場退出を希望する全ての電源等

表 1-2 市場退出事由の一覧

対応する 章節番号	市場退出事由	概要
2.1 2.2	余力活用契約が未締結	安定電源のうち、電源等情報に調整機能「有」（調整機能を有する電源等）と登録された電源で、本機関が指定した期限（2023 年 12 月末）までに属地一般送配電事業者と余力活用に関する契約を締結しない場合、または余力活用に関する契約を解約した場合、当該電源の契約容量の全量が市場退出となり、市場退出に伴う経済的ペナルティが科されます。

⁴ ただし、以下のいずれにも該当する場合、実効性テスト以外の発動実績を本機関に提出することにより実効性テストを省略することができます。

- a 実需給年度の前々年度に実効性テスト以外の発動実績（一般送配電事業者が発動を指令した実績に限る）が存在する場合
- b 確定する電源等リストの各エネルギーリソースの期待容量が、実効性テスト以外の発動実績（一般送配電事業者が発動を指令した実績に限る）を構成する各エネルギーリソースの期待容量以内の場合
- c 本機関が合理的と判断した場合

対応する 章節番号	市場退出事由	概要
—	給電申合書が未締結	<p>実需給年度までに給電申合書を締結しなかった場合、当該電源の契約容量の全量が市場退出となり、市場退出に伴う経済的ペナルティが科されます（属地一般送配電事業者により締結期限が異なります）。</p> <p>本件の詳細は、「容量市場業務マニュアル リクワイアメント・アセスメント編（P）」を参照してください。</p>
2.3 2.4	書類が未提出・電源等情報が未登録	<p>オークション募集要綱で定められた提出書類を、本機関が指定した期限（2023年11月末）までに提出しない場合または提出した情報が不足あるいは虚偽であることが判明した場合、当該電源の契約容量の全量が市場退出となり、市場退出に伴う経済的ペナルティが科されます。</p>
—	実効性テスト結果が契約容量に満たない場合および1,000kW未満となった場合	<p>発動指令電源における実効性テストの発動実績が契約容量に満たない場合、当該電源の契約容量から実効性テストの発動実績を差し引いた容量が市場退出となり、市場退出に伴う経済的ペナルティが科されます。</p> <p>また、実効性テストの発動実績が1,000kW未満となる場合、当該電源の契約容量の全量が市場退出となり、市場退出に伴う経済的ペナルティが科されます。</p> <p>本件の詳細は、「容量市場業務マニュアル 実効性テスト編」を参照してください。</p>
2.5	対象実需給年度中のFIT法に基づく固定価格買取制度の適用	<p>容量確保契約を締結する電源がFIT法に基づき再生可能エネルギーの固定価格買取制度が適用される電源等であることが明らかとなった場合、当該電源の契約容量の全量が市場退出</p>

対応する 章節番号	市場退出事由	概要
		<p>⁵となり、市場退出に伴う経済的ペナルティが科されます。</p> <p>対象実需給年度中に固定価格買取制度が適用されないことを証明したい場合、容量提供事業者は、本機関の定める期限（2024年X月）(P)までに特定契約終了の証明書などを提出する必要があります。</p>
2.6	事業者の退出表明	<p>容量確保契約を締結する電源の休止・廃止を決定し、実需給年度に供給力の提供が不可能となる場合において、容量提供事業者が電源等差替を行わずに市場退出を希望する場合、当該電源の契約容量の全量が市場退出となり、市場退出に伴う経済的ペナルティが科されます。</p> <p>また、容量確保契約を締結する電源の休止・廃止を決定し、実需給年度に供給力の提供が不可能となる場合において、電源等差替をおこなった容量が契約容量に満たない場合、当該電源の契約容量から差替後の容量を差し引いた容量が市場退出となり、市場退出に伴う経済的ペナルティが科されます。</p> <p>なお、市場退出の表明は、実需給年度開始前の2024年3月10日（P）まで受け付けます。</p>

注：参入ペナルティについて

容量提供事業者が、送配電等業務指針、オークション募集要綱、容量市場業務マニュアル、容量確保契約約款、容量確保契約書およびその他容量市場に関連する法令等について、重大な違反行為を行ったと本機関が認めた場合、本機関は当該容量提

⁵ 変動電源（アグリゲート）を構成する小規模変動電源（リソース）がFIT電源であると判明した場合は、当該リソース分が市場退出となります。また、リソースの市場退出により、変動電源（アグリゲート）の契約容量が1,000kW未満となった場合、当該変動電源（アグリゲート）は市場退出となります。

供事業者に一定期間の容量オークションへの参加制限、期待容量の評価引き下げなどの参入ペナルティを科すことがあります。

参入ペナルティが科される事例として、落札後、容量確保契約において必要な情報を提出しない場合や、電源等情報に偽りの情報を登録する場合などが該当します。

第2章 実需給前に実施すべき業務

本章では、実需給前に実施すべき業務に関する以下の内容について説明します（図2-1 参照）。

- 2.1 余力活用契約の締結（容量提供事業者）
- 2.2 余力活用契約の締結（差替先電源等提供者）
- 2.3 電源等情報の追加登録（容量提供事業者）
- 2.4 電源等情報の追加登録（差替先電源等提供者）
- 2.5 FIT法適用の電源でない場合の異議申立
- 2.6 事業者の退出表明に基づく市場退出

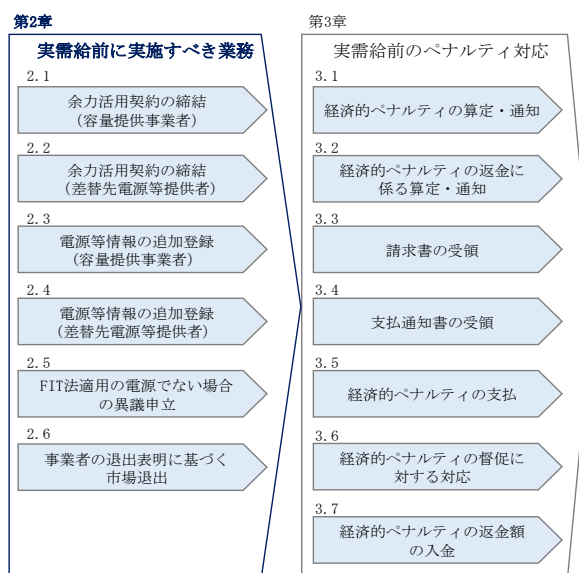


図 2-1 第2章の構成

2.1 余力活用契約の締結（容量提供事業者）

本節では、容量提供事業者の余力活用契約の締結について以下の流れで説明します（図2-2 参照）。

- 2.1.1 余力活用契約の締結手続き
- 2.1.2 余力活用契約の締結状況の報告依頼の受領
- 2.1.3 余力活用契約締結済の登録（余力活用契約書の提出）
- 2.1.4 余力活用契約締結済の登録に係る審査結果の受領
- 2.1.5 電源等情報の調整機能「無」への変更申込

2.1.6 電源等情報の調整機能「無」への変更申込に係る審査結果の受領

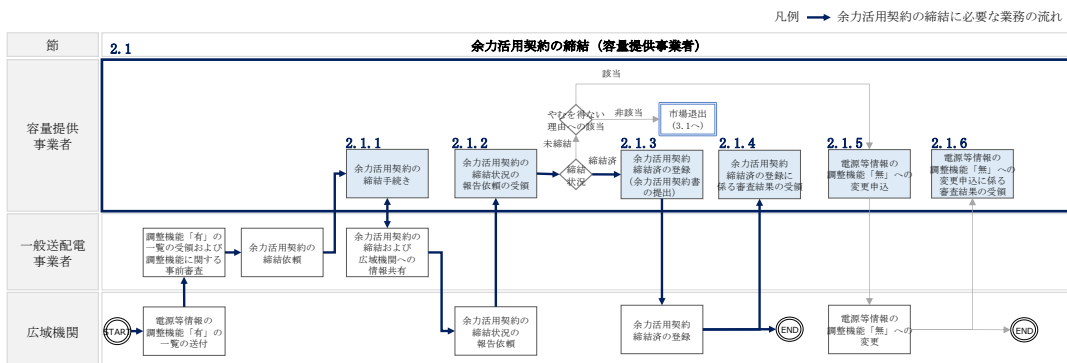


図 2-2 余力活用契約の締結（容量提供事業者）の詳細構成

2.1.1 余力活用契約の締結手続き

本項では、調整機能を有する電源等を提供する容量提供事業者と一般送配電事業者との間における余力活用契約の締結手続きについて説明します（図 2-3 参照）。

2.1.1.1 余力活用契約の締結依頼の受領

2.1.1.2 余力活用契約書の内容記入および締結

2.1.1 余力活用契約の締結手続き



図 2-3 余力活用契約の締結手続き

2.1.1.1 余力活用契約の締結依頼の受領

一般送配電事業者による調整機能に関する事前審査が行われ、審査に合格した電源等を提供する容量提供事業者へ、一般送配電事業者から余力活用契約の締結依頼がメール等で送付されます。

注：専用線または簡易指令システムの構築について
 専用線または簡易指令システムの工事は時間を要するため、余裕をもって余力活用契約締結のための手続きを進めてください。

2.1.1.2 余力活用契約書の内容記入および締結

調整機能を有する電源等を提供する容量提供事業者は、一般送配電事業者からの連絡に基づき、一般送配電事業者と余力活用契約を締結します。

2.1.2 余力活用契約の締結状況の報告依頼の受領

本項では、余力活用契約の締結状況の報告依頼に係る手続きについて説明します（図2-4参照）。

2.1.2.1 締結状況の報告依頼の受領

2.1.2 余力活用契約の締結状況の報告依頼の受領

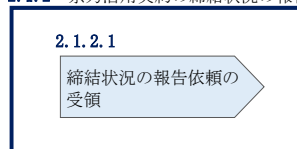


図 2-4 余力活用契約の締結状況の報告依頼

2.1.2.1 締結状況の報告依頼の受領

本機関の指定する余力活用契約の締結期限が2023年12月末までであるため、実需給前年度の2023年11月頃（P）に、余力活用契約の締結状況を自主的に報告していない容量提供事業者へは、本機関から余力活用契約の締結状況の報告依頼がメールで送付されます。

余力活用契約を締結済の場合は『2.1.3 余力活用契約締結済の登録』へ進み、容量市場システムの「電源等情報変更申込画面」にて余力活用契約の写しを提出してください。未締結の場合は『2.1.5 電源等情報の調整機能「無」への変更申込』へ進み、容量市場システムの「電源等情報変更申込画面」にて調整機能を「無」に変更の上、余力活用契約を締結していない合理的な理由（やむを得ない理由）を記載してください。なお、余力活用契約を締結しない合理的な理由があると認められる例は表2-1を参照してください。

表 2-1 余力活用契約を締結しない合理的な理由（やむを得ない理由）
 があると認められる例

番号	余力活用契約を締結しない合理的な理由（やむを得ない理由） があると認められる例
1	調整機能が故障し、必要な対応を行った上で実需給年度内の復旧見通しが ない場合

番号	余力活用契約を締結しない合理的な理由（やむを得ない理由） があると認められる例
2	事前審査において、一般送配電事業者が求める要件を満たさない場合
3	電源種別が水力の場合において、調整機能を使用することにより、河川法等に定める公共の安全が保持されない場合

注1：自主的な余力活用契約の報告について

本機関からの報告依頼の受領前であっても、余力活用契約の写しを提出することは可能です。

注2：余力活用契約の未締結による市場退出について

締結期限（2023年12月末）までに余力活用契約が締結済みではない、且つ未締結であることのやむを得ない理由もない場合、市場退出（全量退出）となりますので留意してください。

2.1.3 余力活用契約締結済の登録（余力活用契約書の提出）

本項では、余力活用契約書の提出に係る手続きについて説明します（図 2-5 参照）。

2.1.3.1 電源等情報の変更申込（余力活用契約書の提出）

2.1.3 余力活用契約締結済の登録（余力活用契約書の提出）

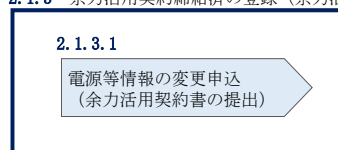


図 2-5 余力活用契約締結済の登録（余力活用契約書の提出）

2.1.3.1 電源等情報の変更申込（余力活用契約書の提出）

余力活用契約を締結している場合、余力活用契約書の写しを PDF ファイル（4MB 以下とすること）にして容量市場システムの「電源等情報変更申込画面」にアップロードすることにより、本機関へ余力活用契約書の写しを提出してください。なお、電源等情報の変更申込は仮申込後に本申込を行う必要があります。

電源等情報の変更申込（余力活用契約書の提出）（仮申込）

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「電源等情報管理」リンクをクリックして、「電源等情報一覧画面」へ進みます。次に「電源等情報一覧画面」で、電源等区分を選択し、「検索」ボタンをクリックします。

「電源等情報一覧」に登録済の電源等情報が表示されるので、余力活用契約書の写しを提出したい電源の「電源等識別番号」をクリックすると、「電源等情報詳細画面」へ進みます。続いて、「電源等情報詳細画面」で「変更」ボタンをクリックすると、「電源等情報変更申込画面」へ進みます。

「電源等情報変更申込画面」の「余力活用契約締結」欄の「有」を選択して、「提出書類（追加）」欄の「ファイル選択」をクリックして余力活用契約書の写しをアップロードします。また、「変更理由」欄には「余力活用契約書の写しの提出」と記入してください。記入後、内容を確認し「確認」ボタンをクリック後、「実行」ボタンをクリックします（図 2-6、表 2-2 参照）。なお、この段階では仮申込の状態であり、余力活用契約書の写しの提出は完了していませんので注意してください。

注：余力活用契約書の写しのファイル名について

余力活用契約書の写しは PDF フォーマットで作成し、ファイル名は「余力活用契約書_事業者名_対象実需給年度_電源等識別番号.pdf」としてください。

例) ファイル名： 余力活用契約書_〇〇株式会社_2024_0123456789.pdf
対象実需給年度 電源等識別番号

電源等情報の変更申込（余力活用契約書の提出）（本申込）

仮申込の状態から申込完了にするためには、「ポータルトップ画面」の「審査」タブから「電源等情報審査管理」リンクをクリックして、「電源等情報審査管理画面」へ進みます。

「電源等情報審査管理画面」の電源等区分を選択後、余力活用契約書の写しを提出したい電源等情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックします。検索結果が「審査申込状況一覧」に表示されます。「申込 ID」リンクをクリックして「電源等申込情報画面」にて内容を確認後、チェックボックスにチェックを入れ、「申込完了」ボタンをクリックします。申込が完了すると、その旨がメールにて送付されます。

注：申込完了メールについて

申込完了メールには、電源等情報の変更申込を受け付けた旨が記載されています。

なお、本機関は余力活用契約書の写しが提出されているかを審査します。審査後には審査合格または不合格を別途メールにて通知いたします。

不合格の通知を受けた場合、事業者は速やかに、審査コメントに記載されている不合格理由を確認したのち余力活用契約書の写しを再提出してください。

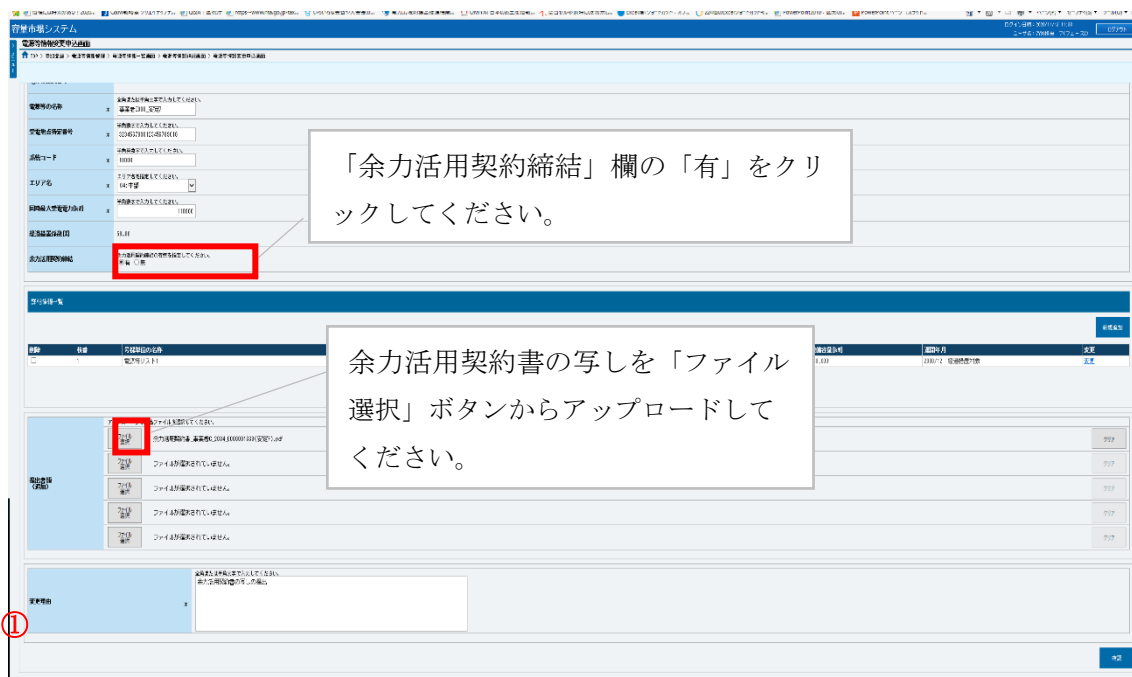


図 2-6 「電源等情報変更申込画面」の画面イメージ

表 2-2 「電源等情報変更申込画面」での入力項目（余力活用契約の提出）

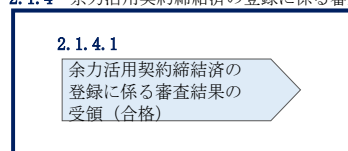
No.	項目	記入内容
①	変更理由	・ 余力活用契約書を締結済の場合 「余力活用契約書の写しの提出」と記入

2.1.4 余力活用契約締結済の登録に係る審査結果の受領

本項では、余力活用契約締結済の登録申込に対する審査結果について説明します（図 2-7 参照）。容量提供事業者は、本機関から余力活用契約締結済の登録申込に対する審査結果を受領します。

- 2.1.4.1 余力活用契約締結済の登録に係る審査結果の受領（合格）
- 2.1.4.2 余力活用契約締結済の登録に係る審査結果の受領（不合格）

2.1.4 余力活用契約締結済の登録に係る審査結果の受領



2.1.4 余力活用契約締結済の登録に係る審査結果の受領

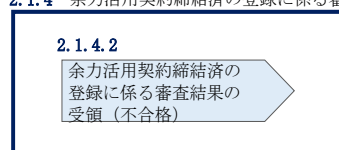


図 2-7 余力活用契約締結済の登録に係る審査結果の受領

2.1.4.1 余力活用契約締結済の登録に係る審査結果の受領（合格）

本機関による審査に合格した場合、事業者に電源等情報が登録された旨がメールにて送付されますので、容量市場システムにて電源等情報登録通知書を確認します。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「電源等情報管理」リンクをクリックして、「電源等情報一覧画面」へ進みます。

「電源等情報一覧画面」で電源等区分を選択後、検索したい電源等情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックします。検索結果が電源等情報一覧に表示されます。「電源等識別番号」リンクをクリックして、「電源等情報詳細画面」に進みます。

「電源等情報詳細画面」の「電源等情報登録通知書」欄にある「電源等情報登録通知書.pdf」リンクをクリックすると、電源等情報登録通知書をダウンロードできます。

2.1.4.2 余力活用契約締結済の登録に係る審査結果の受領（不合格）

余力活用契約の提出後、本機関による審査が行われ、不備があった事業者へは、不合格通知がメールで送付されます。必要に応じて、余力活用契約の締結期限内に余力活用契約締結済の登録（余力活用契約書の提出）に係る再申込を行ってください。

なお、不合格理由は「電源等情報審査詳細画面」で確認できます。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「審査」タブから「電源等情報審査管理」リンクをクリックして、「電源等情報審査画面」へ進みます。

「電源等情報審査画面」で電源等区分を選択後、検索したい電源等情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックすると、検索結果が「審査申込状況一覧」に表示されます。「詳細」リンクをクリックして「電源等情報審査詳細画面」に進み、審査内容一覧の審査コメントを確認してください。

2.1.5 電源等情報の調整機能「無」への変更申込

本項では、電源等情報の調整機能を「無」へ変更する手続きについて説明します（図 2-8 参照）。

2.1.5.1 電源等情報の変更申込（調整機能「無」への変更）

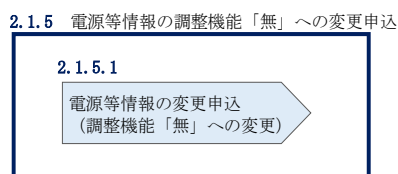


図 2-8 電源等情報の調整機能「無」への変更申込

2.1.5.1 電源等情報の変更申込（調整機能「無」への変更）

余力活用契約を締結済みではない、且つやむを得ない理由（表 2-1 参照）がある場合には、容量市場システムの「電源等情報変更申込画面」にて調整機能を「無」に変更し、変更理由欄にやむを得ない理由を記載してください。なお、電源等情報の変更申込は仮申込後に本申込を行う必要があります。

電源等情報の変更申込（調整機能「無」への変更）（仮申込）

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「電源等情報管理」リンクをクリックして、「電源等情報一覧画面」へ進みます。次に「電源等情報一覧画面」で、電源等区分を選択し、「検索」ボタンをクリックします。

電源等情報一覧に登録済の電源等情報が表示されるので、変更を行いたい電源の「電源等識別番号」をクリックすると、「電源等情報詳細画面」へ進みます。続いて、「電源等情報詳細画面」で「変更」ボタンをクリックすると、「電源等情報変更申込画面」へ進みます。

「電源等情報変更申込画面」の「詳細情報一覧」の「変更」リンクをクリックして、「電源等詳細情報編集画面」へ進み、調整機能の有無を「無」に変更します（図 2-9、図 2-10 参照）。また、やむを得ない理由を証明する書類等がある場合、本機関

は当該書類を受け付けます。書類を提出する場合は、「ファイル選択」をクリックしてアップロードします。

登録内容の変更にあたっては「変更理由」欄に変更理由（やむを得ない理由）を入力してください。入力終了後、内容を確認し「確認」ボタンをクリックします（図 2-11、表 2-3 参照）。なお、この段階では仮申込の状態であり、調整機能「無」への変更申込は完了していませんので注意してください。

電源等情報の変更申込（調整機能「無」への変更）（本申込）

仮申込の状態から申込完了にするためには、「ポータルトップ画面」の「審査」タブから「電源等情報審査管理」リンクをクリックして、「電源等情報審査画面」へ進みます。

「電源等情報審査画面」の電源等区分を選択後、調整機能「無」へ変更申込をしたい電源等情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックします。検索結果が「審査申込状況一覧」に表示されます。「申込 ID」リンクをクリックして「電源等申込情報画面」にて内容を確認後、チェックボックスにチェックを入れ、「申込完了」ボタンをクリックします。申込が完了すると、その旨がメールにて送付されます。

注：申込完了メールについて

申込完了メールには、電源等情報の変更申込を受け付けた旨が記載されています。

なお、本機関は余力活用契約を未締結であること、やむを得ない理由の審査および変更申込の確認をします。審査後には審査合格または不合格を別途メールにて通知いたします。

不合格の通知を受けた場合、事業者は速やかに通知コメントに従い、対応してください。

電源等情報変更申込画面

TOP > 参加登録 > 電源等情報管理 > 電源等情報一覧画面 > 電源等情報詳細画面 > 電源等情報変更申込画面

基本情報一覧

容量を提供する電源等の区分	安定電源
実需給年度	2024
事業者コード	7A05
参加登録申請者名	事業者AAAA
電源等識別番号	000000021
電源等の名称	全角または半角文字で入力してください。 電源
受電地点特定番号	半角数字で入力してください。 22000000000060000010
系統コード	半角数字で入力してください。 11111
エリア名	エリア名を選択してください。 03:東京
同時最大受電力[kW]	半角数字で入力してください。 5000
経過償還係数[%]	58.00

詳細情報一覧

[新規追加](#)

削除	順番	号機単位の名称	系統コード	電源種類の区分	発電方式の区分	設置容量[kW]	運用年月	変更
<input type="checkbox"/>	1	1号機	11121	再生可能エネルギー	風力	10,000	2008/01 経過償還対象	変更

図 2-9 「電源情報変更申込画面」「詳細情報一覧」電源等情報の変更の画面イメージ

容量市場システム

電源等詳細情報編集画面

号機単位の所有者 *	
系統コード *	半角英数字で入力してください。 10001
電源種別の区分 *	電源種別の区分を指定してください。 02:火力
発電方式の区分 *	発電方式の区分を指定してください。 024:石油
設備容量[kW] *	半角数字で入力してください。 110000
運開年月 *	yyyymm形式で入力してください。 200012
調整機能の有無 *	調整機能の有無を指定してください。 <input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無
発電用の自家用電気工作物（余剰）の該当有無 *	発電用の自家用電気工作物（余剰）の該当有無を指定してください。 <input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無

パターン名 起動～並列 時間 分 並列～フル出力 時間 分

閉じる 設定

図 2-10 「電源等詳細情報編集画面」電源等情報（詳細情報）の登録の画面イメージ

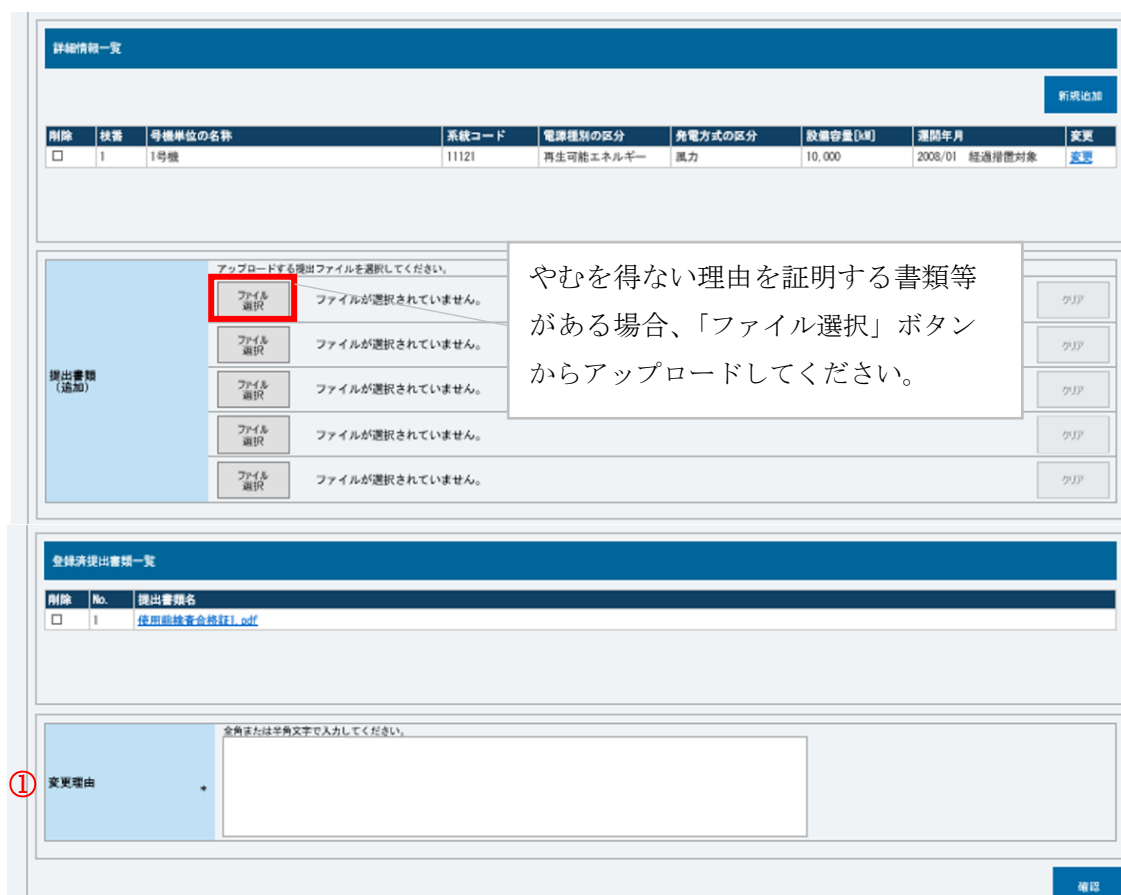


図 2-11 「電源情報変更申込画面」「詳細情報一覧」電源等情報の変更の画面イメージ

表 2-3 「電源等情報変更申込画面」での入力項目（調整機能「無」への変更）

No.	項目	記入内容
①	変更理由	余力活用契約を未締結であることのやむを得ない理由がある場合に具体的な理由を記入 記入例) ・調整機能が故障し、実需給年度内の復旧の見通しが立たないため ・調整機能に関する事前審査にて、一般送配電事業者の求める要件を満たさなかったため ・(水力の場合) 調整機能を使用することにより、河川法等で定める公共の安全が保持されないため

2.1.6 電源等情報の調整機能「無」への変更申込に係る審査結果の受領

本項では、電源等情報の調整機能「無」への変更申込に対する審査結果について説明します（図 2-12 参照）。容量提供事業者は、本機関から電源等情報の調整機能「無」への変更申込に対する審査結果を受領します。

2.1.6.1 電源等情報の調整機能「無」への変更申込に係る審査結果の受領（合格）

2.1.6.2 電源等情報の調整機能「無」への変更申込に係る審査結果の受領（不合格）

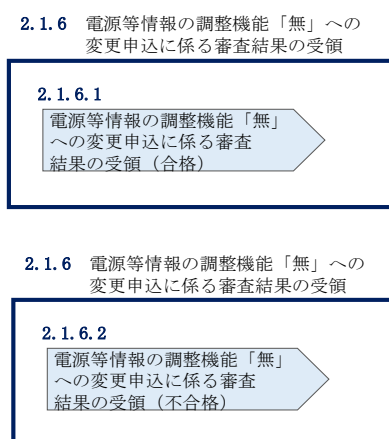


図 2-12 電源等情報の調整機能「無」への変更申込に係る審査結果の受領

2.1.6.1 電源等情報の調整機能「無」への変更申込に係る審査結果の受領（合格）

本機関による審査に合格した場合、事業者に電源等情報が登録された旨がメールにて送付されますので、容量市場システムにて電源等情報登録通知書を確認します。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「電源等情報管理」リンクをクリックして、「電源等情報一覧画面」へ進みます。

「電源等情報一覧画面」で電源等区分を選択後、検索したい電源等情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックします。検索結果が電源等情報一覧に表示されます。「電源等識別番号」リンクをクリックして、「電源等情報詳細画面」に進みます。

「電源等情報詳細画面」の「電源等情報登録通知書」欄にある「電源等情報登録通知書.pdf」リンクをクリックすると、電源等情報登録通知書をダウンロードできます。

2.1.6.2 電源等情報の調整機能「無」への変更申込に係る審査結果の受領（不合格）

調整機能「無」への変更申込後、本機関による審査が行われ、不備があった事業者へは、不合格通知がメールで送付されます。必要に応じて、余力活用契約の締結期限内に調整機能「無」への変更に係る再申込を行ってください。

なお、不合格理由は「電源等情報審査詳細画面」で確認できます。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「審査」タブから「電源等情報審査画面」リンクをクリックして、「電源等情報審査画面」へ進みます。

「電源等審査情報画面」で電源等区分を選択後、検索したい電源等情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックすると、検索結果が「審査申込状況一覧」に表示されます。「詳細」リンクをクリックして「電源等審査詳細画面」に進み、審査内容一覧の審査コメントを確認してください。

2.2 余力活用契約の締結（差替先電源等提供者）

本節では、差替先電源等提供者の余力活用契約の締結について以下の流れで説明します（図 2-13 参照）。

- 2.2.1 余力活用契約の締結手続き
- 2.2.2 余力活用契約の締結状況の報告依頼の受領
- 2.2.3 余力活用契約締結済の登録（余力活用契約書の提出）
- 2.2.4 余力活用契約締結済の登録に係る審査結果の受領
- 2.2.5 電源等情報の調整機能「無」への変更申込
- 2.2.6 電源等情報の調整機能「無」への変更申込に係る審査結果の受領
- 2.2.7 差替掲示板からの掲載取下げ通知の受領

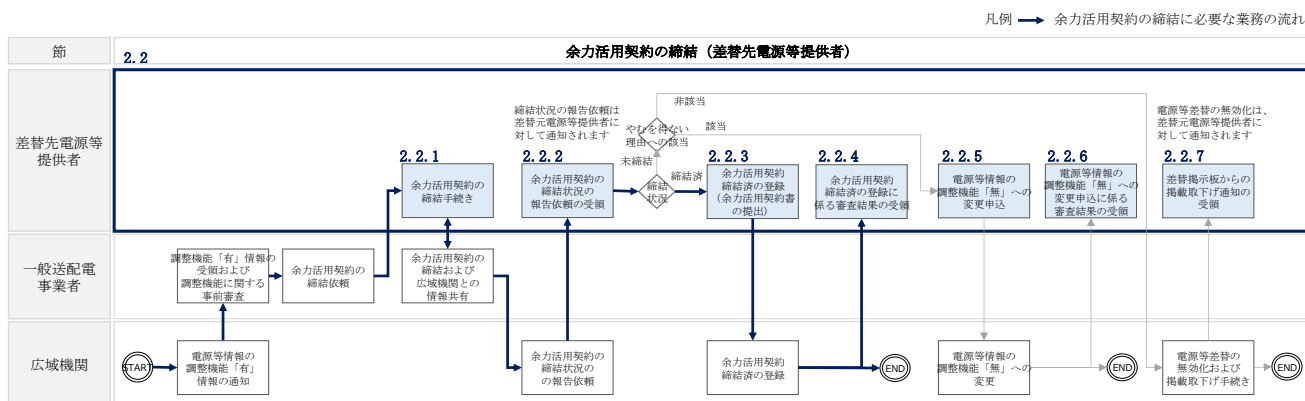


図 2-13 余力活用契約の締結（差替先電源等提供者）の詳細構成

2.2.1 余力活用契約の締結手続き

本項では、調整機能を有する電源等を提供する差替先電源等提供者と一般送配電事業者との間における余力活用契約の締結手続きについて説明します（図 2-14 参照）。

- 2.2.1.1 余力活用契約の締結依頼の受領
- 2.2.1.2 余力活用契約の内容記入および締結

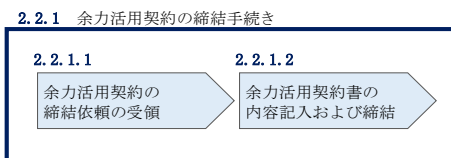


図 2-14 余力活用契約の締結手続き

2.2.1.1 余力活用契約の締結依頼の受領

『2.1.1.1 余力活用契約の締結依頼の受領』を参照してください。

2.2.1.2 余力活用契約の内容記入および締結

『2.1.1.2 余力活用契約書の内容記入および締結』を参照してください。

2.2.2 余力活用契約の締結状況の報告依頼の受領

本項では、余力活用契約の締結状況の報告依頼に係る手続きについて説明します（図 2-15 参照）。

2.2.2.1 締結状況の報告依頼の受領

2.2.2 余力活用契約の締結状況の報告依頼の受領

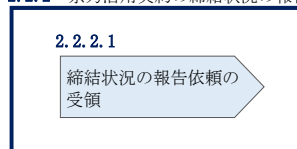


図 2-15 余力活用契約の締結状況の報告依頼の受領

2.2.2.1 締結状況の報告依頼の受領

『2.1.2.1 締結状況の報告依頼の受領』を参照してください。

注：差替時の余力活用契約内容の報告依頼に係る対応について

本機関から、差替元電源等提供者に対して差替先電源等の余力活用契約内容の報告依頼をメールで送付します。差替元電源等提供者が差替先電源等提供者に報告依頼を連携し、差替先電源等提供者が余力活用契約書の写しの提出、もしくは調整機能「無」への変更・やむを得ない理由の申告を実施してください。

2.2.3 余力活用契約締結済の登録（余力活用契約書の提出）

本項では、差替先電源等提供者の余力活用契約締結済の登録（余力活用契約書の提出）について説明します（図 2-16 参照）。

2.2.3.1 電源等情報の変更申込（余力活用契約書の提出）

2.2.3 余力活用契約締結済の登録（余力活用契約書の提出）

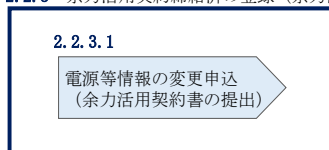


図 2-16 余力活用契約締結済の登録（余力活用契約書の提出）

2.2.3.1 電源等情報の変更申込（余力活用契約書の提出）

『2.1.3.1 電源等情報の変更申込（余力活用契約書の提出）』を参照してください。

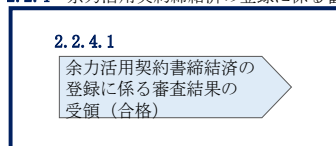
2.2.4 余力活用契約締結済の登録に係る審査結果の受領

本項では、余力活用契約締結済の登録申込に対する審査結果について説明します（図 2-17 参照）。差替先電源等提供者は、本機関から余力活用契約締結済の登録申込に対する審査結果を受領します。

2.2.4.1 余力活用契約締結済の登録に係る審査結果の受領（合格）

2.2.4.2 余力活用契約締結済の登録に係る審査結果の受領（不合格）

2.2.4 余力活用契約締結済の登録に係る審査結果の受領



2.2.4 余力活用契約締結済の登録に係る審査結果の受領

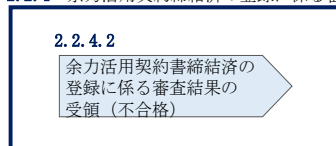


図 2-17 余力活用契約締結済の登録に係る審査結果の受領

2.2.4.1 余力活用契約締結済の登録に係る審査結果の受領（合格）

『2.1.4.1 余力活用契約締結済の登録に係る審査結果の受領（合格）』を参照してください。

2.2.4.2 余力活用契約締結済の登録に係る審査結果の受領（不合格）

『2.1.4.2 余力活用契約締結済の登録に係る審査結果の受領（不合格）』を参照してください。

2.2.5 電源等情報の調整機能「無」への変更申込

本項では、電源等情報の調整機能を「無」へ変更する手続きについて説明します（図 2-18 参照）。

2.2.5.1 調整機能「無」への変更申込

2.2.5 電源等情報の調整機能「無」への変更申込

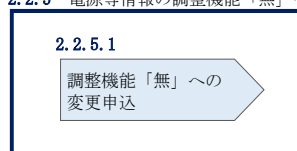


図 2-18 電源等情報の調整機能「無」への変更申込

2.2.5.1 調整機能「無」への変更申込

『2.1.5.1 電源等情報の変更申込（調整機能「無」への変更）』を参照してください。

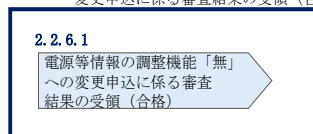
2.2.6 電源等情報の調整機能「無」への変更申込に係る審査結果の受領

本項では、電源等情報の調整機能「無」への変更申込に対する審査結果について説明します（図 2-19 参照）。差替先電源等提供者は、本機関から電源等情報の調整機能「無」への変更申込に対する審査結果を受領します。

2.2.6.1 電源等情報の調整機能「無」への変更申込に係る審査結果の受領（合格）

2.2.6.2 電源等情報の調整機能「無」への変更申込に係る審査結果の受領（不合格）

2.2.6 電源等情報の調整機能「無」への変更申込に係る審査結果の受領（合格）



2.2.6 電源等情報の調整機能「無」への変更申込に係る審査結果の受領（不合格）

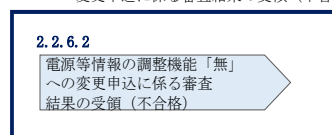


図 2-19 電源等情報の調整機能「無」への変更申込に係る審査結果の受領

2.2.6.1 電源等情報の調整機能「無」への変更申込に係る審査結果の受領（合格）

『2.1.6.1 電源等情報の調整機能「無」への変更申込に係る審査結果の受領（合格）』を参照してください。

2.2.6.2 電源等情報の調整機能「無」への変更申込に係る審査結果の受領（不合格）

『2.1.6.2 電源等情報の調整機能「無」への変更申込に係る審査結果の受領（不合格）』を参照してください。

2.2.7 差替掲示板からの掲載取下げ通知の受領

本項では、差替掲示板からの掲載取下げに係る手続きについて説明します（図 2-20 参照）。差替先電源等提供者が余力活用契約を本機関の指定する締結期限（2023 年 12 月末）までに締結しなかった場合、差替掲示板への掲載が取下げとなります。

2.2.7.1 掲載取下げ通知の受領

2.2.7 差替掲示板からの掲載取下げ通知の受領

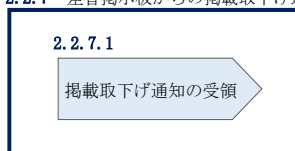


図 2-20 差替掲示板からの掲載取下げ通知の受領

2.2.7.1 掲載取下げ通知の受領

余力活用契約が本機関の指定する締結期限（2023 年 12 月末）までに締結されなかった場合、差替掲示板の掲載が本機関により削除され、差替先電源等提供者に対して掲載が取り下げられた旨がメールで送付されます。

また、本機関による電源等差替の無効化手続き完了後、電源等差替が無効化された旨が差替元電源等提供者に対してメールで送付されます。差替先電源等提供者に対する電源等差替が無効化された通知は、差替元電源等提供者から行ってください。

注：余力活用契約を未締結の場合の電源等差替の無効化について

締結期限（2023 年 12 月末）までに調整機能を有する差替先電源等提供者が余力活用契約を締結済みではない、且つ未締結であることやむを得ない理由もない場合、本機関は当該の電源等差替を無効化しますので留意してください。

2.3 電源等情報の追加登録（容量提供事業者）

本節では容量提供事業者による電源等情報の追加登録について以下の流れで説明します（図 2-21 参照）。

- 2.3.1 未提出の電源等情報の提出要請の受領
- 2.3.2 未提出の電源等情報の提出および追加登録の申込
- 2.3.3 追加登録に係る審査結果の受領（合格）
- 2.3.4 追加登録に係る審査結果の受領（不合格）
- 2.3.5 未提出の電源等情報の提出再要請の受領

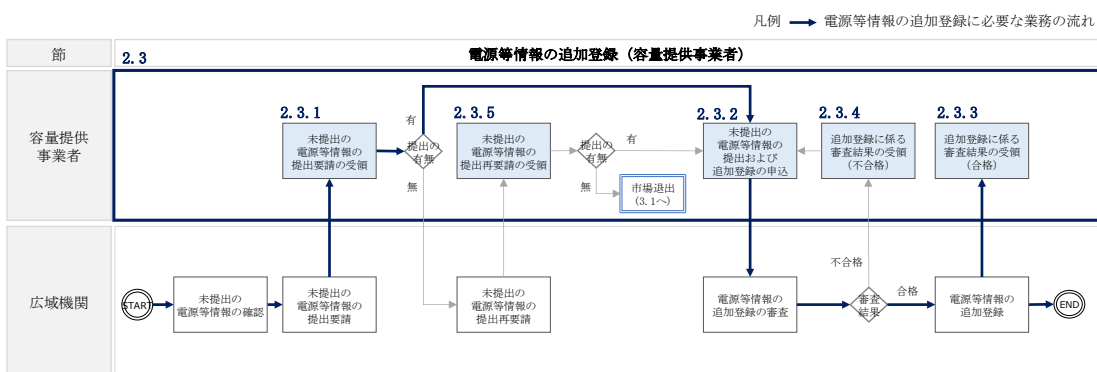


図 2-21 電源等情報の追加登録（容量提供事業者）の詳細構成

2.3.1 未提出の電源等情報の提出要請の受領

本項では、未提出の電源等情報の提出要請に係る手続きについて説明します（図 2-22 参照）。

2.3.1.1 電源等情報の追加登録に係る提出要請の受領

2.3.1.1 未提出の電源等情報の提出要請の受領

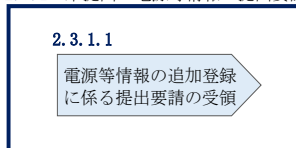


図 2-22 未提出の電源等情報の提出要請の受領

2.3.1.1 電源等情報の追加登録に係る提出要請の受領

電源等情報の登録時に一部、未提出の書類がある電源等や未入力の項目がある電源等を登録した容量提供事業者に対して、2023年10月頃（P）に提出要請がメールで送付されます。

注：自主的な電源等情報の追加登録について

本機関からの提出要請の受領前であっても、未提出の書類提出や電源等情報の追加登録が可能です。

既に書類が揃っている場合、容量市場システムの「電源等情報変更申込画面」にて書類を提出し、電源等情報の追加登録を行ってください（『2.3.2 未提出の電源等情報の提出および追加登録の申込』参照）。

なお、書類の提出および追加登録の期限（2023年11月末）までに電源等情報の追加登録が行われない場合、市場退出（全量退出）となる場合がありますので留意してください。

2.3.2 未提出の電源等情報の提出および追加登録の申込

本項では、未提出の電源等情報の提出および追加登録の手続きについて説明します（図 2-23 参照）。

2.3.2.1 書類提出および電源等情報の追加登録

2.3.2 未提出の電源等情報の提出および追加登録の申込

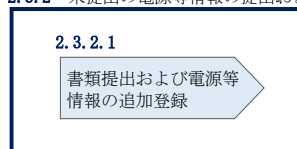


図 2-23 未提出の電源等情報の提出および追加登録の申込

2.3.2.1 書類提出および電源等情報の追加登録

書類提出および電源等情報を追加登録する場合には、容量市場システムの「電源等情報変更申込画面」から行います。なお、電源等情報の変更申込は仮申込後に本申込を行う必要があります。

書類提出および電源等情報の追加登録（仮申込）

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「電源等情報管理」リンクをクリックして、「電源等情報一覧画面」へ進みます。次に「電源等情報一覧画面」で、電源等区分を選択し、「検索」ボタンをクリックします。

電源等情報一覧に登録済の電源等情報が表示されるので、追加登録を行いたい電源の「電源等識別番号」をクリックすると、「電源等情報詳細画面」へ進みます。続いて、「電源等情報詳細画面」で「変更」ボタンをクリックすると、「電源等情報変更申込画面」へ進みます。

「電源等情報変更申込画面」の「詳細情報一覧」の「変更」リンクをクリックして、「電源等詳細情報編集画面」へ進み、未入力項目へ記入します。また、未提出書類がある場合、「ファイル選択」をクリックしてアップロードします（4MB以下のPDFファイルとすること）。

電源等情報の追加登録にあたっては「変更理由」欄に「電源等情報の追加登録」と入力してください。入力終了後、「確認」ボタンをクリックし、入力内容に不備がなければ「実行」ボタンをクリックします（図 2-24、表 2-4、図 2-25、表 2-5、図 2-27、図 2-28、表 2-6、図 2-29、表 2-7、図 2-30、図 2-31、表 2-8、表 2-9、表 2-10 参照）。なお、この段階では仮申込の状態であり、電源等情報の追加登録は完了していませんので注意してください。

注：未提出書類のファイル名について

書類はPDFフォーマットで作成し、ファイル名は「書類名_事業者名_対象実需給年度_電源等識別番号.pdf」としてください。

例) ファイル名： 書類名_〇〇株式会社_2024_0123456789.pdf

対象実需給年度 電源等識別番号

書類提出および電源等情報の追加登録（本申込）

仮申込の状態から申込完了にするためには、「ポータルトップ画面」の「審査」タブから「電源等情報審査管理」リンクをクリックして、「電源等情報審査画面」へ進みます。

「電源等情報審査画面」の電源等区分を選択後、電源等情報の追加登録したい電源等情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックします。検索結果が「審査申込状況一覧」に表示されます。「申込ID」リンクをクリックして「電源等申込情報画面」にて内容を確認後、チェックボックスにチェックを入れ、「申込完了」ボタンをクリックします。申込が完了すると、その旨がメールにて送付されます。

注：申込完了メールについて

申込完了メールには、電源等情報の変更申込を受け付けた旨が記載されています。

なお、本機関は受付後、電源等情報の追加登録に係る審査を行います。審査後には審査合格または不合格を、別途メールにて通知いたします。

不合格の通知を受けた事業者は速やかに通知コメントに従い、対応してください。

電源等情報の追加登録方法（安定電源）

電源等情報変更申込画面

TOP > 参加登録 > 電源等情報管理 > 電源等情報一覧画面 > 電源等情報詳細画面 > 電源等情報変更申込画面

基本情報一覧

容量を提供する電源等の区分	安定電源
実需給年度	2024
事業者コード	7A05
参加登録申請者名	事業者AAAA
電源等識別番号	000000021
電源等の名称	全角または半角文字で入力してください。 電源
① 受電地点特定番号	半角数字で入力してください。 2200000000000000000010
② 系統コード	半角数字で入力してください。 11111
エリア名	エリア名を選択してください。 03:東京
同時最大受電電力[kW]	半角数字で入力してください。 5000
経過償還係数[%]	58.00

詳細情報一覧

[新規追加](#)

削除	順番	号機単位の名称	系統コード	電源種類の区分	発電方式の区分	設置容量[kW]	運用年月	変更
<input type="checkbox"/>	1	1号機	11121	再生可能エネルギー	風力	10,000	2008/01 経過措置対象	変更

提出書類 (追加)	アップロードする提出ファイルを選択してください。 <input style="border: 2px solid red;" type="button" value="ファイル選択"/> ファイルが選択されていません。 <input type="button" value="ファイル選択"/> ファイルが選択されていません。 <input type="button" value="ファイル選択"/> ファイルが選択されていません。 <input type="button" value="ファイル選択"/> ファイルが選択されていません。 <input type="button" value="ファイル選択"/> ファイルが選択されていません。	提出する書類がある場合、「ファイル選択」ボタンからアップロードしてください。	<input type="button" value="クリア"/> <input type="button" value="クリア"/> <input type="button" value="クリア"/> <input type="button" value="クリア"/> <input type="button" value="クリア"/>
--------------	--	--	--

登録済提出書類一覧

削除	No.	提出書類名
<input type="checkbox"/>	1	使用届検査会様紙1.pdf

③ 変更理由

全角または半角文字で入力してください。

図 2-24 「電源情報変更申込画面」
 安定電源の電源等情報の変更の画面イメージ

表 2-4 「電源等情報変更申込画面」

安定電源の電源等情報（基本情報）の登録での入力項目（電源等情報の追加登録）

No.	項目	記入内容
①	受電地点特定番号	新設電源に限り入力 「発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表」を提出
②	系統コード	新設電源に限り入力
③	変更理由	「電源等情報の追加登録」と記入

図 2-25 「電源等詳細情報編集画面」
 安定電源の電源等情報（詳細情報）の登録の画面イメージ

表 2-5 「電源等詳細情報編集画面」
 安定電源の電源等情報（詳細情報）の登録の入力項目一覧（電源等情報の追加登録）

No.	項目	留意点
①	相対契約上の計画変更締切時間	相対契約を締結している電源に限り要入力
②	発電 BG コード	追加登録の期限までに要入力
③	需要 BG コード・計画提出者コード	追加登録の期限までに要入力
④	電源の起動時間	追加登録の期限までに要入力 電源等が起動操作の開始から系統並列までの時間および系統並列から容量確保契約容量に到達するまでの時間をパターン毎に入力（図 2-26 参照）

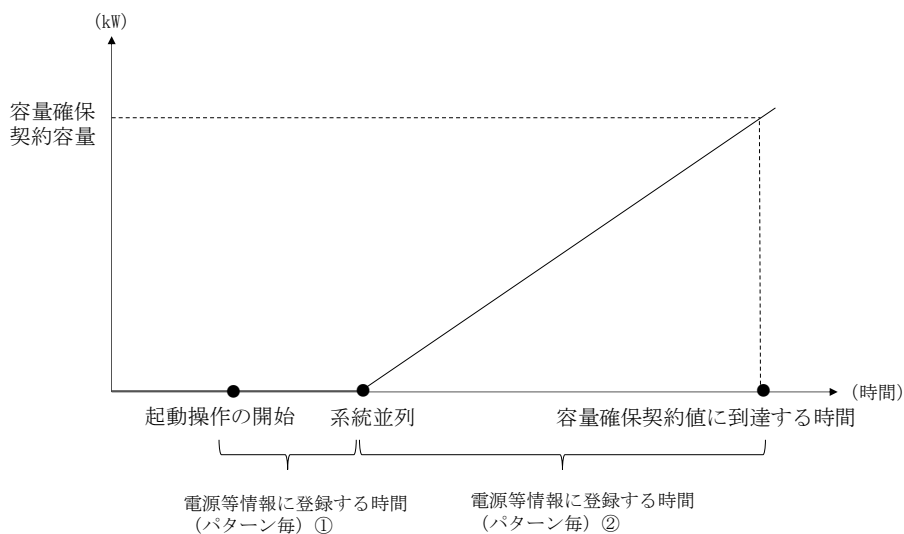


図 2-26 電源の起動時間のイメージ

電源等情報の追加登録方法（変動電源（単独））

容量市場システム

電源等情報変更申込画面

容量を提供する電源等の区分 変動電源（単独）

実需給年度 2034

事業者コード 7Y02

参加登録申請者名 事業者B

電源等識別番号 0000001614

電源等の名称 * 全角または半角文字で入力してください。
事業者8000_変動単独1

① 受電地点特定番号 * 半角数字で入力してください。
2345678901234567890121

② 系統コード * 半角英数字で入力してください。
20001

エリア名 * エリア名を指定してください。
05:北陸

同時最大受電電力[kW] * 半角数字で入力してください。
110000

経過措置係数[%] 58.00

詳細情報一覧

単位の名称	系統コード	電源種別の区分	発電方式の区分	設備容量[kW]	運用年月	変更
!	20001	再生可能エネルギー	風力	110,000	2000/12 経過措置対象	変更

図 2-27 「電源情報変更申込画面」

変動電源（単独）の電源等情報の変更の画面イメージ

アップロードする提出ファイルを選択してください。

③ 変更理由 *

提出書類（追加）

ファイル選択 ファイルが選択されていません。

ファイル選択 ファイルが選択されていません。

ファイル選択 ファイルが選択されていません。

ファイル選択 ファイルが選択されていません。

ファイル選択 ファイルが選択されていません。

ファイル選択 ファイルが選択されていません。

提出する書類がある場合、「ファイル選択」ボタンからアップロードしてください。

確認

図 2-28 「電源情報変更申込画面」 「詳細情報一覧」

変動電源（単独）の電源等情報の変更の画面イメージ

表 2-6 「電源等情報変更申込画面」
変動電源（単独）の電源等情報（基本情報）の登録での入力項目
（電源等情報の追加登録）

No.	項目	記入内容
①	受電地点特定番号	新設電源に限り入力 「発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表」を提出
②	系統コード	新設電源に限り入力
③	変更理由	「電源等情報の追加登録」と記入

電源等詳細情報編集画面

号機単位の名称 *	全角または半角文字で入力してください。 1号機
号機単位の所有者 *	全角または半角文字で入力してください。 事業者A
系統コード *	半角英数字で入力してください。 19999
電源種別の区分 *	電源種別の区分を指定してください。 04:再生可能エネルギー
発電方式の区分 *	発電方式の区分を指定してください。 041:風力
設備容量 [kW] *	半角数字で入力してください。 5000
運用年月 *	yyyymm形式で入力してください。 201812

FIT認定ID	半角英数字で入力してください。
特定契約の終了年月	yyyymm形式で入力してください。

① 発電BGコード	半角英数字で入力してください。				
	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

閉じる 設定

図 2-29 「電源等詳細情報編集画面」

変動電源（単独）の電源等情報（詳細情報）の登録の画面イメージ

表 2-7 「電源等詳細情報編集画面」

変動電源（単独）の電源等情報（詳細情報）の登録の入力項目一覧
 （電源等情報の追加登録）

No.	項目	留意点
①	発電 BG コード	追加登録の期限までに要入力

電源等情報の追加登録方法（変動電源（アグリゲート））

容量市場システム ログイン日時: 2020/11/20 16:18
 ユーザー名: 7Y02担当 ア(フェーズ2) ログアウト

電源等情報変更申込画面

TOP > 参加登録 > 電源等情報管理 > 電源等情報一覧画面 > 電源等情報詳細画面 > 電源等情報変更申込画面

基本情報一覧

容量を提供する電源等の区分: 変動電源（アグリゲート）

実需給年度	2034
事業者コード	7Y02
参加登録申請者名	事業者8
電源等識別番号	0000001623
電源等の名称	* 全角または半角文字で入力してください。 事業者0000_変動アグリゲート1
系統コード	* 半角英数字で入力してください。 20010
エリア名	* エリア名を指定してください。 05:北陸

詳細情報一覧 新規追加

削除	枝番	号機単位の名称	設備容量[kW]	運用年月	FIT認定ID	特定契約の終了年月	操作
<input type="checkbox"/>	1	小規模変動電源リスト1	110,000	2000/12			変更

図 2-30 「電源情報変更申込画面」「詳細情報一覧」
 変動電源（アグリゲート）の電源等情報の変更の画面イメージ

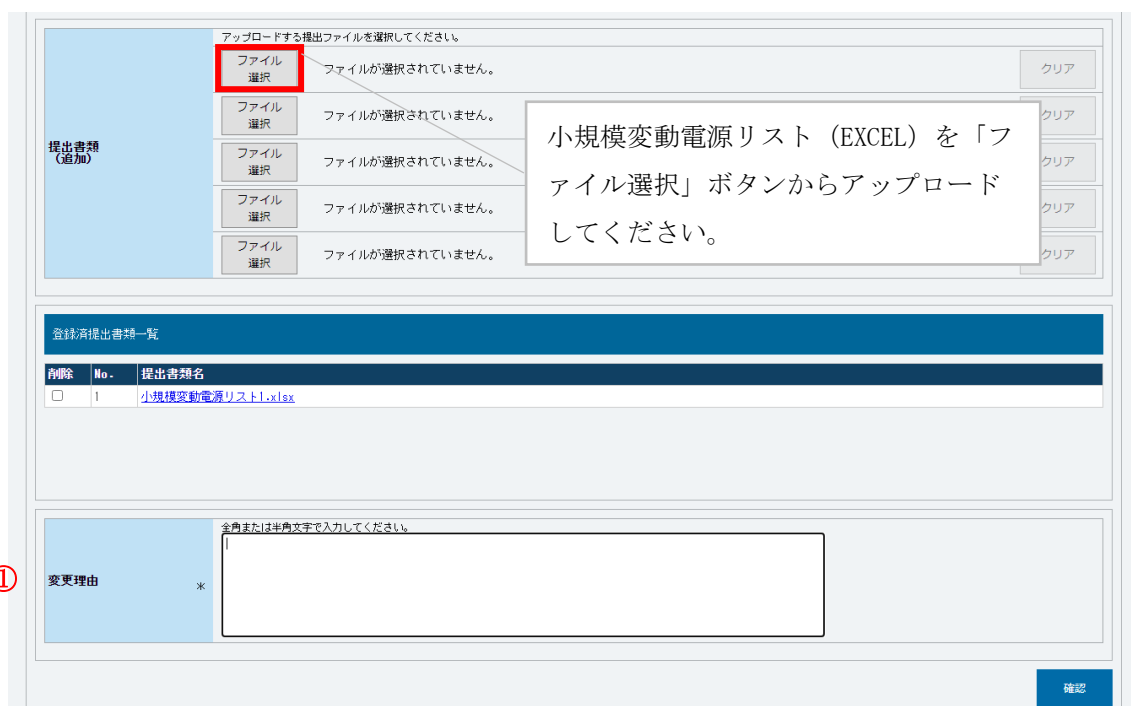


図 2-31 「電源情報変更申込画面」

変動電源（アグリゲート）の電源等情報の変更の画面イメージ

表 2-8 「電源等情報変更申込画面」

変動電源（アグリゲート）の電源等情報（基本情報）の登録での入力項目
 （電源等情報の追加登録）

No.	項目	記入内容
①	変更理由	「電源等情報の追加登録」と記入

表 2-9 変動電源（アグリゲート）小規模変動電源リストの内訳情報の項目一覧

凡例： 対象項目 ○ 対象外項目 —

No.	審査項目名	事業者の入力項目 (追加登録の対象項目のみ)
①	容量を提供する電源等の区分	—
②	電源等の名称	—
③	受電地点特定番号	○
④	(リスト単位の) 系統コード	—
⑤	エリア名	—
⑥	同時最大受電電力	—
⑦	所在地	—
⑧	号機単位の名称	—
⑨	(個々の小規模変動電源の) 系統コード	○
⑩	電源種別の区分	—
⑪	発電方式の区分	—
⑫	設備容量	—
⑬	運開年月	—
⑭	FIT 認定 ID	—
⑮	特定契約の終了年月	—
⑯	発電 BG コード	○

図 2-32 変動電源（アグリゲート）の小規模変動電源リストの内訳情報を記載したリスト（EXCEL ファイル）のイメージ

表 2-10 電源等情報：変動電源（アグリゲート） 小規模変動電源リストの内訳情報の
 入力項目一覧（電源等情報の追加登録）

No.	項目	留意点
③	受電地点特定番号	新設電源に限り、追加登録の期限までに要 入力 「発電量調整供給契約に基づく受電地点明 細表」を提出
⑨	（個々の小規模変動電源の）系統 コード	新設電源に限り、追加登録の期限までに要 入力
⑯	発電 BG コード	

注：提出書類の送付先について

基本情報および詳細情報の各項目に係る提出書類がある場合、本機関に電磁的記録媒体（CD-R 等）で郵送してください。

〒135-0061

東京都江東区豊洲 6-2-15

電力広域的運営推進機関 容量市場参加登録係_2024_電源等情報の追加登録 宛
 (P) 対象実需給年度

2.3.3 追加登録に係る審査結果の受領（合格）

本項では、追加登録に係る審査結果について説明します（図 2-33 参照）。電源等情報の追加登録後、本機関が内容を確認した結果、不備がなかった場合、合格通知を受領します。

2.3.3.1 合格通知の受領（追加登録）

2.3.3 追加登録に係る審査結果の受領（合格）

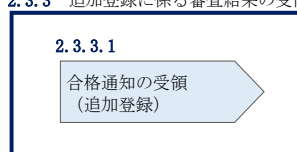


図 2-33 追加登録に係る審査結果の受領（合格）

2.3.3.1 合格通知の受領（追加登録）

電源等情報が登録された旨がメールにて送付されますので、容量市場システムにて電源等情報登録通知書を確認します。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「電源等情報管理」リンクをクリックして、「電源等情報一覧画面」へ進みます。

「電源等情報一覧画面」で電源等区分を選択後、検索したい電源等情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックします。検索結果が電源等情報一覧に表示されます。「電源等識別番号」リンクをクリックして、「電源等情報詳細画面」に進みます。

「電源等情報詳細画面」の「電源等情報登録通知書」欄にある「電源等情報登録通知書.pdf」リンクをクリックすると、電源等情報登録通知書をダウンロードできます。

2.3.4 追加登録に係る審査結果の受領（不合格）

本項では、追加登録に係る審査結果について説明します（図 2-34 参照）。電源等情報の追加登録後、本機関が内容を確認した結果、不備が認められた場合、不合格通知を受領します。

2.3.4.1 不合格通知の受領（追加登録）

2.3.4 追加登録に係る審査結果の受領（不合格）

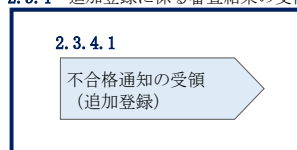


図 2-34 追加登録に係る審査結果の受領（不合格）

2.3.4.1 不合格通知の受領（追加登録）

不合格通知がメールにて送付されます。

なお、不合格理由は「電源等情報審査詳細画面」で確認できます。
容量市場システム「ポータルトップ画面」の「審査」タブから「電源等情報審査画面」リンクをクリックして、「電源等情報審査画面」へ進みます。

「電源等審査情報画面」で電源等区分を選択後、検索したい電源等情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックすると、検索結果が「審査申込状況一覧」に表示されます。「詳細」リンクをクリックして「電源等審査詳細画面」に進み、審査内容一覧の審査コメントを確認してください。

2.3.5 未提出の電源等情報の提出再要請の受領

本項では、未提出の電源等情報の提出再要請に係る手続きについて説明します（図 2-35 参照）。

2.3.5.1 電源等情報の追加登録に係る提出再要請の受領

2.3.5 未提出の電源等情報の提出再要請の受領

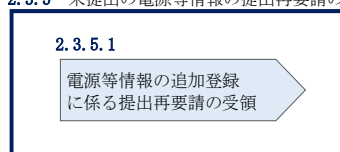


図 2-35 未提出の電源等情報の提出再要請の受領

2.3.5.1 電源等情報の追加登録に係る提出再要請の受領

提出要請から一定期間が経過しても未提出の書類がある電源等や未入力のある項目がある電源等を提供する容量提供事業者に対して、2023年11月上旬頃に提出再要請がメールで送付されます。

2.4 電源等情報の追加登録（差替先電源等提供者）

本節では差替先電源等提供者による電源等情報の追加登録について以下の流れで説明します（図 2-36 参照）。

- 2.4.1 未提出の電源等情報の提出要請の受領
- 2.4.2 未提出の電源等情報の提出および追加登録の申込
- 2.4.3 追加登録に係る審査結果の受領（合格）
- 2.4.4 追加登録に係る審査結果の受領（不合格）
- 2.4.5 未提出の電源等情報の提出再要請の受領
- 2.4.6 差替掲示板からの掲載取下げ通知の受領

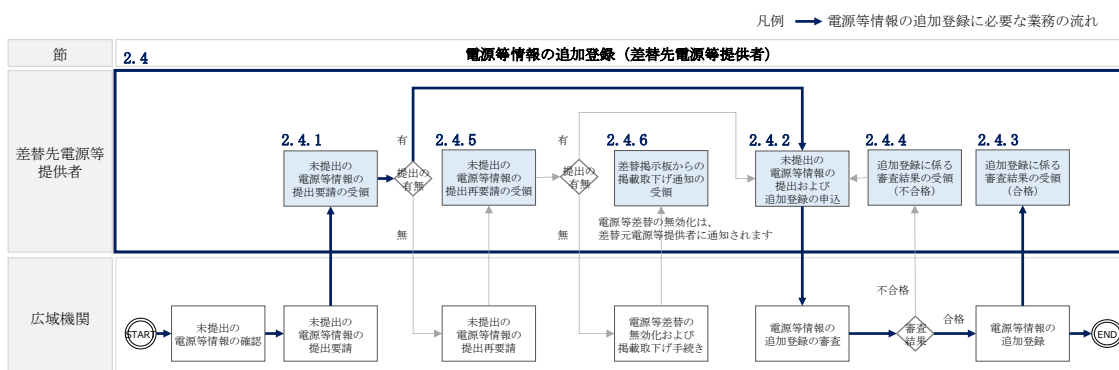


図 2-36 電源等情報の追加登録（差替先電源等提供者）の詳細構成

2.4.1 未提出の電源等情報の提出要請の受領

本項では、未提出の電源等情報の提出要請に係る手続きについて説明します（図 2-37 参照）。

2.4.1.1 電源等情報の追加登録に係る提出要請の受領

2.4.1.1 未提出の電源等情報の提出要請の受領

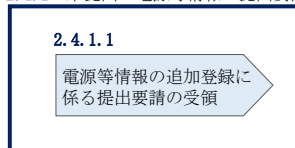


図 2-37 未提出の電源等情報の提出要請の受領

2.4.1.1 電源等情報の追加登録に係る提出要請の受領

『2.3.1.1 電源等情報の追加登録に係る提出要請の受領』を参照してください。

2.4.2 未提出の電源等情報の提出および追加登録の申込

本項では、未提出の電源等情報の提出および追加登録の申込について説明します（図 2-38 参照）。

2.4.2.1 書類提出および電源等情報の追加登録

2.4.2 未提出の電源等情報の提出および追加登録の申込

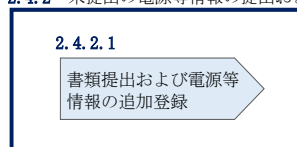


図 2-38 未提出の電源等情報の提出および追加登録の申込

2.4.2.1 書類提出および電源等情報の追加登録

『2.3.2.1 書類提出および電源等情報の追加登録』を参照してください。

2.4.3 追加登録に係る審査結果の受領（合格）

本項では、追加登録に係る審査結果について説明します（図 2-39 参照）。電源等情報の追加登録後、本機関が内容を確認した結果、不備が無かった場合、合格通知を受領します。

2.4.3.1 合格通知の受領（追加登録）

2.4.3 追加登録に係る審査結果の受領（合格）

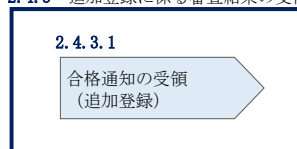


図 2-39 追加登録に係る審査結果の受領（合格）

2.4.3.1 合格通知の受領（追加登録）

『2.3.3.1 合格通知の受領（追加登録）」を参照してください。

2.4.4 追加登録に係る審査結果の受領（不合格）

本項では、追加登録に係る審査結果について説明します（図 2-40 参照）。電源等情報の追加登録後、本機関が内容を確認した結果、不備が認められた場合、不合格通知を受領します。

2.4.4.1 不合格通知の受領（追加登録）

2.4.4 追加登録に係る審査結果の受領（不合格）

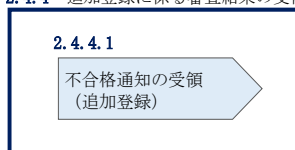


図 2-40 追加登録に係る審査結果の受領（不合格）

2.4.4.1 不合格通知の受領（追加登録）

『2.3.4.1 不合格通知の受領（追加登録）』を参照してください。

2.4.5 未提出の電源等情報の提出再要請の受領

本項では、未提出の電源等情報の提出再要請に係る手続きについて説明します（図 2-41 参照）。

2.4.5.1 電源等情報の追加登録に係る提出再要請の受領

2.4.5 未提出の電源等情報の提出再要請の受領

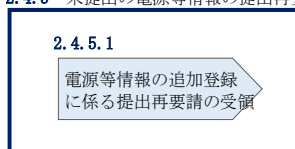


図 2-41 未提出の電源等情報の提出再要請の受領

2.4.5.1 電源等情報の追加登録に係る提出再要請の受領

『2.3.5.1 電源等情報の追加登録に係る提出再要請の受領』を参照してください。

2.4.6 差替掲示板からの掲載取下げ通知の受領

本項では、差替掲示板からの掲載取下げに係る手続きについて説明します（図 2-42 参照）。差替先電源等提供者が、電源等情報の追加登録を本機関の指定する締結期限（2023年11月）までに行わなかった場合、差替掲示板への掲載が取下げとなります。

2.4.6.1 掲載取下げ通知の受領

2.4.6 差替掲示板からの掲載取下げ通知の受領

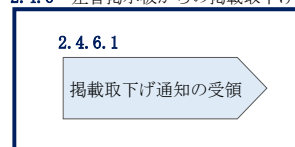


図 2-42 差替掲示板からの掲載取下げ通知の受領

2.4.6.1 掲載取下げ通知の受領

電源等情報の追加登録が本機関の指定する締結期限（2023年11月）までに行われなかった場合、差替掲示板の掲載が本機関により削除され、差替先電源等提供者に対して掲載が取り下げられた旨がメールで送付されます。

また、本機関による電源等差替の無効化手続き完了後、電源等差替が無効化された旨が差替元電源等提供者に対してメールで送付されます。差替先電源等提供者に対する電源等差替が無効化された通知は、差替元電源等提供者から行ってください。

注：電源等情報の追加登録が未登録の場合の電源等差替の無効化について

書類提出および追加登録の期限（2023年11月末）までに差替先電源等提供者が書類を未提出、且つ電源等情報の項目に未入力のある項目がある場合、本機関は当該の電源等差替を無効化しますので留意してください。

2.5 FIT 法適用の電源でない場合の異議申立

本節では、FIT 法に基づき再生可能エネルギーの固定価格買取制度が適用される電源等（以下、FIT 電源）であることを疑われた場合の異議申立について、以下の流れで説明します（図 2-43 参照）。

- 2.5.1 FIT 電源に係る問い合わせの受領
- 2.5.2 FIT 電源の異議申立
- 2.5.3 FIT 電源の異議申立に係る審査結果の受領（合格）
- 2.5.4 FIT 電源の異議申立に係る審査結果の受領（不合格）

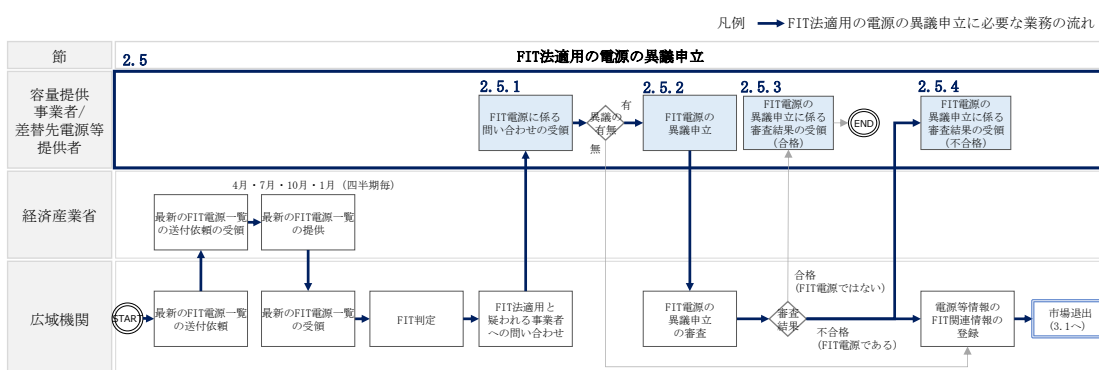


図 2-43 FIT 法適用の電源の異議申立の詳細構成

2.5.1 FIT 電源に係る問い合わせの受領

本項では、FIT 電源に係る問い合わせに係る手続きについて説明します（図 2-44 参照）。容量提供事業者または差替元電源等提供者が、FIT 法を適用した電源を有するにもかかわらず容量市場システムに FIT 認定 ID や特定契約の終了年月を申告していなかった場合、本機関から問い合わせのメールが送付されます。

2.5.1.1 FIT 法適用が疑われる場合の問い合わせの受領

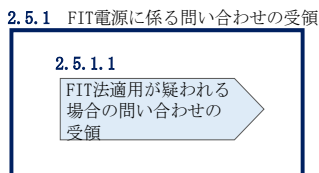


図 2-44 FIT 電源に係る問い合わせの受領

2.5.1.1 FIT法適用が疑われる場合の問い合わせの受領

対象実需給年度中にFIT電源を提供する容量提供事業者または差替元電源等提供者に対して、本機関から照会メールが送付されます。

注：差替先電源がFIT法を適用している場合の対応について

差替先電源がFIT法を適用していると疑われる場合、本機関は差替元電源等提供者に対してメールで問い合わせます。メールを受領した差替元電源等提供者は、差替先電源等提供者に問い合わせ内容を連携してください。なお、FIT電源ではないと異議申立する場合、差替元電源等提供者のメール受領から5営業日以内に差替先電源等提供者が異議申立を行ってください。

2.5.2 FIT電源の異議申立

本項では、容量提供事業者の電源等が、対象実需給年度中にFIT法に基づく固定価格買取制度が適用されない場合の異議申立について説明します（図 2-45 参照）。

2.5.2.1 FIT電源の異議申立の有無の検討

2.5.2.2 (FIT電源でない場合) 異議申立

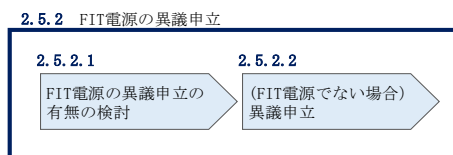


図 2-45 FIT電源の異議申立

2.5.2.1 FIT電源の異議申立の有無の検討

『2.5.1.1 FIT法適用が疑われる場合の問い合わせの受領』で照会メールを受領後、本機関に対して異議を申し立てるか否かを検討し、異議がある場合は5営業日以内に容量提供事業者または差替先電源等提供者から異議を申し立ててください。

5営業日以内に異議申し立てされない場合、本機関が当該の電源等をFIT電源として登録し、強制的に市場退出とします。

2.5.2.2 (FIT電源でない場合) 異議申立

FIT電源ではないとして異議を申し立てる場合には、容量市場システムの「電源等情報変更申込画面」から行います。なお、電源等情報の変更申込は仮申込後に本申込を行う必要があります。

以下に該当する電源に対しても問い合わせメールが送付されている可能性があります。以下に該当する電源等は容量オークションへの参加登録を認めていることから、異議申立を行ってください。

- ・ 混焼バイオマスで、FIT買取対象以外の部分（非FIT相当分）がある場合（非FIT相当分を登録可能）
- ・ 石炭とバイオマスの混焼を行うFIT電源が認定上のバイオマス比率をゼロに変更する場合（全量を非FIT相当分として登録可能）
- ・ バイオマス比率の厳密な上限管理の対象外であるFIT電源（ごみ焼却施設に設置されるバイオマス発電）が、新たに買取上限の設定を申請する場合（非FIT相当分を登録可能）

また、提出する書類はないが異議申立を行いたい等の事情がある場合は、以下の宛先にメールを送付することにより異議申立を行うことも可能です。

宛先： 電力広域的運営推進機関 異議申立係 XXXX@occto.or.jp (P)

されます。「申込 ID」リンクをクリックして「電源等申込情報画面」にて内容を確認後、チェックボックスにチェックを入れ、「申込完了」ボタンをクリックします。申込が完了すると、その旨がメールにて送付されます。

注：申込完了メールについて

申込完了メールには、電源等情報の変更申込を受け付けた旨が記載されています。

なお、本機関は受付後、FIT 電源の異議申立に係る審査を行います。審査後には審査合格または不合格を、別途メールにて通知いたします。

不合格の通知を受けた事業者は速やかに通知コメントに従い、対応してください。

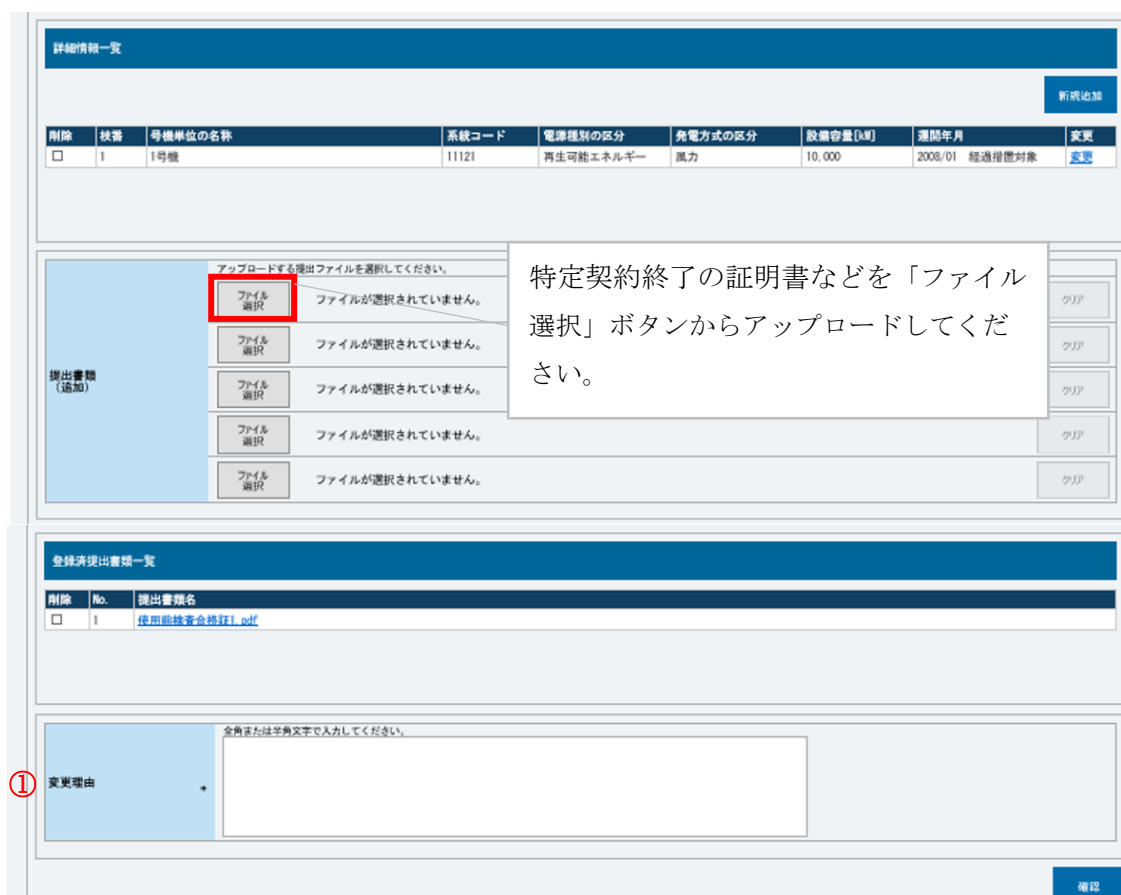


図 2-46 「電源情報変更申込画面」「詳細情報一覧」電源等情報の変更の画面イメージ

表 2-11 「電源等情報変更申込画面」での入力項目（FIT 電源の異議申立）

No.	項目	記入内容
①	変更理由	<p>「FIT 電源に係る異議申立」と記入。また、具体的な異議申立の理由を文章で記入していただくことも可能です。</p> <p>以下に該当する場合、必ずどの場合に該当するかを記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 混焼バイオマスで、FIT 買取対象以外の部分（非 FIT 相当分）がある場合（非 FIT 相当分を登録可能） ・ 石炭とバイオマスの混焼を行う FIT 電源が認定上のバイオマス比率をゼロに変更する場合（全量を非 FIT 相当分として登録可能）

No.	項目	記入内容
		・バイオマス比率の厳密な上限管理の対象外である FIT 電源（ごみ焼却施設に設置されるバイオマス発電）が、新たに買取上限の設定を申請する場合（非 FIT 相当分を登録可能）

2.5.3 FIT 電源の異議申立に係る審査結果の受領（合格）

本項では、FIT 電源の異議申立に係る審査結果について説明します（図 2-47 参照）。FIT 電源の異議申立後、本機関が内容を確認した結果、FIT 電源の異議申立が認められた場合、容量提供事業者または差替先電源等提供者は合格通知を受領します。

2.5.3.1 合格通知の受領（FIT 電源の異議申立）

2.5.3 FIT電源の異議申立に係る審査結果の受領（合格）

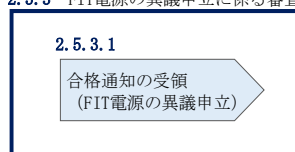


図 2-47 FIT 電源の異議申立に係る審査結果の受領（合格）

2.5.3.1 合格通知の受領（FIT 電源の異議申立）

異議申立に係る審査に合格し、FIT 電源ではなかったことが確認された旨のメールが送付されます。

2.5.4 FIT 電源の異議申立に係る審査結果の受領（不合格）

本項では、FIT 電源の異議申立に係る審査結果について説明します（図 2-48 参照）。FIT 電源の異議申立後、本機関が内容を確認した結果、FIT 電源の異議申立が認められなかった場合、容量提供事業者または差替先電源等提供者は不合格通知を受領します。

2.5.4.1 不合格通知の受領（FIT 電源の異議申立）

2.5.4 FIT電源の異議申立に係る審査結果の受領（不合格）

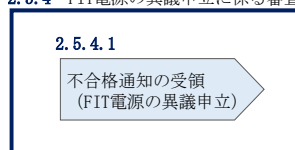


図 2-48 FIT 電源の異議申立に係る審査結果の受領（不合格）

2.5.4.1 不合格通知の受領（FIT 電源の異議申立）

異議申立に係る審査に不合格となった旨のメールが送付されます。不合格通知を受領後、審査結果に再度異議がある場合は5営業日以内に異議を申し立ててください。

5営業日以内に異議申し立てされない場合、本機関が当該の電源等をFIT電源として登録します。

注：FIT 電源の市場退出における対応について

本機関は、FIT 電源として登録された電源を強制的に市場退出させ、経済的ペナルティを科します。加えて、容量オークションへの参加が認められない電源を応札することは悪質な行為であるため、当該FIT電源で容量確保契約を締結した容量提供事業者を参入ペナルティの対象とする可能性があります。

2.6 事業者の退出表明に基づく市場退出

本節では、事業者の退出表明に基づく実需給前の市場退出手続きについて、以下の流れで説明します（図 2-49 参照）。

2.6.1 市場退出の表明

2.6.2 市場退出の再表明

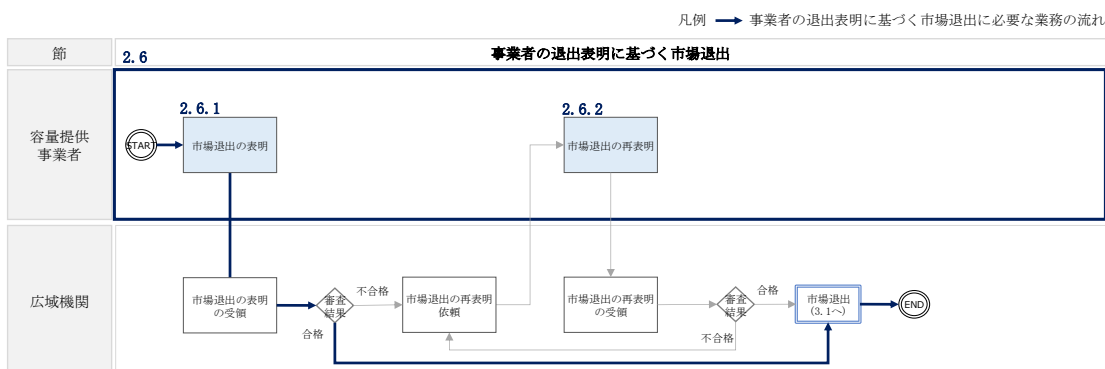


図 2-49 事業者の退出表明に基づく市場退出の詳細構成

2.6.1 市場退出の表明

本項では、事業者の都合による市場退出の表明に係る手続きを説明します（図 2-50 参照）。

2.6.1.1 退出表明の登録

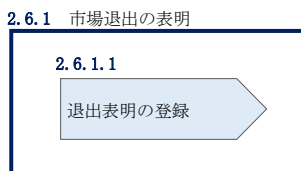


図 2-50 市場退出の表明

2.6.1.1 退出表明の登録

市場退出の表明にあたっては、全量退出か部分退出か、電源等差替を実施済か否かによって提出書類が異なりますので、表 2-12 を参照してください。

表 2-12 市場退出に伴う差替元電源としての提出書類について

退出する容量	期待容量等算定諸元一覧の提出要否	差替容量等算定諸元一覧の提出要否
全量退出	提出不要	電源等差替を実施していない場合、提出不要
		<p>電源等差替を実施している場合、容量確保契約容量の全量が解約されるため、<u>電源等差替の取消手続きが必要</u>（差替容量等算定諸元一覧の提出は不要）</p> <p>電源等差替の取消手続きについては、『業務マニュアル 電源等差替編』の第3章3節を参照してください。</p>
部分退出	提出必要	電源等差替を実施していない場合、提出不要
		<p>電源等差替を実施している場合、<u>必要に応じて差替容量等算定諸元一覧の提出および電源等差替の変更手続きが必要</u>（発動指令電源の場合は差替容量等算定諸元一覧の提出は不要）</p> <p>電源等差替の変更手続きについては、『業務マニュアル 電源等差替編』の第3章2節を参照してください。</p>

退出表明の登録

市場からの退出表明は、「ペナルティ要素情報登録画面」にて行います。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「容量確保契約」から、「容量確保契約情報管理」リンクをクリックして、「契約書一覧画面」へ進みます。

容量市場システム「契約書一覧画面」で検索条件を入力・選択し、「検索」ボタンをクリックすると、検索条件に合致する契約番号が表示されますので、対象となる契約番号を選択し、「契約書詳細参照」ボタンをクリックしてください。「契約書詳細参照」ボタンをクリック後、「契約書詳細画面」へ進みます。

容量市場システム「契約書詳細画面」の「対象契約電源等情報一覧」から退出する対象となる電源等情報を選択し、「ペナルティ登録」ボタンをクリックします。

「契約書詳細画面」で「ペナルティ登録」ボタンをクリックすると、「ペナルティ要素情報登録画面」へ進みますので、「ペナルティ要素情報登録画面」の事業者入力項目を入力し、「実行」ボタンをクリックします（図 2-51 参照）。

「表示内容の確認画面」にて入力内容を確認し、入力内容に誤りがない場合は「OK」ボタンをクリックします。

入力が適切に行われている場合は、市場退出表明が完了となり、事業者に退出表明の登録完了の通知がメールにて送付されます。

注：申込完了メールについて

申込完了メールには、退出表明の登録を受け付けた旨が記載されています。
なお、本機関は受付後、退出区分および退出容量が適切に入力されているかを確認します。確認後にペナルティ要素に基づく算定額通知書を発行した旨を、別途メールにて通知いたします。
登録された退出区分および退出容量に不備がある場合、本機関は事業者はその旨を通知します。通知を受けた事業者は速やかに、退出の再表明をしてください。

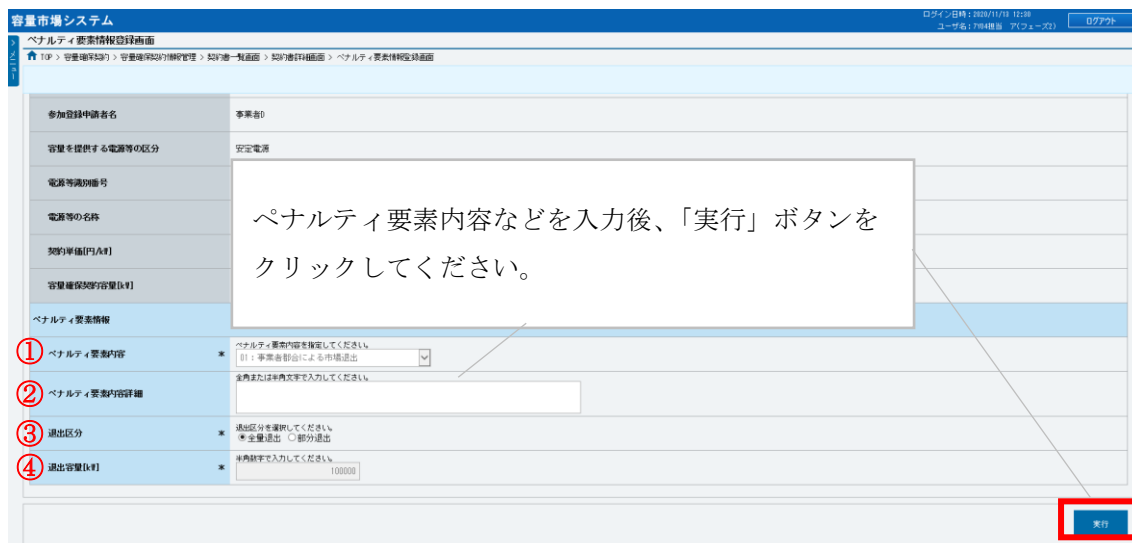


図 2-51 「ペナルティ要素情報登録画面」の画面イメージ

表 2-13 ペナルティ要素情報登録画面での入力項目

No.	記載項目	記載内容
①	ペナルティ要素内容	「事業者都合による市場退出」のみが選択可
②	ペナルティ要素内容詳細	退出理由を具体的に入力
③	退出区分	「全量退出」または「部分退出」より選択 ※部分退出を選択する場合、必ず期待容量等算定諸元一覧を提出してください。
④	退出容量[kW]	市場退出する電源等の容量を半角数字で入力

（部分退出の場合）期待容量等算定諸元一覧の提出

『業務マニュアル メインオークションへの応札・容量確保契約の締結編』の2章1節2項「応札容量確認資料の作成」を参照し、容量を提供する電源等の区分毎に期待容量等算定諸元一覧を作成してください。なお、発動指令電源の場合は期待容量等算定諸元一覧の提出は不要です。

注：期待容量等算定諸元一覧のファイル名称について

期待容量の登録時に提出した期待容量等算定諸元一覧および応札時に提出した期待容量等算定諸元一覧と区別できるよう、必ず部分退出後の期待容量等算定諸元一覧のファイル名は「エリア_部分退出_電源等識別番号.xlsx」としてください。

例) 東京_部分退出_0123456789.xlsx
 └──┬──┘ └──┬──┘
 エリア 電源等識別番号

作成後、期待容量等算定諸元一覧を容量市場システムに提出してください。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「期待容量情報管理」リンクをクリックし、「期待容量情報一覧画面」へ進みます。次に「期待容量情報一覧画面」で検索条件を入力・選択し、「検索」ボタンをクリックすると、検索条件に合致する電源等の「期待容量番号」リンクが「期待容量情報一覧」に表示されますので、リンクをクリックして「期待容量情報詳細画面」へ進みます。

注：過去に提出した期待容量等算定諸元一覧について

「期待容量情報詳細画面」で過去に提出した期待容量等算定諸元一覧は削除しないでください。

「期待容量情報詳細画面」で「変更」ボタンをクリックすると、「期待容量情報変更申込画面」へ進みます。「期待容量情報登録申込画面」で「期待容量」および「変更理由」を入力内容を入力後、「ファイル選択」ボタンをクリックし、期待容量等算定諸元一覧をアップロードしたら、「確認」ボタンをクリックして「期待容量情報変更申込確認画面」に進みます（図 2-52 参照）。

「期待容量情報変更申込確認画面」にて、入力内容を再度確認します。申請内容に誤りがない場合は「実行」ボタンをクリックし、「完了画面」に進みます。申請内容を修正する場合は、「戻る」ボタンをクリックして、「期待容量変更申込画面」に戻ります。

仮申込の状態から申込完了にするためには、「ポータルトップ画面」から「審査」タブの「期待容量情報審査管理」をクリックし、「期待容量情報審査画面」へ進みます。

「期待容量情報審査画面」で検索したい期待容量情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックします。検索結果が「審査申込状況一覧」に表示されます。「申込ID」リンクをクリックして「期待容量申込情報画面」にて内容を確認できます。「期待容量情報審査画面」でチェックボックスにチェックを入れ、「申込完了」ボタンをクリックします。申込が完了すると、その旨がメールにて送付されます。

なお、当該申込の審査が始まる前に限り、申込の取下げが可能です。「審査申込状況一覧」にて「詳細」リンクをクリックして、「期待容量情報審査詳細画面」にて「申込情報取下げ」ボタンをクリックすることで、申込が取下げられます。

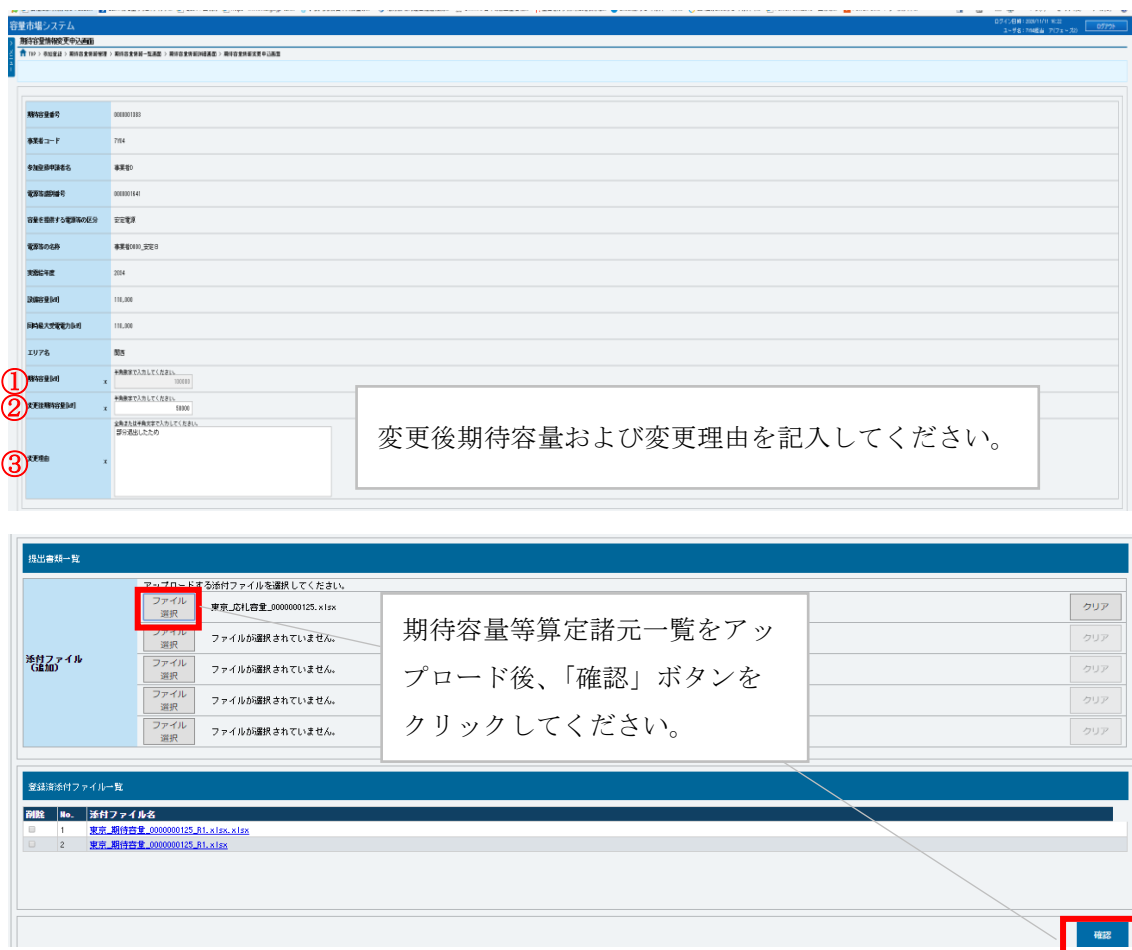


図 2-52 「期待容量情報変更申込画面」の画面イメージ

表 2-14 「期待容量情報変更申込画面」での入力項目

No.	項目	入力内容
①	期待容量[kW]	入力不要（変更不可） ※登録した期待容量が自動的に表示されます
②	変更後期待容量[kW]	市場退出表明後の期待容量を半角数字で入力
③	変更理由	「部分退出したため」と記入

2.6.2 市場退出の再表明

本項では、市場からの退出の再表明について説明します（図 2-53 参照）。市場からの退出表明完了後、本機関が内容を確認した結果、不備があった場合、市場からの退出を再表明します。

2.6.2.1 再表明依頼の確認

2.6.2.2 退出表明の再登録

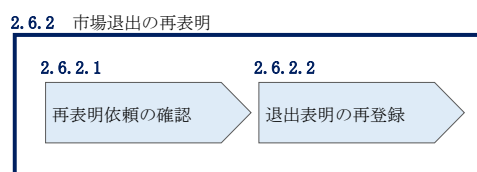


図 2-53 市場からの退出の再表明

2.6.2.1 再表明依頼の確認

事業者が登録した退出表明に不備があった場合は、本機関より事業者へ退出再表明を依頼する旨のメールが送付されます。

2.6.2.2 退出表明の再登録

事業者が登録した退出表明に不備があった場合は、退出再表明を依頼する旨のメールの内容を確認し、容量市場システムから市場退出の再表明を行います。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「ペナルティ要素」から、「ペナルティ要素情報管理」をクリックして、「ペナルティ要素情報一覧画面」へ進みます。

容量市場システム「ペナルティ要素情報一覧画面」にて、実需給年度および退出再表明を依頼する旨のメールに記載されている「確認対象」項目のペナルティ要素管理番号を入力し、「検索」ボタンをクリックします。

ペナルティ要素情報一覧にペナルティ対象となる電源等情報が表示されますので、「ペナルティ要素管理番号」のリンクをクリックし、「ペナルティ要素情報詳細画面」へ進みます。

「ペナルティ要素情報詳細画面」の「変更ボタン」をクリックし、「ペナルティ要素情報変更画面」から、『2.6.1.1 退出表明の登録』にて入力した項目の変更およびその変更理由を記入し、実行ボタンをクリックします。

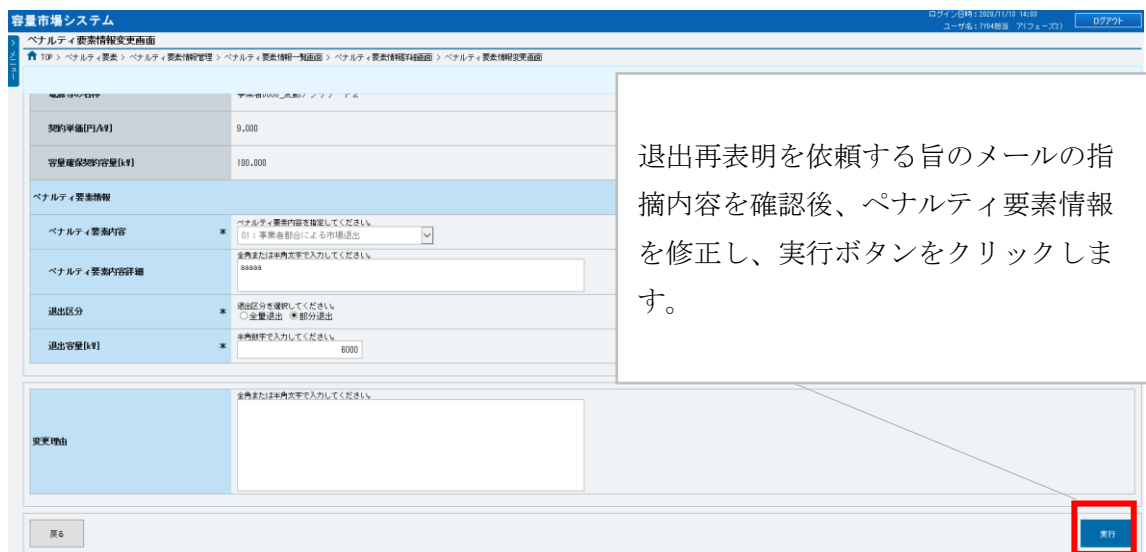


図 2-54 「ペナルティ要素情報変更画面」の画面イメージ

第3章 実需給前のペナルティ対応

本章では、実需給前のペナルティ対応に関する以下の内容について、説明します（図3-1 参照）。

- 3.1 経済的ペナルティの算定・通知
- 3.2 経済的ペナルティの返金に係る算定・通知
- 3.3 請求書の受領
- 3.4 支払通知書の受領
- 3.5 経済的ペナルティの支払
- 3.6 経済的ペナルティの督促に対する対応
- 3.7 経済的ペナルティの返金額の入金

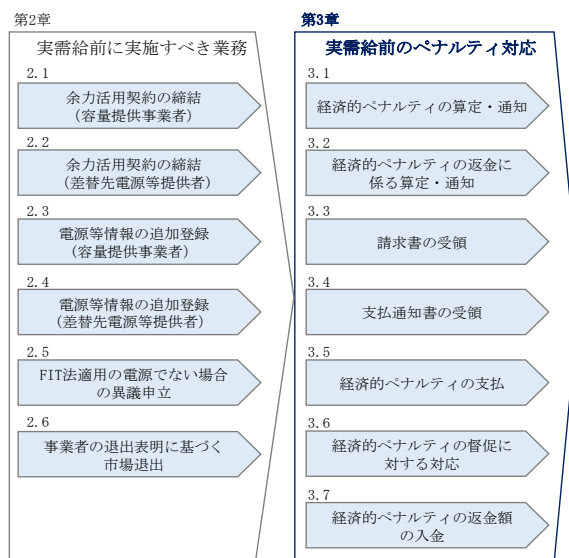


図 3-1 第3章の構成

3.1 経済的ペナルティの算定・通知

本節では、経済的ペナルティの算定・通知について、以下の流れで説明します（図3-2 参照）。

- 3.1.1 ペナルティ要素に基づく算定額通知書の確認
- 3.1.2 ペナルティ通知書の異議申立
- 3.1.3 再検討結果の通知の受領

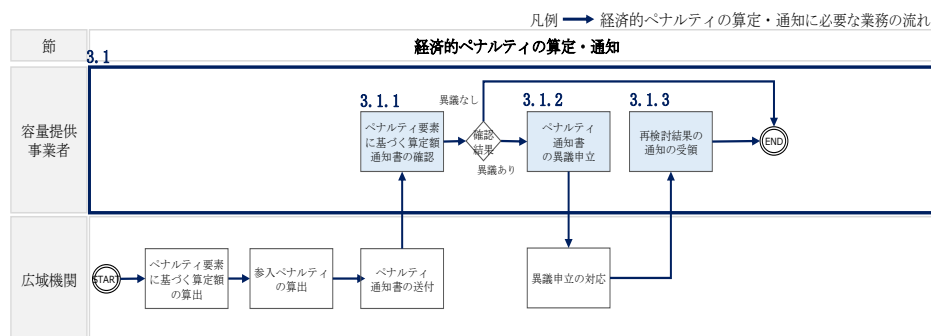


図 3-2 経済的ペナルティの算定・通知の詳細構成

3.1.1 ペナルティ要素に基づく算定額通知書の確認

本項では、ペナルティ要素に基づく算定額通知書（以下、ペナルティ通知書）を本機関から受領した際の手続きについて説明します。（図 3-3 参照）

3.1.1.1 ペナルティ通知書内容の確認

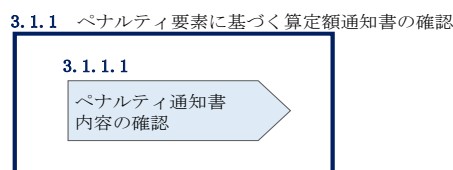


図 3-3 ペナルティ要素に基づく算定額通知書の確認

3.1.1.1 ペナルティ通知書内容の確認

本機関が容量市場システムにてペナルティ通知書を発行後、事業者にはペナルティ通知書が発行された旨がメールにて送付されますので、ペナルティ通知書の内容を確認してください。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「ペナルティ要素」から、「ペナルティ要素情報管理」をクリックして、「ペナルティ要素情報一覧画面」へ進みます。

容量市場システム「ペナルティ要素情報一覧画面」にて、実需給年度およびペナルティ要素に基づく算定額通知書発行の通知メールに記載されている「確認対象」項目のペナルティ要素管理番号を入力し、「検索」ボタンをクリックします。

ペナルティ要素情報一覧にペナルティ対象となる電源等情報が表示されますので、「ペナルティ要素管理番号」のリンクをクリックし、「ペナルティ要素情報詳細画面」へ進みます。

「ペナルティ要素情報詳細画面」に登録されたペナルティ要素情報を確認のうえ、「ペナルティ要素情報詳細画面」の「通知書 PDF 出力」ボタンをクリックし、ペナルティ通知書の内容を確認してください（図 3-4、表 3-1 参照）。

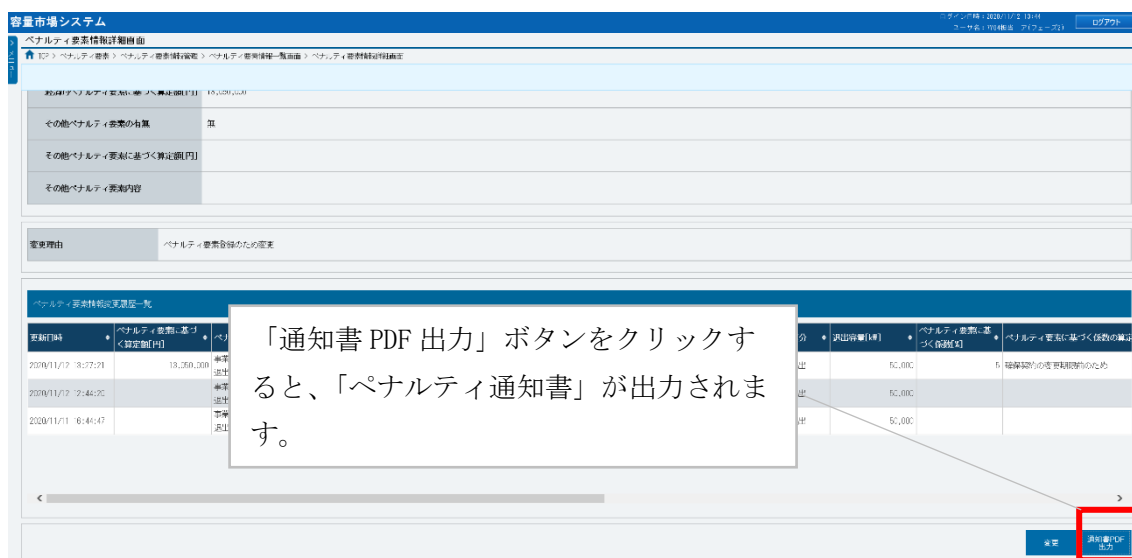


図 3-4 「ペナルティ要素情報詳細画面」の画面イメージ

表 3-1 ペナルティ通知書の記載項目

No.	記載項目	記載内容
1	発行日	本機関が当ペナルティ通知書を発行した日付
2	通知書番号	ペナルティ通知書の管理番号
3	ペナルティ要素に基づく算定額	経済的ペナルティ要素に基づく算定額および その他ペナルティ要素に基づく算定額の合計
4	契約番号	容量市場システムに登録されている契約番号
5	実需給年度	実需給を実施する想定であった年度
6	事業者コード	各事業者に付与されている番号
7	参加登録申請者名	参加登録を申請した事業者の名称
8	容量を提供する電源等の区分	市場退出表明時に登録された容量を提供する 電源等の区分
9	電源等識別番号	市場退出表明時に登録された電源等識別番号
10	電源等の名称	市場退出表明時に登録された電源等の名称
11	契約単価[円/kW]	市場退出表明時に登録された契約単価[円/kW]
12	容量確保契約容量[kW]	容量確保契約容量[kW]
13	ペナルティ要素管理番号	ペナルティ要素情報の管理番号
14	ペナルティ要素内容	「事業者都合による市場退出」など経済的ペナ ルティの発生理由
15	ペナルティ要素内容詳細	上記経済的ペナルティの発生理由の詳細
16	退出区分	全量退出、部分退出、退出なし何れかの退出区 分
17	退出容量[kW]	市場退出表明時に登録した退出容量
18	ペナルティ要素に基づく係数 [%]	ペナルティ要素内容に応じた経済的ペナルテ ィ算出の割合
19	ペナルティ要素に基づく係数の 算定根拠	上記係数に至った根拠
20	経済的ペナルティ要素に基づく 算定額 [円]	上記ペナルティ要素によって算定された経済 的ペナルティの金額
21	その他ペナルティ要素の有無	経済的ペナルティ以外のペナルティが存在す るか
22	その他ペナルティ要素に基づく 算定額 [円]	上記ペナルティが存在する場合の算定金額
23	その他ペナルティ要素内容	経済的ペナルティ以外のペナルティの内容

3.1.2 ペナルティ通知書の異議申立

本項では、本機関から送付されたペナルティ通知書の内容に対する異議申立について説明します（図 3-5 参照）。

3.1.2.1 異議申立メールの送付

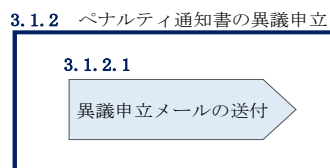


図 3-5 ペナルティ通知書の異議申立

3.1.2.1 異議申立メールの送付

事業者は、本機関から送付されたペナルティ通知書に対して、ペナルティ通知書発行通知受領日から5営業日以内であれば、メールにより異議申立を実施することが可能です。

異議申立を実施する場合、新規メールに異議申立における必要事項を記載のうえ、所定の宛先に送信してください（表 3-2 参照）。

注：異議申立期限について

例えば、4/1（水）に通知メールを受領した場合、4/7（火）23:59までに異議申立メールを本機関に送信する必要があります。

表 3-2 異議申立メール記載事項

メール項目	内容
To	XXXX@occto.or.jp (P)
CC	XXXX@occto.or.jp (P)
本文記載事項	<ul style="list-style-type: none">・事業者コード・参加登録申請者名（事業者名称および担当者名称）・契約番号・電源等識別番号・電源等の名称・ペナルティ通知書番号・ペナルティ要素管理番号

メール項目	内容
	・ 異議申立の内容

3.1.3 再検討結果の通知の受領

本項では、異議申立に対する再検討結果の通知を本機関から受領した際の手続きについて説明します（図 3-6 参照）。

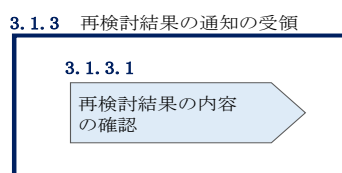


図 3-6 再検討結果の通知の受領

3.1.3.1 再検討結果の内容の確認

異議申立受領後、本機関で異議申立の内容を協議し、検討結果をメールにて通知しますので検討結果の内容を確認してください。

なお、検討結果によりペナルティ通知書が再発行される場合があります。再発行されたペナルティ通知書の確認方法は『3.1.1.1 ペナルティ通知書内容の確認』を参照してください。

注：異議申立に対する再検討結果の通知メールアドレスについて

異議申立の内容を協議した結果は以下のメールアドレスにて送付しますので、迷惑メールとして判定されないよう受信設定してください。

メールアドレス：XXXX@occto.or.jp (P)

3.2 経済的ペナルティの返金に係る算定・通知

本節では、経済的ペナルティの返金に係る算定・通知について以下の流れで説明します（図 3-7 参照）。

- 3.2.1 ペナルティ返金額通知書の確認
- 3.2.2 ペナルティ返金額通知書の異議申立
- 3.2.3 再検討結果の通知の受領

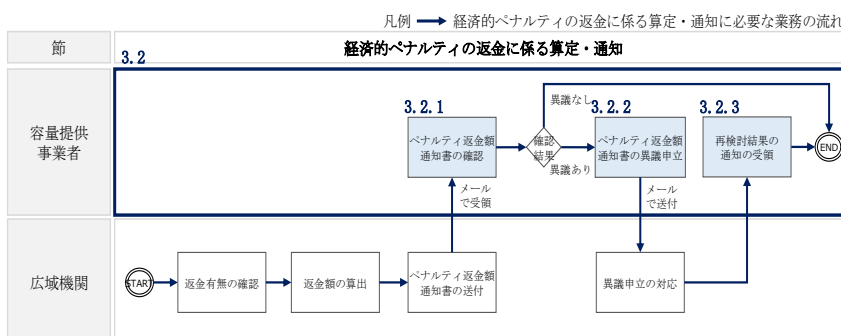


図 3-7 経済的ペナルティの返金に係る算定・通知の詳細構成

3.2.1 ペナルティ返金額通知書の確認

本項では、ペナルティ返金額通知書を本機関から受領した際の手続きについて説明します（図 3-8 参照）。

3.2.1.1 ペナルティ返金額通知書内容の確認

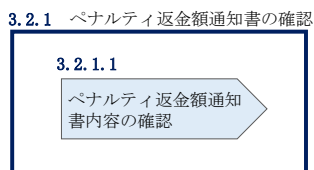


図 3-8 ペナルティ返金額通知書の確認

3.2.1.1 ペナルティ返金額通知書内容の確認

経済的ペナルティの返金対象となる容量提供事業者に対して、本機関がペナルティ返金額通知書を作成後、メールにて送付されます。

ペナルティ返金額通知書を受領後、以下記載項目を参照し、ペナルティ返金額通知書の内容を確認してください（表 3-3 参照）。

注：ペナルティ返金額通知書の送付メールアドレスについて

ペナルティ返金額通知書は以下のメールアドレスにて送付しますので、迷惑メールとして判定されないよう受信設定してください。

メールアドレス：XXXX@occto.or.jp(P)

表 3-3 ペナルティ返金額通知書の記載項目

No.	記載項目	記載内容
1	発行日	本機関が当ペナルティ返金額通知書を発行した日付
2	返金通知書番号	ペナルティ返金額通知書の管理番号
3	ペナルティ返金額[円]	本機関で算定した経済的ペナルティの返金額
4	返金区分	返金に至った経緯を以下の3パターンから記載 ①調達オークション非開催のため ②調達オークションの約定価格がメインオークションの約定価格を下回るため ③調達オークションとメインオークションの約定価格の差額がメインオークション約定価格の5%を下回るため
5	ペナルティ要素に基づく算定額	ペナルティ通知書に記載されている経済的ペナルティ額
6	メインオークション約定価格	メインオークションの約定価格
7	調達オークション約定価格	調達オークションが実施された場合の約定価格
8	退出容量[kW]	市場退出表明時に登録した退出容量
9	契約番号	容量市場システムに登録されている契約番号
10	実需給年度	実需給を実施する想定であった年度
11	事業者コード	各事業者に付与されている番号
12	参加登録申請者名	参加登録を申請した事業者の名称
13	容量を提供する電源等の区分	市場退出表明時に登録された容量を提供する電源等の区分
14	電源等識別番号	市場退出表明時に登録された電源等識別番号
15	電源等の名称	市場退出表明時に登録された電源等の名称
16	契約単価[円/kW]	市場退出表明時に登録された契約単価[円/kW]
17	容量確保契約容量[kW]	容量確保契約容量[kW]
18	ペナルティ要素に基づく算定額 通知書番号	ペナルティ通知書に記載されている管理番号

3.2.2 ペナルティ返金額通知書の異議申立

本項では、本機関から送付されたペナルティ返金額通知書の内容に対する異議申立について説明します（図 3-9 参照）。

3.2.2.1 異議申立メールの送付

3.2.2 ペナルティ返金額通知書の異議申立

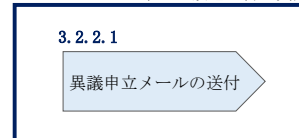


図 3-9 ペナルティ返金額通知書の異議申立

3.2.2.1 異議申立メールの送付

事業者は、本機関から送付されたペナルティ返金額通知書に対して、ペナルティ返金額通知書受領日から5営業日以内であれば、メールにより異議申立を実施することが可能です。

異議申立を実施する場合、新規メールに異議申立における必要事項を記載のうえ、所定の宛先に送信してください（表 3-4 参照）。

注：異議申立期限について

例えば、4/1（水）に通知メールを受領した場合、4/7（火）23:59 までに異議申立メールを本機関に送信する必要があります。

表 3-4 異議申立メール記載事項

メール項目	内容
To	XXXX@occto.or.jp (P)
CC	XXXX@occto.or.jp (P)
本文記載事項	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者コード ・参加登録申請者名（事業者名称および担当者名称） ・契約番号 ・電源等識別番号 ・電源等の名称 ・ペナルティ返金額通知書番号 ・異議申立の内容

3.2.3 再検討結果の通知の受領

本項では、再検討結果の通知を本機関から受領した際の手続きについて説明します（図 3-10 参照）。

3.2.3.1 再検討結果の内容の確認

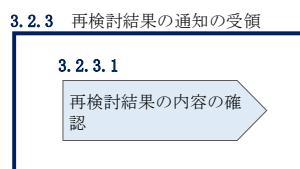


図 3-10 再検討結果の通知の受領

3.2.3.1 再検討結果の内容の確認

異議申立受領後、本機関で異議申立の内容を協議し、検討結果をメールにて通知しますので検討結果の内容を確認してください。

なお、検討結果によりペナルティ返金額通知書が再発行される場合があります。再発行されたペナルティ返金額通知書の確認方法は『3.2.1.1 ペナルティ返金額通知書内容の確認』を参照してください。

注：異議申立に対する再検討結果の通知メールアドレスについて

異議申立の内容を協議した結果は以下のメールアドレスにて送付しますので、迷惑メールとして判定されないよう受信設定してください。

メールアドレス：XXXX@occto.or.jp (P)

3.3 請求書の受領

本節では、請求書の受領について以下の流れで説明します（図 3-11 参照）。

- 3.3.1 請求書の確認
- 3.3.2 請求書の異議申立
- 3.3.3 再検討結果の通知の受領

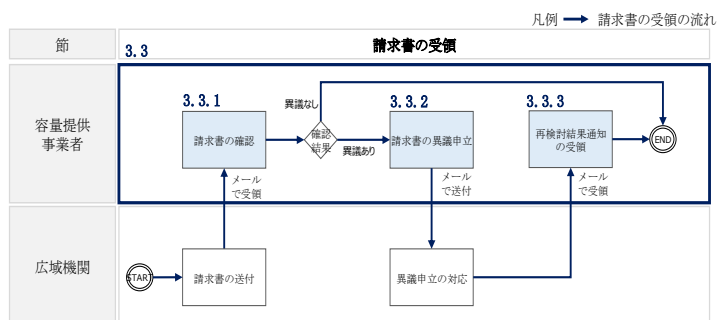


図 3-11 請求書の受領の詳細構成

3.3.1 請求書の確認

本項では、請求書を本機関から受領した際の手続きについて説明します（図 3-12 参照）。

3.3.1.1 請求書内容の確認

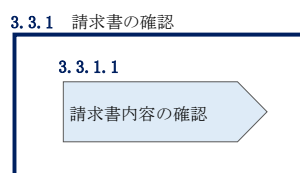


図 3-12 請求書の確認

3.3.1.1 請求書内容の確認

請求書は本機関作成後、メールにて送付されます。

請求書を受領後、以下記載項目を参照し、請求書の内容を確認してください（表 3-5 参照）

注：請求書の送付メールアドレスについて
 請求書は以下のメールアドレスにて送付しますので、迷惑メールとして判定されないよう受信設定してください。
 メールアドレス：XXXX@occto.or.jp(P)

表 3-5 請求書の記載項目および参照先

No.	記載項目	記載内容
1	請求書宛名	請求書宛名（請求対象の事業者名および担当者名）
2	件名	「経済的ペナルティのご請求につきまして」に統一
3	事業者コード	事業者コード
4	管理 No.	当該請求書の管理番号
5	請求日	請求書の文書発行日
6	請求書発行者の名称	請求書発行者（広域機関）の名称
7	請求書発行者の住所	請求書発行者（広域機関）の住所
8	請求書発行者の連絡先	請求書発行者（広域機関）の電話番号およびメールアドレス
9	事業者登録番号	インボイス制度に基づく適格請求書発行事業者としての登録番号
10	請求金額	税込の請求金額の合計
11	振込期日（お支払期限）	当該請求書に係る支払期日
12	摘要	実需給年度、電源等名称、取引年月日（市場退出日）などの取引内容
13	対象容量 [kW]	取引別の経済的ペナルティの対象となる退出容量[kW]
14	単価 [円/kW]	取引別の 1kW あたりの単価 [円/kW]
15	税抜金額[円]	取引別の税抜金額
16	消費税額[円]	上記税抜金額に課される消費税額
17	小計[円]	上記税抜金額および消費税額の合計額
18	税区分別税込金額およびうち消費税額	税区分別の税込金額および税区分別の税込金額に占める消費税額
19	振込口座情報	各事業者が振込を行う口座情報

3.3.2 請求書の異議申立

本項では、本機関から送付された請求書の内容に対する異議申立について説明します（図 3-13 参照）。

3.3.2.1 異議申立メールの送付

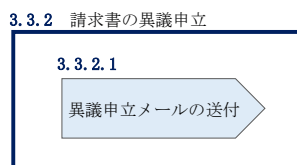


図 3-13 請求書の異議申立

3.3.2.1 異議申立メールの送付

事業者は本機関から送付された請求書に対して、請求書受領日から5営業日以内であれば、メールにより異議申立を実施することが可能です。

異議申立を実施する場合、新規メールに異議申立における必要事項を記載のうえ、所定の宛先に送信してください（表 3-6 参照）。

注：異議申立期限について

例えば、4/1（水）に通知メールを受領した場合、4/7（火）23:59 までに異議申立メールを本機関に送信する必要があります。

表 3-6 異議申立メール記載事項

メール項目	内容
To	XXXX@occto.or.jp (P)
CC	XXXX@occto.or.jp (P)
本文記載事項	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者コード ・参加登録申請者名（事業者名称および担当者名称） ・契約番号 ・電源等識別番号 ・電源等の名称 ・請求書番号 ・異議申立の内容

3.3.3 再検討結果の通知の受領

本項では、再検討結果の通知を本機関から受領した際の手続きについて説明します（図 3-14 参照）。

3.3.3.1 再検討結果の内容の確認

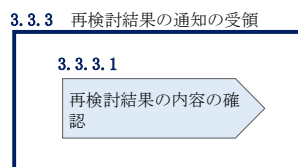


図 3-14 再検討結果の通知の受領

3.3.3.1 再検討結果の内容の確認

異議申立受領後、本機関で異議申立の内容を協議し、検討結果をメールにて通知しますので検討結果の内容を確認してください。

なお、検討結果により請求書が再発行される場合があります。再発行された請求書の確認方法は『3.3.1.1 請求書内容の確認』を参照してください。

注：異議申立に対する再検討結果の通知メールアドレスについて

異議申立の内容を協議した結果は以下のメールアドレスにて送付しますので、迷惑メールとして判定されないよう受信設定してください。

メールアドレス：XXXX@occto.or.jp（P）

3.4 支払通知書の受領

本節では、支払通知書の受領について以下の流れで説明します（図 3-15 参照）。

- 3.4.1 支払通知書の確認
- 3.4.2 支払通知書の異議申立
- 3.4.3 再検討結果の通知の受領

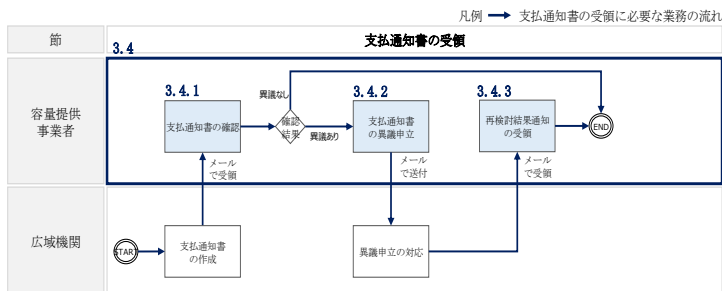


図 3-15 支払通知書の受領の詳細構成

3.4.1 支払通知書の確認

本項では、支払通知書を本機関から受領した際の手続きについて説明します（図 3-16 参照）。

3.4.1.1 支払通知書内容の確認

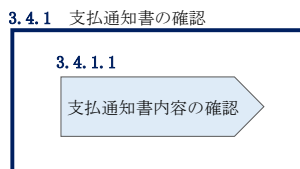


図 3-16 支払通知書の確認

3.4.1.1 支払通知書内容の確認

支払通知書は本機関作成後、メールにて送付されます。

支払通知書を受領後、下記記載項目を参照し、請求書の内容を確認してください（表 3-7 参照）。

注：支払通知書の送付メールアドレスについて
 支払通知書は以下のメールアドレスにて送付しますので、迷惑メールとして判定されないよう受信設定してください。
 メールアドレス：XXXX@occto.or.jp(P)

表 3-7 支払通知書の記載項目および参照先

No.	記載項目	記載内容
1	支払通知書宛名	支払通知書宛名（支払対象の事業者名および担当者名）
2	件名	「経済的ペナルティのご返金につきまして」に統一
3	事業者コード	事業者コード
4	管理 No.	当該支払通知書の管理番号
5	支払通知日	支払通知書の文書発行日
6	支払通知書発行者の名称	支払通知書発行者（広域機関）の名称
7	支払通知書発行者の住所	支払通知書発行者（広域機関）の住所
8	支払通知書発行者の連絡先	支払通知書発行者（広域機関）の電話番号およびメールアドレス
9	ご返金額	税込の返金額の合計
10	返金日	税込の返金額の振込日
11	摘要	実需給年度、電源等名称などの取引内容
12	対象容量 [kW]	取引別の経済的ペナルティの返金対象となる退出容量[kW]
13	単価 [円/kW]	取引別の 1kW あたりの単価 [円/kW]
14	税抜返金額[円]	取引別の税抜返金額
15	消費税額[円]	上記税抜金額に課される消費税額
16	小計[円]	上記税抜金額と消費税額の合計額
17	税抜返金額、消費税額、小計の合計	税抜支払金額合計、税抜金額に課される消費税額合計、税込支払金額合計
18	振込口座情報	広域機関が振込を行う事業者の口座情報

3.4.2 支払通知書の異議申立

本項では、本機関から送付された支払通知書の内容に対する異議申立について説明します（図 3-17 参照）。

3.4.2.1 異議申立メールの送付

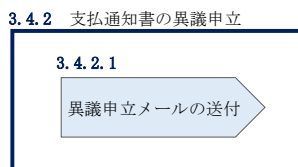


図 3-17 支払通知書の異議申立

3.4.2.1 異議申立メールの送付

事業者は本機関から送付された支払通知書に対して、支払通知書受領日から5営業日以内であれば、メールにより異議申立を実施することが可能です。

異議申立を実施する場合、新規メールに異議申立における必要事項を記載のうえ、所定の宛先に送信してください（表 3-8 参照）。

注：異議申立期限について

例えば、4/1（水）に通知メールを受領した場合、4/7（火）23:59 までに異議申立メールを本機関に送信する必要があります。

表 3-8 異議申立メール記載事項

メール項目	内容
To	XXXX@occto.or.jp (P)
CC	XXXX@occto.or.jp (P)
添付ファイル	受領した支払通知書
本文記載事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者コード ・ 参加登録申請者名（事業者名称および担当者名称） ・ 契約番号 ・ 電源等識別番号 ・ 電源等の名称 ・ 支払通知書番号 ・ 異議申立の内容

3.4.3 再検討結果の通知の受領

本項では、再検討結果の通知を本機関から受領した際の手続きについて説明します（図 3-18 参照）。

3.4.3.1 再検討結果の内容の確認

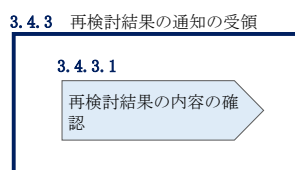


図 3-18 再検討結果の通知の受領

3.4.3.1 再検討結果の内容の確認

異議申立受領後、本機関で異議申立の内容を協議し、検討結果をメールにて通知しますので検討結果の内容を確認してください。

なお、検討結果により支払通知書が再発行される場合があります。再発行された支払通知書の確認方法は『3.4.1.1 支払通知書内容の確認』を参照してください。

注：異議申立に対する再検討結果の通知メールアドレスについて

異議申立の内容を協議した結果は以下のメールアドレスにて送付しますので、迷惑メールとして判定されないよう受信設定してください。

メールアドレス：XXXX@occto.or.jp (P)

3.5 経済的ペナルティの支払

本節では、本機関への経済的ペナルティの支払について以下の流れで説明します（図 3-19 参照）。

3.5.1 指定口座への振込

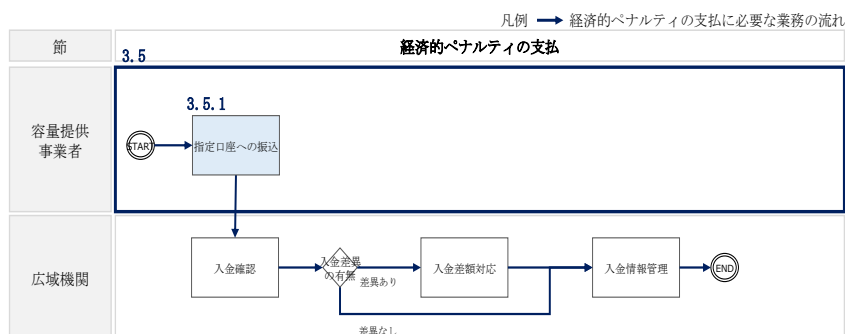


図 3-19 経済的ペナルティの支払の詳細構成

3.5.1 指定口座への振込

本項では、本機関が指定する銀行口座への振込手続きについて説明します（図 3-20 参照）。

3.5.1.1 指定口座への振込

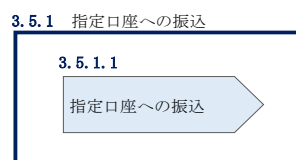


図 3-20 指定口座への振込

3.5.1.1 指定口座への振込

事業者は、請求書記載内容を基に支払期限日までに指定された銀行口座へ請求金額の振込を行ってください。

3.6 経済的ペナルティの督促に対する対応

本節では、経済的ペナルティの督促に対する対応について以下の流れで説明します（図 3-21 参照）。

- 3.6.1 電話連絡の受領
- 3.6.2 督促状の受領
- 3.6.3 内容証明郵便の受領

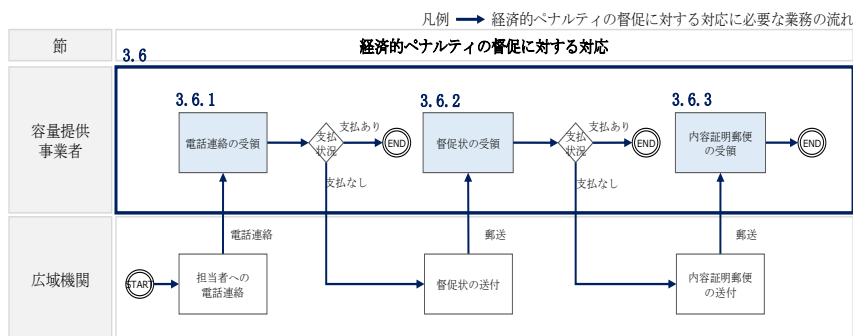


図 3-21 経済的ペナルティの督促に対する対応の詳細構成

3.6.1 電話連絡の受領

本機関より請求されている経済的ペナルティに関して支払期日が超過している場合、本機関から督促の電話連絡をいたします。本項では、督促の電話連絡を受領した際の対応について説明します（図 3-22 参照）。

- 3.6.1.1 本機関への支払確認
- 3.6.1.2 確認結果および対応策の報告

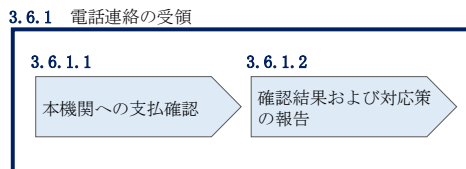


図 3-22 電話連絡の受領

3.6.1.1 本機関への支払確認

事業者は、支払期日が超過している経済的ペナルティに関して、本機関から督促の電話連絡を受領した場合は、本機関への振込を行っているかを確認してください。

3.6.1.2 確認結果および対応策の報告

振込状況を確認した結果、本機関への振込を実施している場合は、振込実施済みの旨を電話またはメールで連絡してください。

また、本機関への振込が未了の場合は、本機関へその旨などを電話またはメールで連絡してください。

表 3-9 支払確認結果の連絡先

連絡方法	項目	連絡先
電話	電話番号	XXX-XXXX-XXXX (P)
メール	To	XXXX@occto.or.jp (P)
	CC	XXXX@occto.or.jp (P)

3.6.2 督促状の受領

督促の電話連絡を受領したにもかかわらず、振込が完了していない事業者には本機関から督促状が送付されます。本項では、本機関から督促状を受領した際の対応について説明します（図 3-23 参照）。

3.6.2.1 対応策の報告

3.6.2 督促状の受領

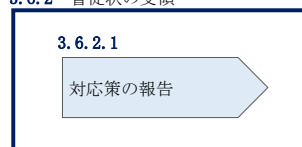


図 3-23 督促状の受領

3.6.2.1 対応策の報告

事業者は、支払期日が超過している経済的ペナルティに関して、本機関から督促状を受領した際、督促状の内容を確認したうえで対応策を策定し、本機関へその内容を電話にて連絡してください。

3.6.3 内容証明郵便の受領

督促状を受領したにもかかわらず、振込が完了していない事業者には本機関から内容証明郵便が送付されます。本項では、本機関から内容証明郵便を受領した際の対応について説明します（図 3-24 参照）。

3.6.3.1 対応策の報告

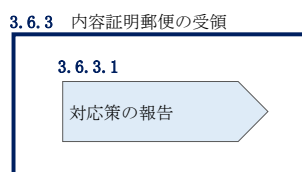


図 3-24 内容証明郵便の受領

3.6.3.1 対応策の報告

事業者は、支払期日が超過している経済的ペナルティに関して、本機関から内容証明郵便を受領した際、内容文書の内容を確認したうえで対応策を策定し、広域機関へその内容を電話にて連絡してください。

3.7 経済的ペナルティの返金額の入金

本節では、広域機関からの経済的ペナルティの返金額の入金について以下の流れで説明します（図 3-25 参照）。

- 3.7.1 入金額の確認
- 3.7.2 入金額の異議申立
- 3.7.3 再検討結果の通知の受領

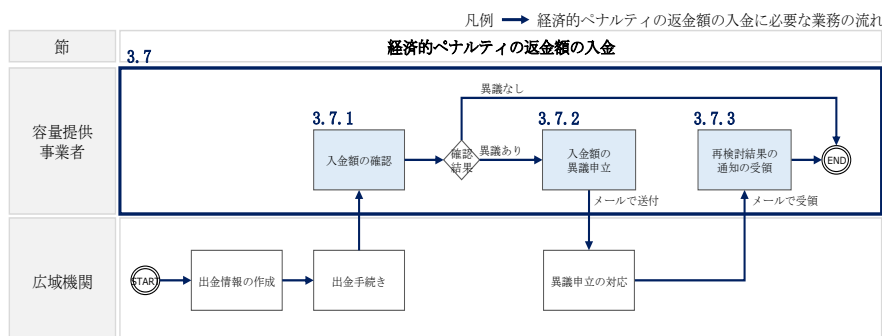


図 3-25 経済的ペナルティの返金額の入金の詳細構成

3.7.1 入金額の確認

本項では、本機関から振り込まれた入金額の確認について説明します（図 3-26 参照）。

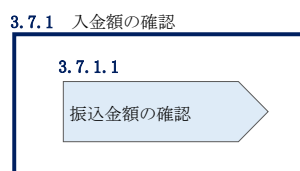


図 3-26 入金額の確認

3.7.1.1 振込金額の確認

事前に送付されている支払通知書に記載の返金額および本機関からの入金額が一致しているかを確認してください。

3.7.2 入金額の異議申立

本項では、本機関から振り込まれた入金額に対する異議申立について説明します（図 3-27 参照）。

3.7.2.1 異議申立メールの送付

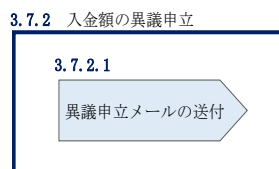


図 3-27 入金額の異議申立

3.7.2.1 異議申立メールの送付

事業者は、本機関から振り込まれた入金額に対して、入金日から 5 営業日以内であれば、メールにより異議申立を実施することが可能です。

異議申立を実施する場合、新規メールに異議申立における必要事項を記載のうえ、所定の宛先に送信してください（表 3-10 参照）。

注：異議申立期限について

例えば、4/1（水）が振込日の場合、4/7（火）23:59 までに異議申立メールを本機関に送信する必要があります。

表 3-10 異議申立メール記載項目

メール項目	内容
To	XXXX@occto.or.jp (P)
CC	XXXX@occto.or.jp (P)
本文記載事項	<ul style="list-style-type: none">・事業者コード・参加登録申請者名（事業者名称および担当者名称）・契約番号・電源等識別番号・電源等の名称・支払通知書番号・異議申立の内容

3.7.3 再検討結果の通知の受領

本項では、再検討結果の通知を本機関から受領した際の手続きについて説明します（図 3-28 参照）。

3.7.3.1 再検討結果の内容の確認

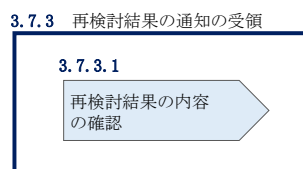


図 3-28 再検討結果の通知の受領

3.7.3.1 再検討結果の内容の確認

異議申立受領後、本機関で異議申立の内容を協議し、事業者に対して異議申立の検討結果をメールにて通知しますので検討結果の内容を確認してください。

注：異議申立に対する再検討結果の通知メールアドレスについて

異議申立の内容を協議した結果は以下のメールアドレスにて送付しますので、迷惑メールとして判定されないよう受信設定してください。

メールアドレス：XXXX@occto.or.jp（P）

Appendix.1 図表一覧

図 1-1 実需給前の市場退出に関連するスケジュール (P)	4
図 1-2 本業務マニュアルの構成 (第1章除く)	6
図 2-1 第2章の構成.....	11
図 2-2 余力活用契約の締結 (容量提供事業者) の詳細構成.....	12
図 2-3 余力活用契約の締結手続き.....	12
図 2-4 余力活用契約の締結状況の報告依頼.....	13
図 2-5 余力活用契約締結済の登録 (余力活用契約書の提出)	14
図 2-6 「電源等情報変更申込画面」の画面イメージ.....	16
図 2-7 余力活用契約締結済の登録に係る審査結果の受領.....	17
図 2-8 電源等情報の調整機能「無」への変更申込.....	18
図 2-9 「電源情報変更申込画面」「詳細情報一覧」電源等情報の変更の画面イメージ	20
図 2-10 「電源等詳細情報編集画面」電源等情報 (詳細情報) の登録の画面イメージ	21
図 2-11 「電源情報変更申込画面」「詳細情報一覧」電源等情報の変更の画面イメージ	22
図 2-12 電源等情報の調整機能「無」への変更申込に係る審査結果の受領.....	23
図 2-13 余力活用契約の締結 (差替先電源等提供者) の詳細構成.....	25
図 2-14 余力活用契約の締結手続き.....	25
図 2-15 余力活用契約の締結状況の報告依頼の受領.....	26
図 2-16 余力活用契約締結済の登録 (余力活用契約書の提出)	27
図 2-17 余力活用契約締結済の登録に係る審査結果の受領.....	27
図 2-18 電源等情報の調整機能「無」への変更申込.....	28
図 2-19 電源等情報の調整機能「無」への変更申込に係る審査結果の受領.....	28
図 2-20 差替掲示板からの掲載取下げ通知の受領.....	29
図 2-21 電源等情報の追加登録 (容量提供事業者) の詳細構成.....	30
図 2-22 未提出の電源等情報の提出要請の受領.....	30
図 2-23 未提出の電源等情報の提出および追加登録の申込.....	31
図 2-24 「電源情報変更申込画面」安定電源の電源等情報の変更の画面イメージ.	34
図 2-25 「電源等詳細情報編集画面」安定電源の電源等情報 (詳細情報) の登録の画面 イメージ	37
図 2-26 電源の起動時間のイメージ.....	37
図 2-27 「電源情報変更申込画面」変動電源 (単独) の電源等情報の変更の画面イメ ージ	38

図 2-28 「電源情報変更申込画面」「詳細情報一覧」 変動電源（単独）の電源等情報の変更の画面イメージ.....	38
図 2-29 「電源等詳細情報編集画面」 変動電源（単独）の電源等情報（詳細情報）の登録の画面イメージ.....	40
図 2-30 「電源情報変更申込画面」「詳細情報一覧」 変動電源（アグリゲート）の電源等情報の変更の画面イメージ.....	41
図 2-31 「電源情報変更申込画面」 変動電源（アグリゲート）の電源等情報の変更の画面イメージ.....	42
図 2-32 変動電源（アグリゲート）の小規模変動電源リストの内訳情報を記載したリスト（EXCEL ファイル）のイメージ.....	43
図 2-33 追加登録に係る審査結果の受領（合格）.....	45
図 2-34 追加登録に係る審査結果の受領（不合格）.....	46
図 2-35 未提出の電源等情報の提出再要請の受領.....	46
図 2-36 電源等情報の追加登録（差替先電源等提供者）の詳細構成.....	47
図 2-37 未提出の電源等情報の提出要請の受領.....	47
図 2-38 未提出の電源等情報の提出および追加登録の申込.....	48
図 2-39 追加登録に係る審査結果の受領（合格）.....	48
図 2-40 追加登録に係る審査結果の受領（不合格）.....	49
図 2-41 未提出の電源等情報の提出再要請の受領.....	49
図 2-42 差替掲示板からの掲載取下げ通知の受領.....	49
図 2-43 FIT 法適用の電源の市場退出の詳細構成.....	51
図 2-44 FIT 電源に係る問い合わせの受領.....	51
図 2-45 FIT 電源の異議申立.....	52
図 2-46 「電源情報変更申込画面」「詳細情報一覧」 電源等情報の変更の画面イメージ.....	56
図 2-47 FIT 電源の異議申立に係る審査結果の受領（合格）.....	57
図 2-48 FIT 電源の異議申立に係る審査結果の受領（不合格）.....	57
図 2-49 事業者の退出表明に基づく市場退出の詳細構成.....	59
図 2-50 市場退出の表明.....	59
図 2-51 「ペナルティ要素情報登録画面」の画面イメージ.....	62
図 2-52 「期待容量情報変更申込画面」の画面イメージ.....	65
図 2-53 市場からの退出の再表明.....	66
図 2-54 「ペナルティ要素情報変更画面」の画面イメージ.....	67
図 3-1 第3章の構成.....	68
図 3-2 経済的ペナルティの算定・通知の詳細構成.....	69
図 3-3 ペナルティ通知書の確認.....	69

図 3-4 「ペナルティ要素情報詳細画面」の画面イメージ.....	70
図 3-5 ペナルティ通知書の異議申立.....	72
図 3-6 再検討結果通知の受領.....	73
図 3-7 経済的ペナルティの返金に係る算定・通知の詳細構成.....	74
図 3-8 ペナルティ返金額通知書内容の受領.....	74
図 3-9 ペナルティ返金額通知書の異議申立.....	77
図 3-10 再検討結果の通知の受領.....	78
図 3-11 請求書の受領の詳細構成.....	79
図 3-12 請求書の確認.....	79
図 3-13 請求書の異議申立.....	81
図 3-14 再検討結果の通知の受領.....	82
図 3-15 支払通知書の受領の詳細構成.....	83
図 3-16 支払通知書の確認.....	83
図 3-17 支払通知書の異議申立.....	85
図 3-18 再検討結果の通知の受領.....	86
図 3-19 経済的ペナルティの支払の詳細構成.....	87
図 3-20 指定口座への振込.....	87
図 3-21 経済的ペナルティの督促に対する対応の詳細構成.....	88
図 3-22 電話連絡の受領.....	88
図 3-23 督促状の受領.....	89
図 3-24 内容証明郵便の受領.....	90
図 3-25 経済的ペナルティの返金額の入金の詳細構成.....	91
図 3-26 入金額の確認.....	91
図 3-27 入金額の異議申立.....	92
図 3-28 再検討結果の通知の受領.....	93
表 1-1 実需給前に実施すべき業務の対象となる電源等.....	6
表 1-2 市場退出事由の一覧.....	7
表 2-1 余力活用契約を締結しない合理的な理由（やむを得ない理由）があると認められる例.....	13
表 2-2 「電源等情報変更申込画面」での入力項目（余力活用契約の提出）.....	16
表 2-3 「電源等情報変更申込画面」での入力項目（調整機能「無」への変更）.....	22
表 2-4 「電源等情報変更申込画面」 安定電源の電源等情報（基本情報）の登録での入力項目（電源等情報の追加登録）.....	35
表 2-5 「電源等詳細情報編集画面」 安定電源の電源等情報（詳細情報）の登録の入力項目一覧（電源等情報の追加登録）.....	37

表 2-6 「電源等情報変更申込画面」 変動電源（単独）の電源等情報（基本情報）の登録での入力項目（電源等情報の追加登録）	39
表 2-7 「電源等詳細情報編集画面」 変動電源（単独）の電源等情報（詳細情報）の登録の入力項目一覧（電源等情報の追加登録）	40
表 2-8 「電源等情報変更申込画面」 変動電源（アグリゲート）の電源等情報（基本情報）の登録での入力項目（電源等情報の追加登録）	42
表 2-9 変動電源（アグリゲート）小規模変動電源リストの内訳情報の項目一覧	43
表 2-10 電源等情報：変動電源（アグリゲート）小規模変動電源リストの内訳情報の	44
表 2-11 「電源等情報変更申込画面」での入力項目（FIT 電源の異議申立）	56
表 2-12 市場退出に伴う差替元電源としての提出書類について	60
表 2-13 ペナルティ要素情報登録画面での入力項目	62
表 2-14 「期待容量情報変更申込画面」での入力項目	65
表 3-1 ペナルティ通知書の記載項目	71
表 3-2 異議申立メール記載事項	72
表 3-3 ペナルティ返金額通知書の記載項目	76
表 3-4 異議申立メール記載事項	77
表 3-5 請求書の記載項目および参照先	80
表 3-6 異議申立メール記載事項	81
表 3-7 支払通知書の記載項目および参照先	84
表 3-8 異議申立メール記載事項	85
表 3-9 支払確認結果の連絡先	89
表 3-10 異議申立メール記載項目	92

Appendix.2 様式一覧

様式 1	ペナルティ要素に基づく算定額通知書
様式 2	ペナルティ返金額通知書
様式 3	請求書
様式 4	支払通知書

様式1 ペナルティ要素に基づく算定額通知書

発行日： 2020年11月16日
通知書番号： 0000000401-001

ペナルティ要素に基づく算定額通知書

電力広域的運営推進機関

1. ペナルティ要素に基づく算定額

ペナルティ要素に基づく算定額[円]	6,742,500
-------------------	-----------

※ペナルティ要素に基づく算定額は、税抜額です。
※ペナルティ要素に基づく算定額に異議がある場合、本機関に申し出ることができます。

2. 契約情報詳細

契約番号	0000000046
実需給年度	2034
事業者コード	7Y04
参加登録申請者名	事業者D
容量を提供する電源等の区分	安定電源
電源等識別番号	0000001632
電源等の名称	事業者D000_安定12
契約単価[円/kW]	9,300
容量確保契約容量[kW]	50,000

(1/2)

発行日： 2020年11月16日
通知書番号： 0000000401-001

3. ペナルティ要素詳細

ペナルティ要素管理番号	0000000401
ペナルティ要素内容	FIT適用による市場退出
ペナルティ要素内容詳細	〇〇のため部分退出とします
退出区分	部分退出
退出容量[kW]	25,000
ペナルティ要素に基づく係数[%]	5
ペナルティ要素に基づく係数の算定根拠	期限前のため
経済的ペナルティ要素に基づく算定額[円]	6,742,500
その他ペナルティ要素の有無	無
その他ペナルティ要素に基づく算定額[円]	
その他ペナルティ要素内容	

(2/2)

様式2 ペナルティ返金額通知書

発行日: yyyy年MM月dd日
 返金通知書番号: xxxxxxxxxxx-xxx

ペナルティ返金額通知書

電力広域的運営推進機関

1. ペナルティ返金額

ペナルティ返金額[円]	XXXXXXXX
-------------	----------

※ペナルティ返金額は、税抜額です。
 ※ペナルティ返金額に異議がある場合、本機関に申し出ることができます。

2. ペナルティ返金額情報

返金区分	XXXXXXXX
ペナルティ要素に基づく算定額	XXXXXXXX
メインオークション約定価格	XXXXXXXX
調達オークション約定価格	XXXXXXXX
退出容量[kW]	XXXXXXXX

3. 契約情報およびペナルティ情報詳細

契約番号	XXXXXXXX
実需給年度	XXXXXXXX
事業者コード	XXXXXXXX
参加登録申請者名	XXXXXXXX
容量を提供する電源等の区分	XXXXXXXX
電源等識別番号	XXXXXXXX
電源等の名称	XXXXXXXX
契約単価[円/kW]	XXXXXXXX
容量確保契約容量[kW]	XXXXXXXX
ペナルティ要素に基づく算定額通知書番号	XXXXXXXX

様式3 請求書

請求書

××株式会社 御中
 ご担当： ○○ ○○ 様
件名： 経済的ペナルティのご請求につきまして
 下記のとおり、ご請求申し上げます。

事業者コード XXXXX
 管理No. XXXXX
 請求日 2020年11月23日
 電力広域的運営推進機関
 〒135-0061
 東京都江東区豊洲6-2-15
 問い合わせ先：企画部
 TEL： 03-6632-0902
 E-Mail： ×××@occto.or.jp
 事業者登録番号： T1234567890123

請求金額		¥0	(税込)		お支払期限： 2020年12月23日	
No.	摘要	対象容量 (kW)	単価 (円/kW)	税抜金額 (円)	消費税額 (円)	小計 (円)
1						
2						
3						

※は軽減税率対象項目

合計	合計金額	¥0	¥0
	8%対象	¥0	¥0
	10%対象	¥0	¥0

お振込先は以下のとおりです。

銀行名	○○銀行 △△支店
預金種別	当座
口座番号	0123456
口座名義	サンプル（カ）

お振込みの際の手数料につきましては、事業者様にてご負担願います。
 領収書は、弊機関では発行致しません。

様式4 支払通知書

支払通知書

××株式会社 御中
ご担当： ○○ ○○ 様

件名： 経済的ペナルティのご返金につきまして
下記のとおり、ご返金致します。

事業者コード XXXXX
管理No. XXXXX
支払通知日 2020年11月23日
電力広域的運営推進機関
〒135-0061
東京都江東区豊洲6-2-15
問い合わせ先：企画部
TEL： 03-6632-0902
E-Mail： ×××@occto.or.jp

ご返金額 ￥0 (税込)

返金日 2020年12月23日

No.	摘要	対象容量 (kW)	単価 (円/kW)	金額 (円)	消費税額 (円)	小計 (円)
1						
2						
3						

合計	￥0	￥0	￥0
----	----	----	----

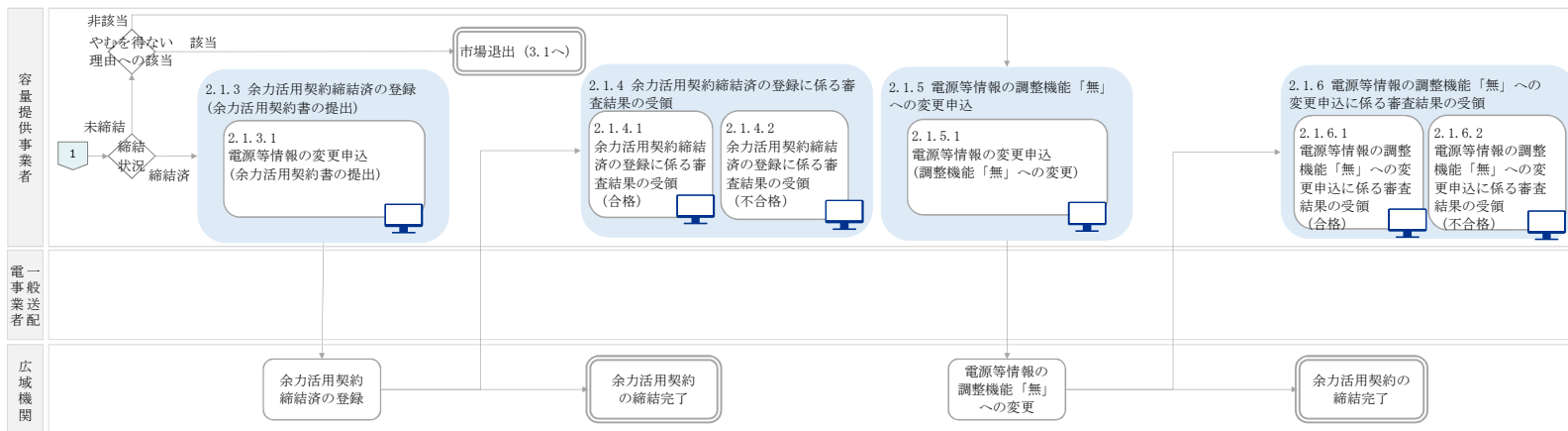
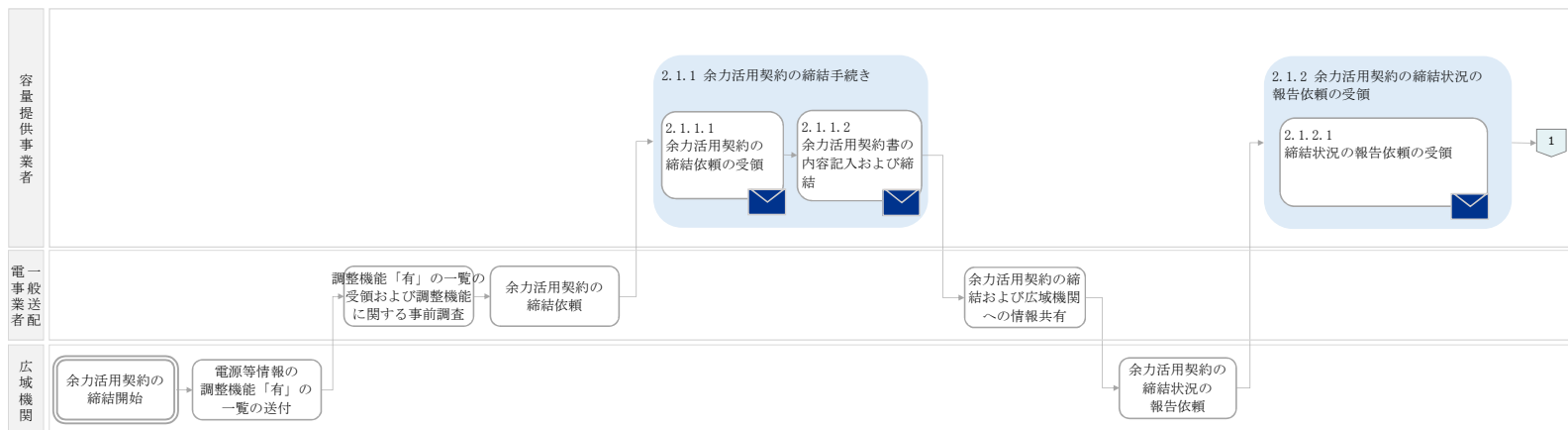
以下口座に振込み致します。

銀行名	○○銀行 △△支店
預金種別	当座
口座番号	0123456
口座名義	サンプル (カ)

Appendix.3 業務手順全体図

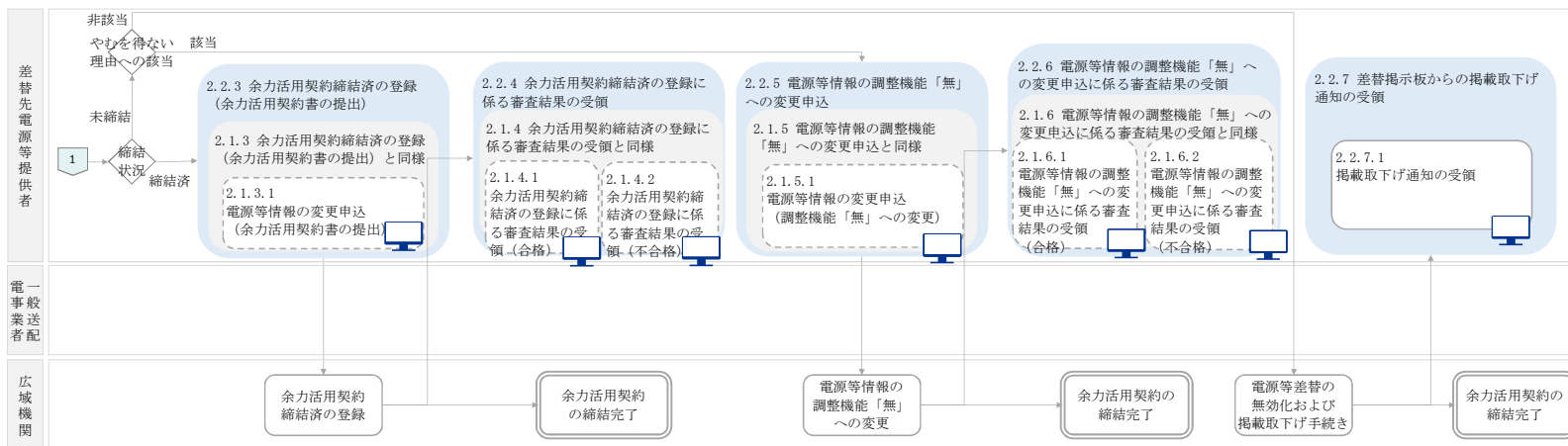
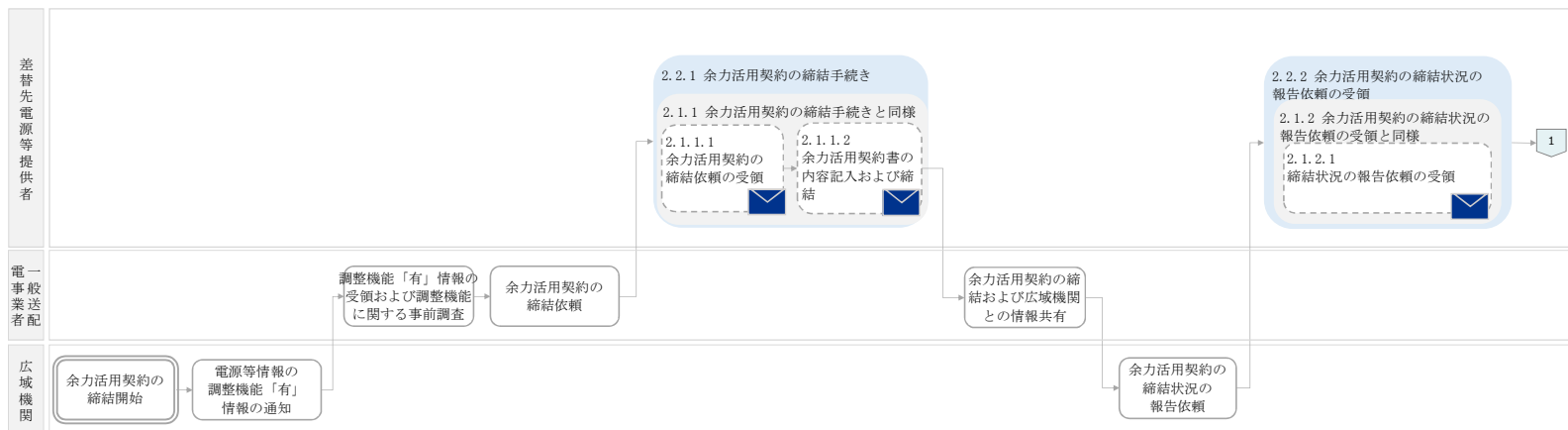
第2章：実需給前に実施すべき業務

2.1 余力活用契約の締結（容量提供事業者）



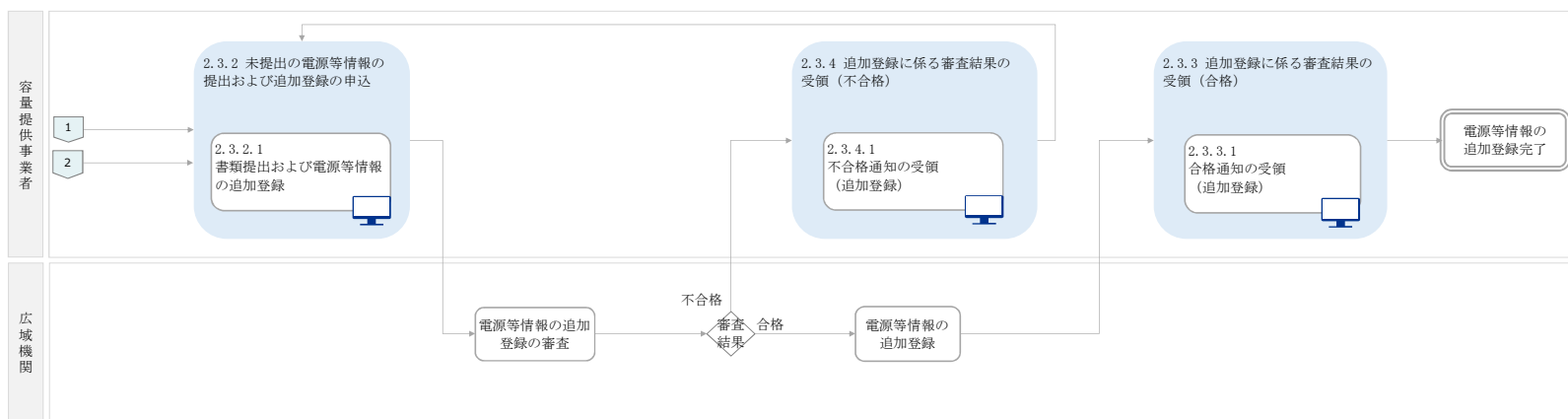
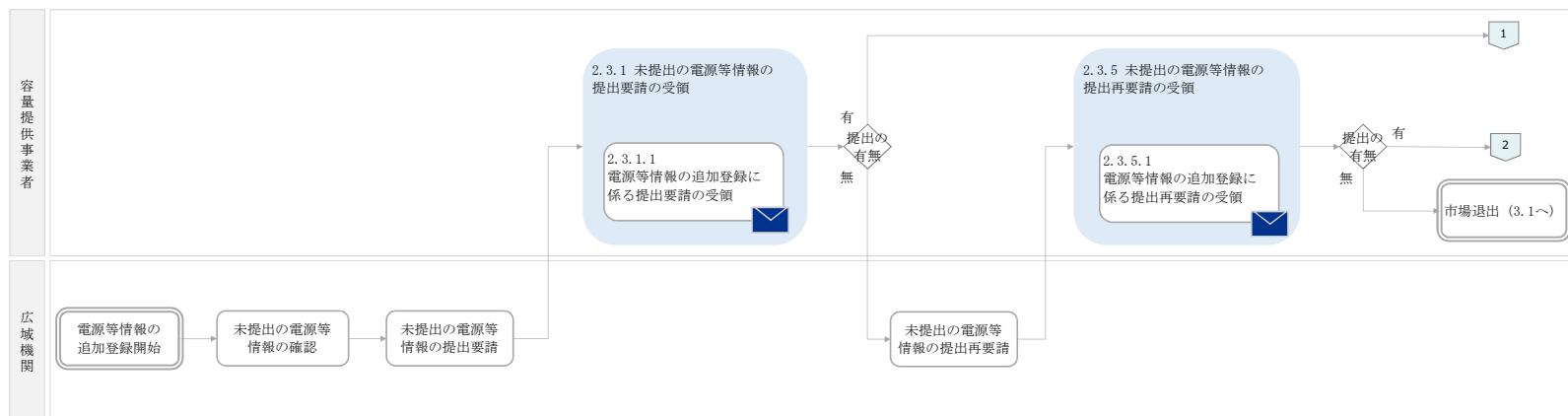
第2章：実需給前に実施すべき業務

2.2 余力活用契約の締結（差替先電源等提供者）



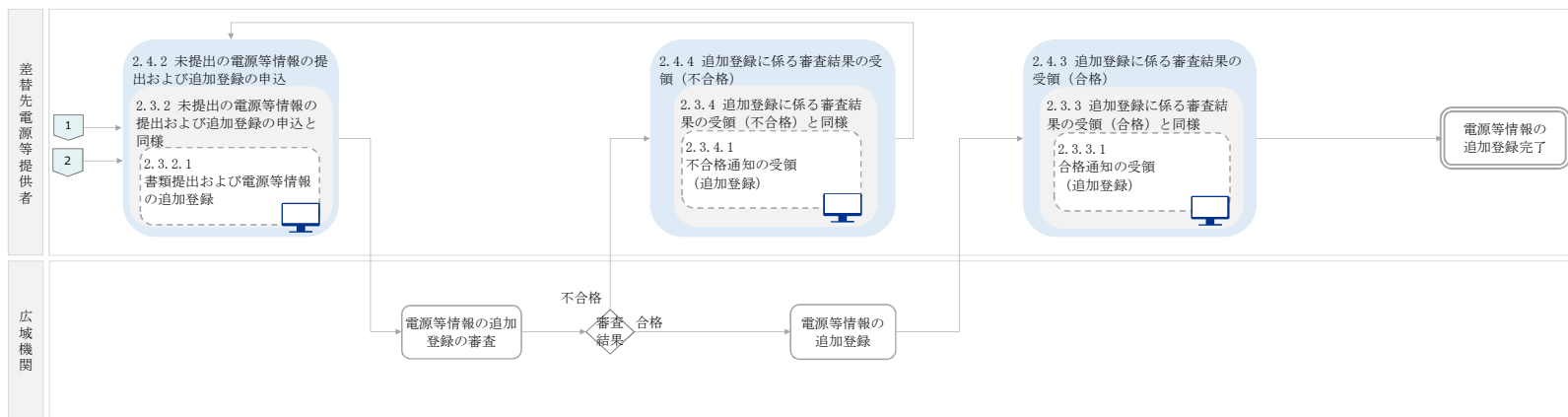
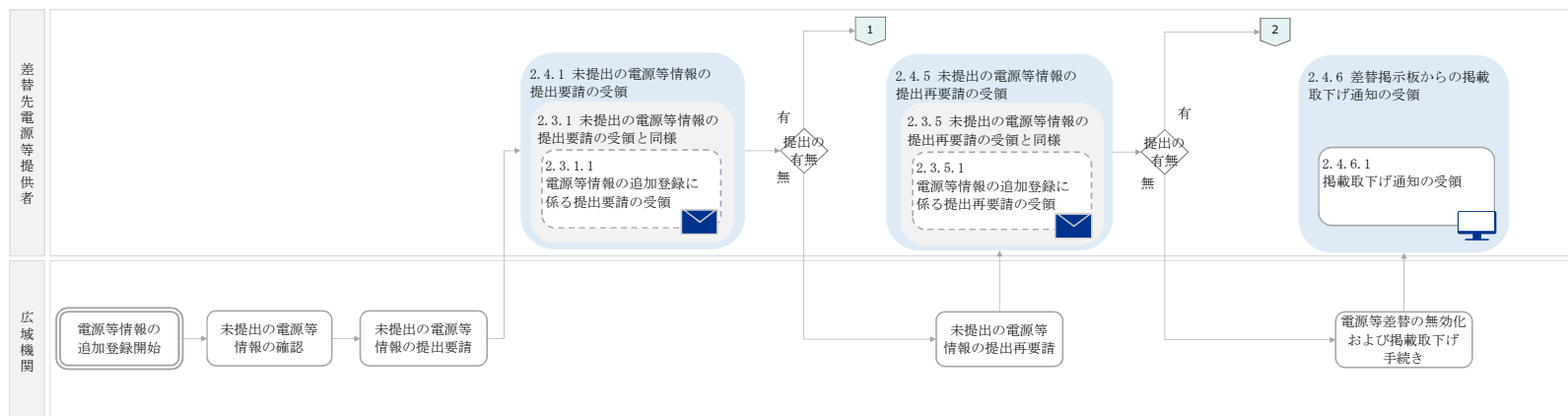
第2章：実需給前に実施すべき業務

2.3 電源等情報の追加登録（容量提供事業者）



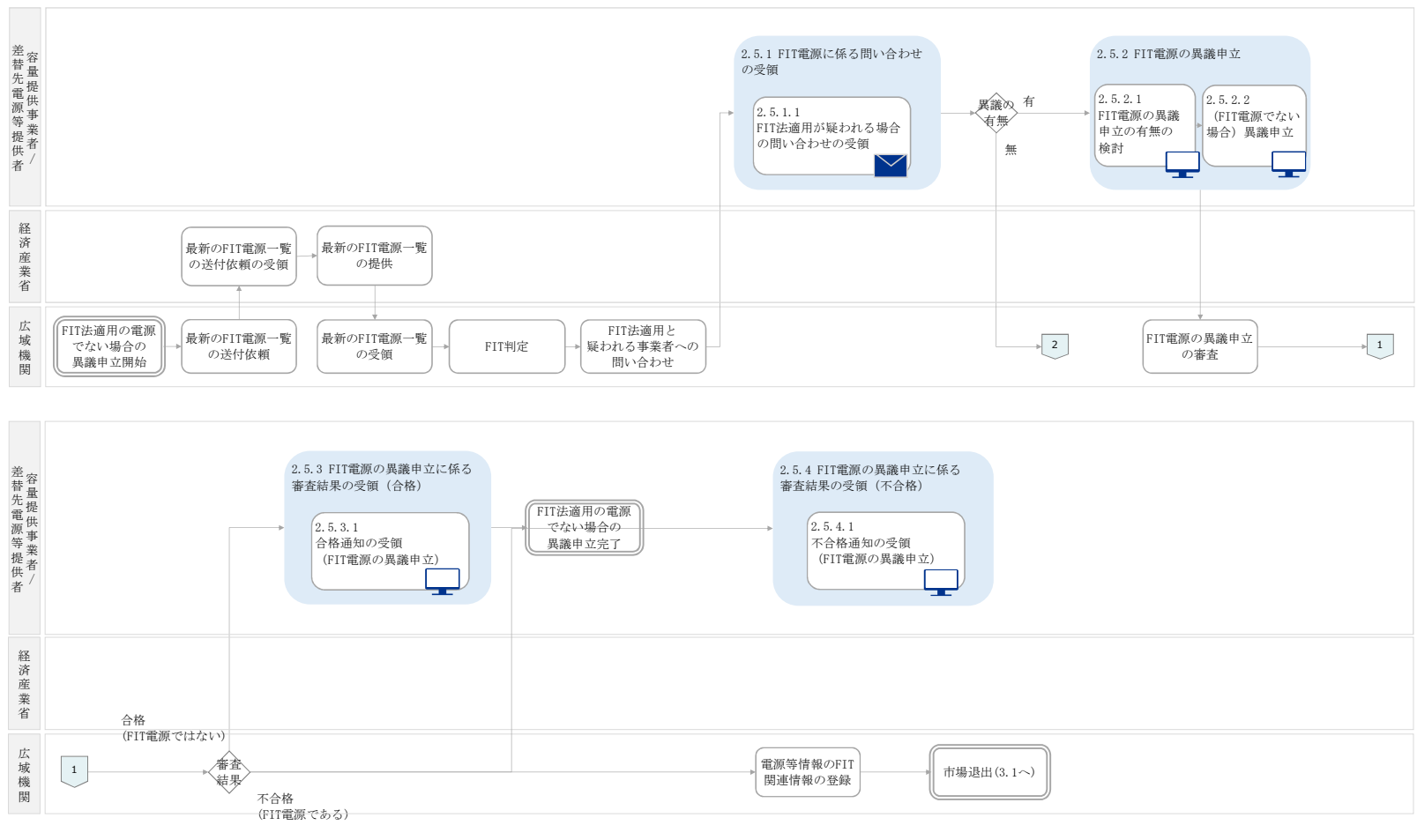
第2章：実需給前に実施すべき業務

2.4 電源等情報の追加登録（差替先電源等提供者）



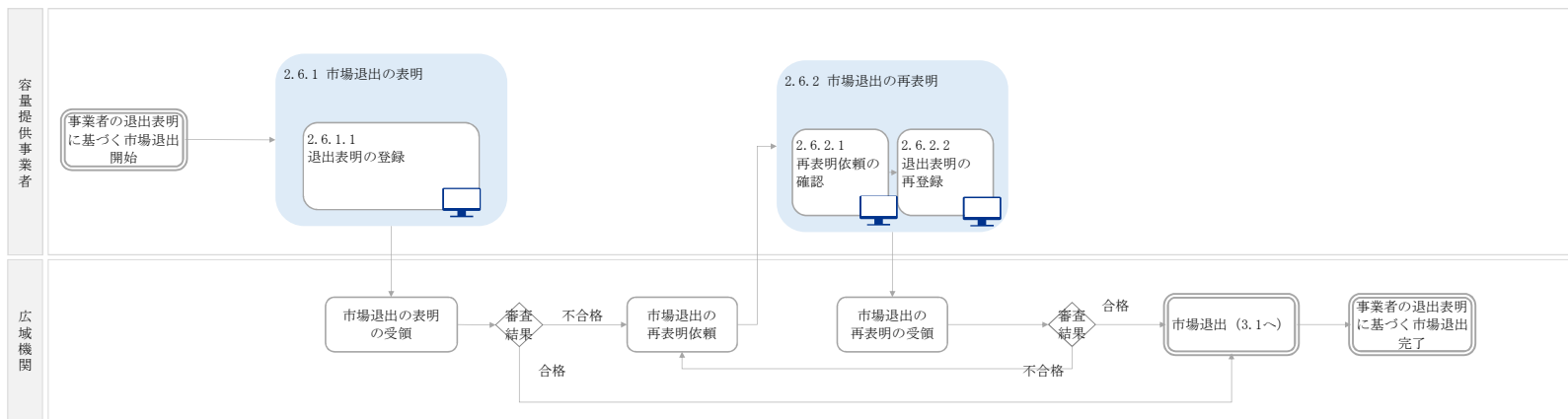
第2章：実需給前に実施すべき業務

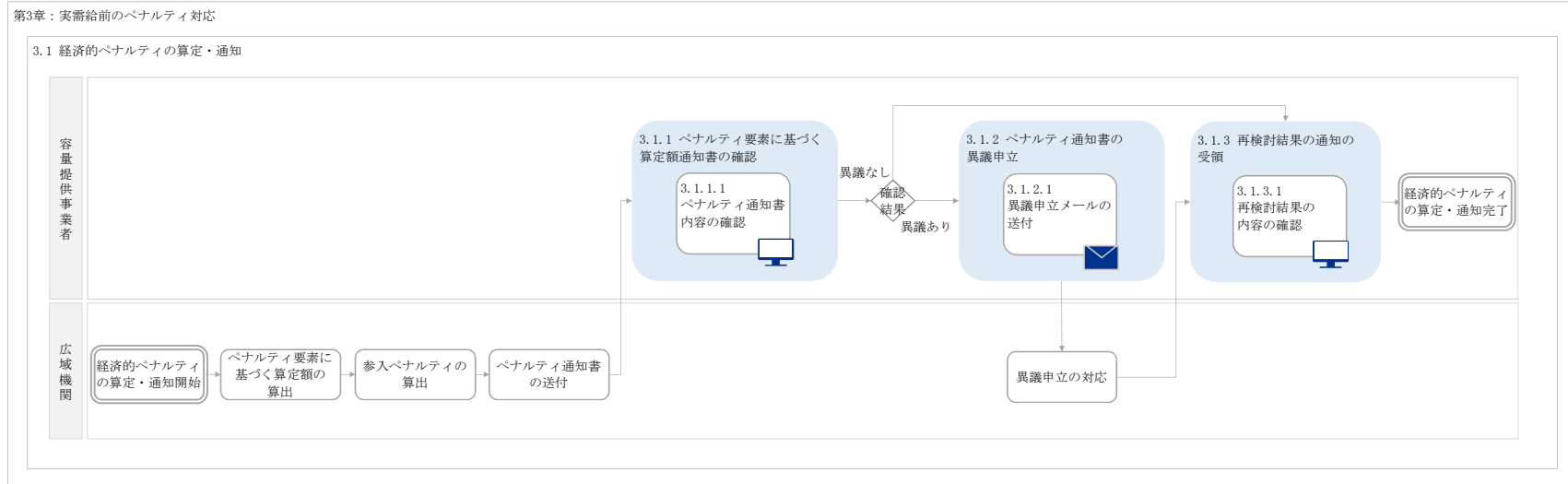
2.5 FIT法適用の電源でない場合の異議申立

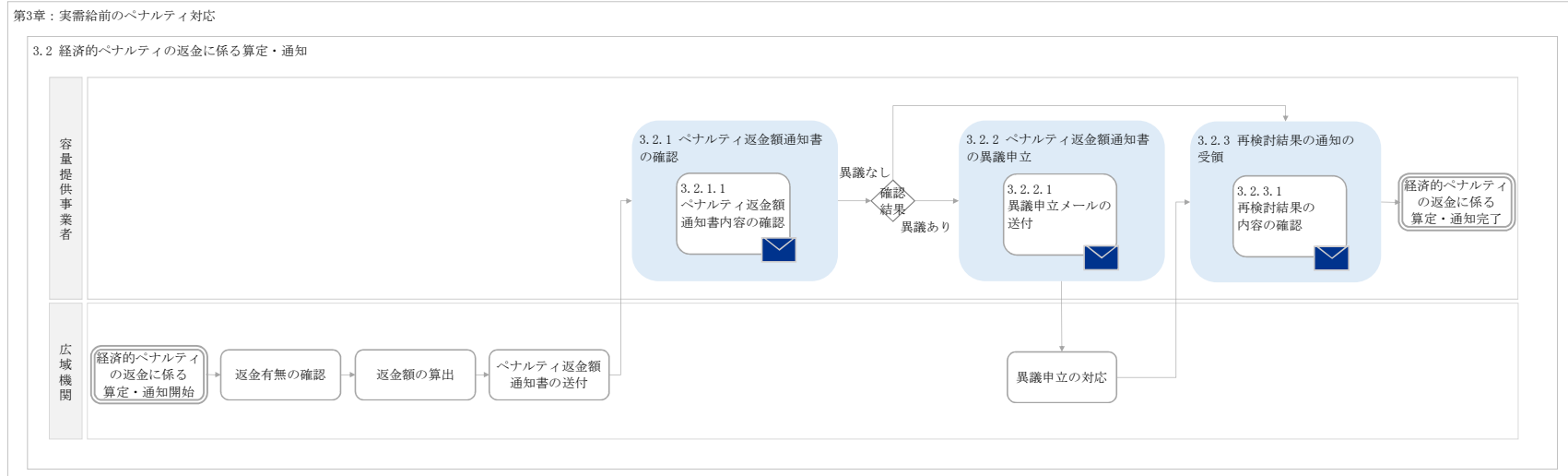


第2章：実需給前に実施すべき業務

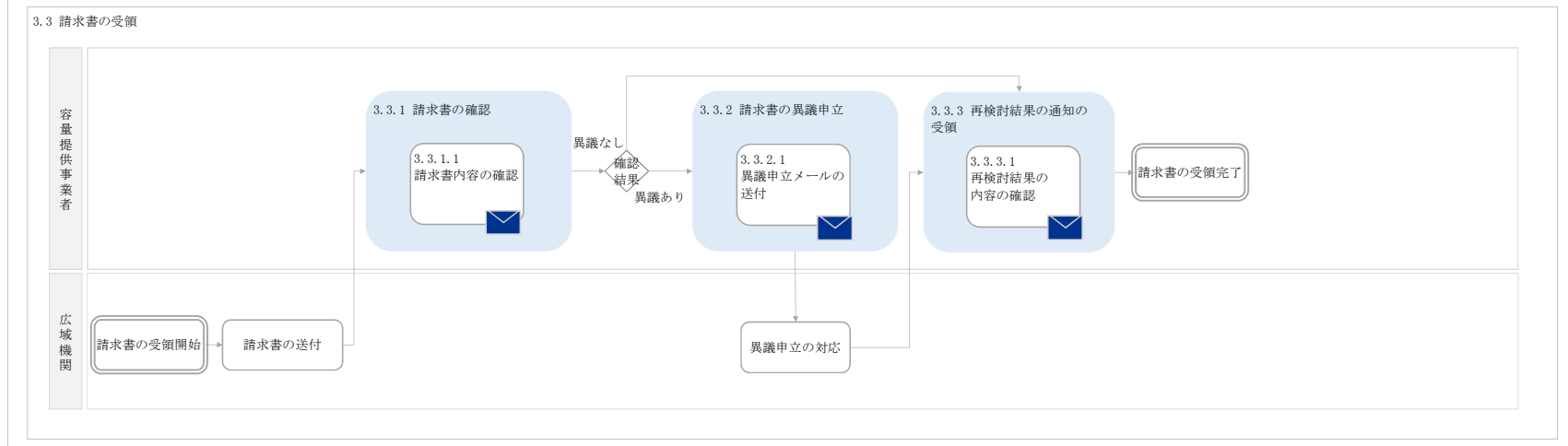
2.6 事業者の退出表明に基づく市場退出





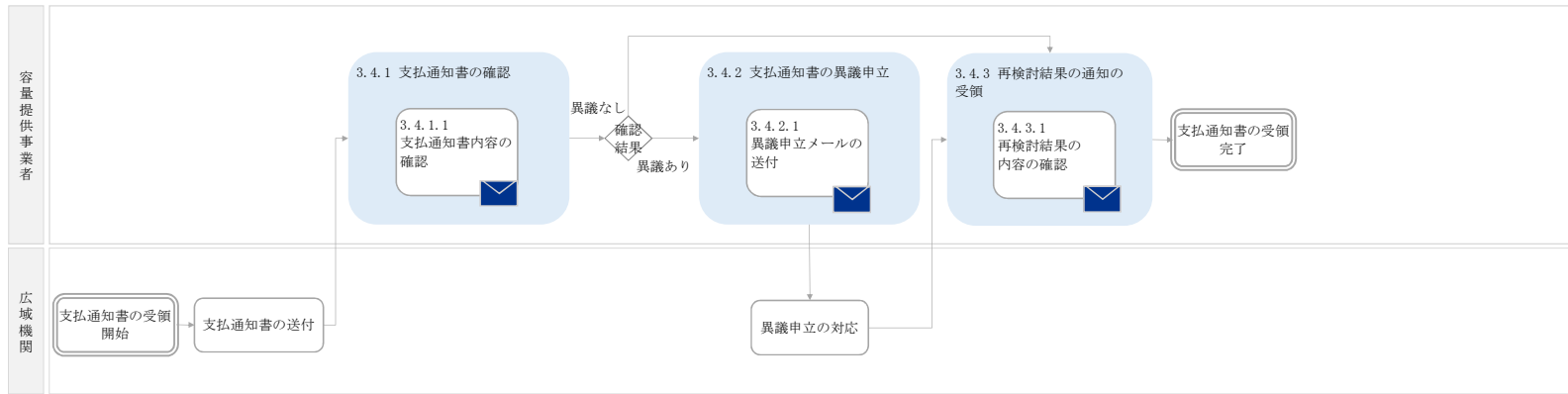


第3章：実需給前のペナルティ対応



第3章：実需給前のペナルティ対応

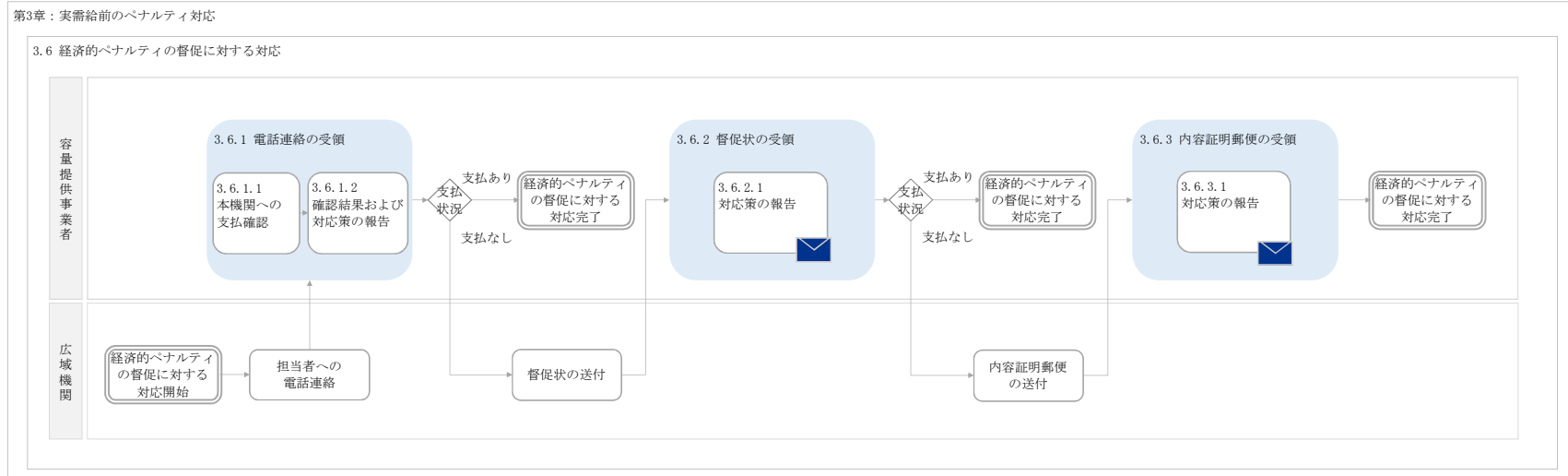
3.4 支払通知書の受領



第3章：実需給前のペナルティ対応

3.5 経済的ペナルティの支払

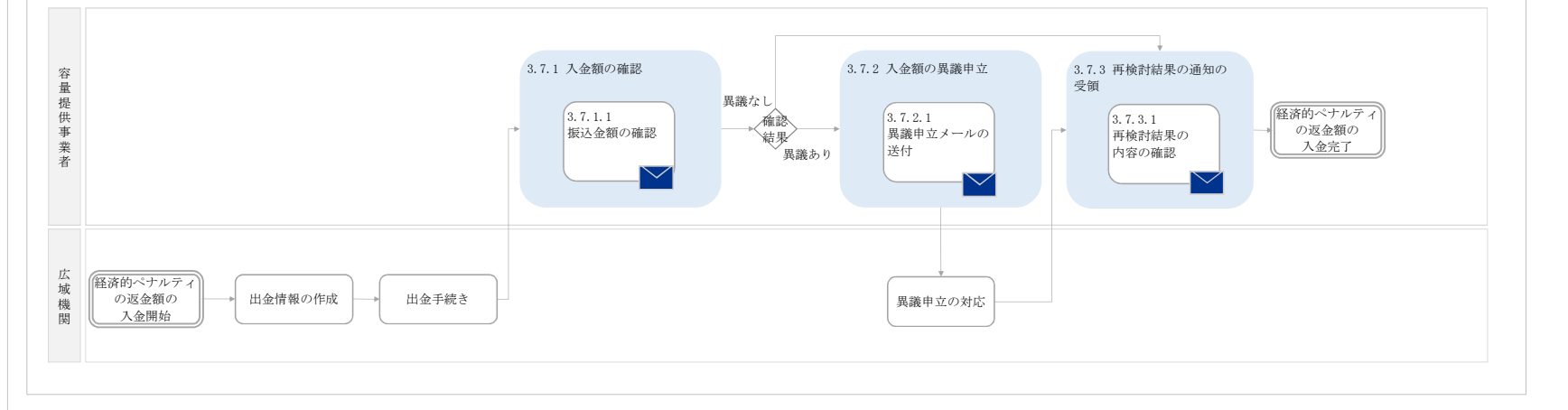






第3章：実需給前のペナルティ対応

3.7 経済的ペナルティの返金額の入金



容量市場
業務マニュアル
電源等差替 編

(対象実需給年度：2024年度)

2021年2月10日 第1版 発行

電力広域的運営推進機関

(変更履歴)

	変更点		日付
	変更箇所	変更内容	
初版	新規作成	—	2021年2月10日

※誤字等、業務内容に影響しない事項は随時修正します。

目次

第1章	はじめに	4
1.1	本業務マニュアルの構成	7
1.2	電源等差替が可能な電源等	7
第2章	差替掲示板への掲載	9
2.1	差替掲示板情報の登録手続き	9
2.2	差替掲示板情報の変更手続き	26
2.3	差替掲示板情報の取消手続き	29
第3章	電源等差替	35
3.1	電源等差替情報の登録手続き	35
3.2	電源等差替情報の変更手続き	57
3.3	電源等差替情報の取消手続き	59
Appendix.1	差替容量等算定諸元一覧	67
Appendix.2	図表一覧	68
Appendix.3	電源等差替に関連する用語一覧	70
Appendix.4	業務手順全体図	71

第1章 はじめに

容量市場業務マニュアル 電源等差替編（以下、本業務マニュアル）は、電力広域的運営推進機関（以下、本機関）の業務規程（第32条の5）に基づき作成された文書です。

本業務マニュアルは容量市場に参加する事業者が実施する手続きの内、電源等差替に必要な手続きや容量市場システム¹の操作方法²が記載されています。

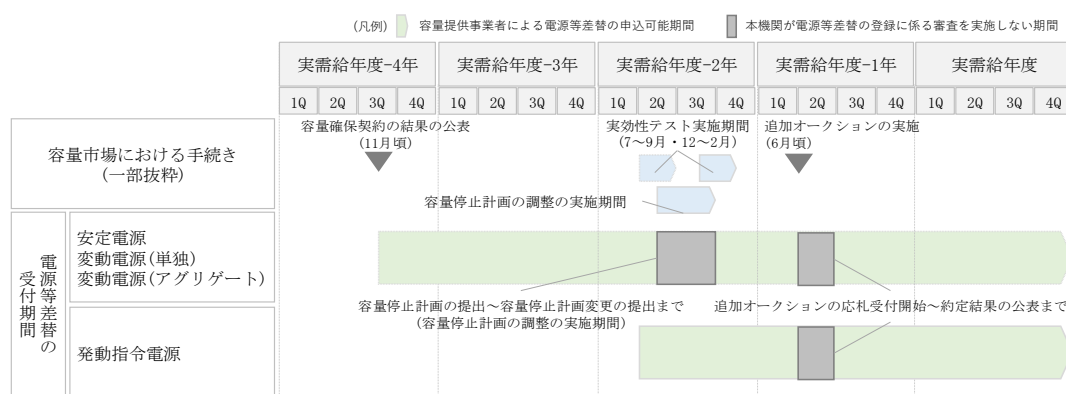


図 1-1 電源等差替の申込可能期間

安定電源・変動電源（単独）・変動電源（アグリゲート）の電源等差替の申込可能期間は、容量確保契約の結果の公表後から実需給年度の2月上旬までとなります。発動指令電源の電源等差替の申込可能期間は、実効性テストの実施による期待容量の確定後から実需給年度末までです。なお、容量を提供する電源等の区分に関わりなく、実需給年度2024年度における電源等差替の最終登録申込は2025年2月10日まで受け付けます。

注：差替の審査を実施しない期間について

以下の期間は、電源等差替情報の登録手続き、変更手続きおよび取消手続きに係る審査を実施いたしませんのでご注意ください。ただし、電源等差替情報の登録申込の受付は行っています。

- ・容量停止計画の調整の実施期間

¹ 容量市場システムは、容量市場における容量オークション（メインオークション、追加オークション（調達またはリリースオークション））への参加を希望する本機関会員、その他電気供給事業者の情報を適切に把握し、円滑な市場運営を行うために必要な機能を備えた情報処理システムです。当該システムの利用に当たっては「容量市場システム利用規約」を遵守して頂く必要があります。

² 本業務マニュアルに記載している容量市場システムの機能は一部であり、その他の機能は必要に応じて容量市場システムマニュアルを参照してください。

・追加オークションの応札受付開始～約定結果の公表まで

電源等差替の登録手続きは、差替掲示板情報の登録手続きおよび電源等差替情報の登録手続きで構成されます。

差替掲示板への掲載申込（差替掲示板情報の登録手続き）は差替先電源等提供者が行います。また、電源等差替情報の登録申込（電源等差替情報の登録手続き）は差替元電源等提供者が行います。

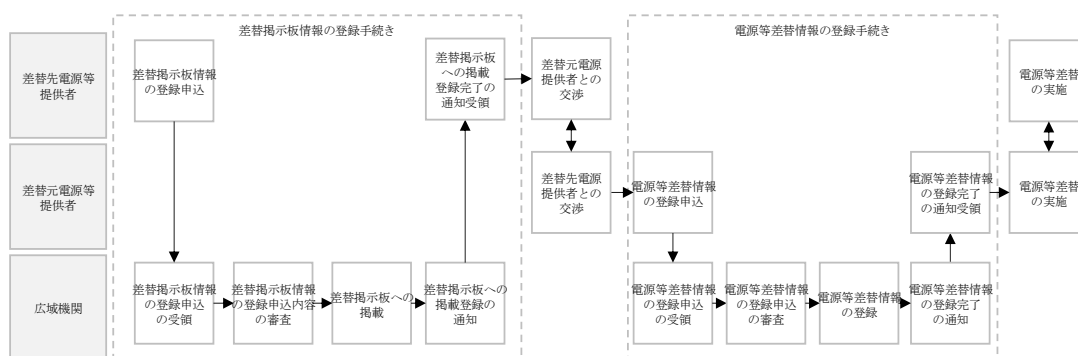


図 1-2 電源等差替の登録手続き

差替元電源等提供者は電源等差替情報の登録手続きを行う前に、差替掲示板に掲載されている差替先電源等の情報を閲覧し、差替先電源等提供者を探し、双方で電源等差替を実施することに合意している必要があります。

電源等差替情報の登録手続きが完了後、電源等差替を開始することが可能となります。

注：差替掲示板の最新情報の取得について

差替掲示板に掲載されている差替先差替可能容量などの情報は、既に他の差替元電源等提供者との差替契約が成立しているなどの理由により最新の情報でない可能性があるため、最新の情報については、個別に差替先電源等提供者にお問い合わせください。

差替掲示板への掲載の具体的な手続きに関しては第2章、電源等差替の具体的な手続きに関しては第3章に記載しておりますが、本章で説明する以下の1.1～1.2もご確認ください。

1.1 本業務マニュアルの構成

1.2 電源等差替が可能な電源等

1.1 本業務マニュアルの構成

本業務マニュアルにおける章の構成は以下の通りです（図 1-3 参照）。

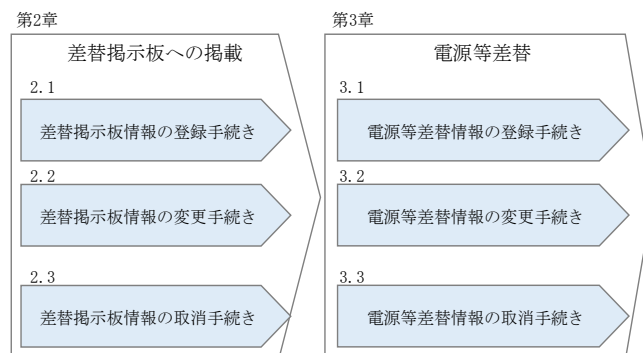


図 1-3 本業務マニュアルの構成（第1章除く）

差替掲示板情報を差替掲示板に掲載希望する事業者は第2章をご覧ください。また、電源等差替の具体的な手続きに関しては第3章をご覧ください。

なお、差替掲示板への掲載申込および電源等差替の登録申込は実需給年度ごとに行う必要があります。

1.2 電源等差替が可能な電源等

電源等差替が可能な電源等に係る要件は以下となります。

- ・ 差替先電源等の要件
 - ・ 対象実需給年度の容量オークションにおいて応札したものの、非落札となった電源等
 - ・ 対象実需給年度の容量オークションにおいて落札し、広域機関と容量確保契約を締結しており、且つ既に他の電源等差替の契約（以下、差替契約）を差替元電源等として締結している電源等（以下、元差替元電源）
 - ・ 対象実需給年度の容量オークションに応札していないが、新設電源など、容量オークションに応札していないことにやむを得ない事情のある電源等
 - ・ 実効性テストを完了し期待容量が確定している電源（発動指令電源のみ）
- ※差替先電源等が電源等差替を実施できる差替元電源等は10件までとなります。差替先電源等（元差替元電源等）に容量確保契約容量があり、且つ差替元差替可能容量を有する場合、登録できる差替元電源等は9件までとなります。
- ※差替先差替可能容量が1kW以上である必要があります。
- ※電源等情報登録時に、一部、書類の未提出や項目の未入力のある電源は、各書類や項目の提出期限までに登録を完了してください。

※元差替元電源の差替は、差替元電源等と差替先電源等の合計が10件までとなります。

・差替元電源等の要件

・対象実需給年度の容量オークションで落札し、容量確保契約を締結している電源等

※差替元電源等が登録できる差替先電源等の最大件数は10件までとなります。差替元電源等が部分差替（容量確保契約容量の一部容量を差替えること）をしている場合、登録できる差替先電源等は9件までとなります。

※差替元差替可能容量が1kW以上である必要があります（全量をリリースオークションでリリースまたは市場退出している場合は、差替元電源等になれません）。

※電源等情報登録時に、一部、書類の未提出や項目の未入力のある電源は、各書類や項目の提出期限までに登録を完了してください。

注1：差替契約の解約時について

差替契約を解約した際または解約することを事業者間で合意した際は、差替元電源提供者が本機関へ遅滞なく連絡するようにしてください。

注2：差替先電源等の要件が崩れた場合の解約について

市場退出などにより差替先電源等の要件が崩れた場合、その前提に基づいて成立している差替契約が解約となる可能性がありますので、ご注意ください（具体例を参照）。

具体例) 差替元電源等として締結している差替契約(①)と元差替元電源の差替先電源等として締結している差替契約(②)がある場合

上記のような例では、差替元電源等として締結している①の差替契約が解約されることにより、元差替元電源でなくなるため、元差替元電源として締結している②の差替契約の前提が崩れます。このような場合、②の差替契約を解約される可能性があります。

第2章 差替掲示板への掲載

本章では、差替掲示板への掲載に関する以下の内容について説明します（図 2-1 参照）。

- 2.1 差替掲示板情報の登録手続き
- 2.2 差替掲示板情報の変更手続き
- 2.3 差替掲示板情報の取消手続き

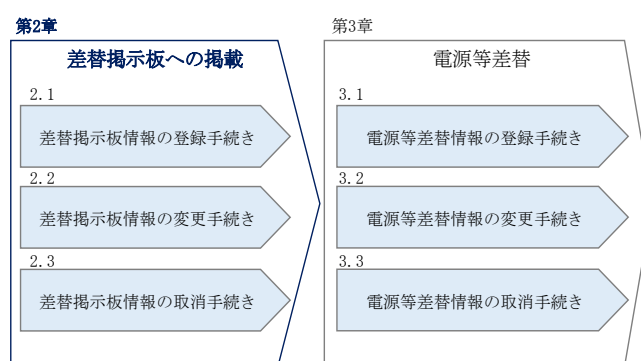


図 2-1 第2章の構成

注：差替掲示板への掲載期間について

差替掲示板への掲載期間は、1か月以上である必要があります。

2.1 差替掲示板情報の登録手続き

本節では、差替掲示板情報の登録手続きについて以下の流れで説明します（図 2-2 参照）。

- 2.1.1 差替掲示板情報の登録申込
- 2.1.2 差替掲示板情報の登録申込の審査結果の確認（合格）
- 2.1.3 差替掲示板情報の登録申込の審査結果の確認（不合格）

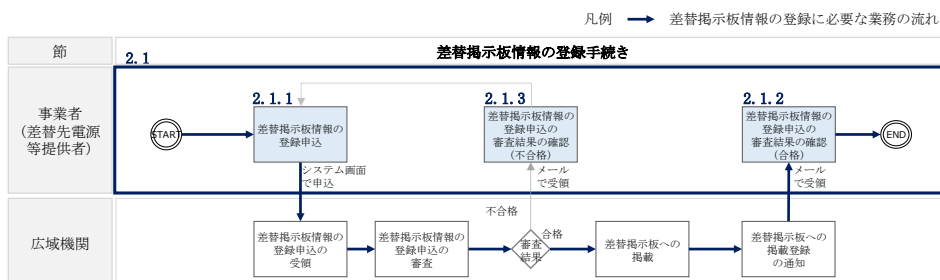


図 2-2 差替掲示板情報の登録手続きの詳細構成

注：差替掲示板への掲載の登録の前に実施すべき手続きについて
 差替掲示板への掲載の登録に先立ち、電源等情報の登録および期待容量の登録または変更が完了している必要があります。電源等情報の登録が完了していない事業者は「容量市場業務マニュアル メインオークションの参加登録編」の第3章に従って登録を完了させてください。また、期待容量の登録または変更が必要な電源等（安定自家発³、設備更新に伴う増出力等のある安定電源および変動電源）は、「容量市場業務マニュアル メインオークションの参加登録編」の第4章に従って期待容量の登録または変更を完了させてください。

2.1.1 差替掲示板情報の登録申込

本項では、差替掲示板情報の登録申込について説明します（図 2-3 参照）。

2.1.1.1 事前準備

2.1.1.2 差替掲示板情報の登録申込の入力

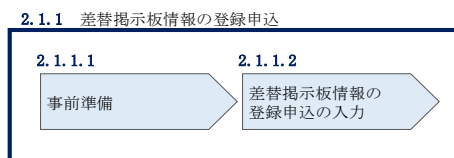


図 2-3 差替掲示板情報の登録申込

³ 自家消費のために必要な容量を上回る発電容量があり、供給力が提供可能な安定電源

2.1.1.1 事前準備

差替容量等算定諸元一覧の作成

差替容量等算定諸元一覧は本機関のホームページの容量市場のページ⁴よりダウンロードの上、必要な項目を入力して作成します。

差替先差替可能容量は、差替容量等算定諸元一覧に必要な項目を入力することで、自動算出されます。ここで、差替掲示板への掲載の登録申込時には、差替先差替可能容量が1kW以上となっている必要があります。差替容量等算定諸元一覧の作成単位は、電源等情報の登録時の単位と同様です（表 2-1 参照）。

作成した差替容量等算定諸元一覧のファイル名は「差替容量_事業者名_対象実需給年度_電源等識別番号.xlsx」としてください。また、差替容量等算定諸元一覧を更新した場合のファイル名は「差替容量_事業者名_対象実需給年度_電源等識別番号_更新回数.xlsx」としてください。

例) 初回作成の場合

差替容量_〇〇株式会社_2024_0123456789.xlsx
対象実需給年度 電源等識別番号

1 回目の更新の場合

差替容量_〇〇株式会社_2024_0123456789_R1.xlsx

2 回目の更新の場合

差替容量_〇〇株式会社_2024_0123456789_R2.xlsx

表 2-1 電源等区分ごとの差替容量等算定諸元一覧の作成単位

電源等区分	差替容量等算定諸元一覧の作成単位
安定電源	1 計量器ごと
変動電源（単独）	1 計量器ごと
変動電源（アグリゲート）	小規模変動電源リストごと
発動指令電源	電源等リストごと

⁴ <https://www.occto.or.jp/market-board/market/index.html>

表 2-2 差替容量等算定諸元一覧の入力・選択項目
(差替先電源等・差替掲示板への掲載用)

No.	項目	留意点
①	提出目的	「差替掲示板への掲載」を選択
②	申請区分	「差替先電源等」を選択
③	申請要件（差替先のみ選択）	「2024年度向け容量オークションで応札した結果、非落札」、「2024年度向け容量オークション時点で、新設電源等やむを得ない理由により、容量オークションに不参加」または「2024年度向け容量オークションで応札した結果、落札した元差替元電源」から選択
④	差替要件（差替元のみ選択）	選択不要
⑤	参加登録申請者名	容量市場システムに登録した参加登録申請者名を入力
⑥	事業者コード	容量市場システムに登録した事業者コードを入力
⑦	電源等の名称/小規模変動電源リスト名/電源等リスト名	容量市場システムの電源等情報（基本情報）に登録した電源等の名称/小規模変動電源リスト名または電源等リスト名を入力
⑧	電源等識別番号	容量市場システムの「電源等情報一覧画面」の「電源等情報一覧」に表示される電源等識別番号を入力
⑨	対象実需給年度	差替掲示板に電源等差替を希望する実需給年度を入力
⑩	容量を提供する電源等の区分	容量市場システムの電源等情報（基本情報）に登録した容量を提供する電源等の区分を入力
⑪	発電方式の区分	容量市場システムの電源等情報（詳細情報）に登録した発電方式の区分を入力
⑫	エリア名	容量市場システムの電源等情報（基本情報）に登録したエリア名を入力
⑬	（今回の差替に係る差替相手の情報）電源等の名称/小規模変動電源リスト名/電源等リスト名	入力不要（電源等差替情報の登録時に入力）
⑭	（今回の差替に係る差替相手の情報）差替相手の電源等識別番号	入力不要（電源等差替情報の登録時に入力）
⑮	今回の差替に係る差替実施期間	入力不要（電源等差替情報の登録時に入力）

No.	項目	留意点
⑯	今回の差替契約で差替元電源等として差替える場合の差替容量[kW]	入力不要（電源等差替情報の登録時に入力）
⑰	今回の差替契約で差替先電源等として差替える場合の差替容量[kW]	入力不要（電源等差替情報の登録時に入力）
⑱	差替元として差替契約した差替容量[kW]	過去に差替元電源等として差替契約を締結している場合、過去の差替に係る情報を契約毎に入力 <ul style="list-style-type: none"> ・差替容量（各月の値） ・差替相手の事業者名 ・差替相手の電源等の名称、小規模変動電源リスト名または電源等リスト名
⑲	差替先として差替契約した差替容量[kW]	過去に差替先電源等として差替契約を締結している場合、過去の差替に係る情報を契約毎に入力 <ul style="list-style-type: none"> ・差替容量（各月の値） ・差替相手の事業者名 ・差替相手の電源等の名称、小規模変動電源リスト名または電源等リスト名
⑳	登録されている期待容量[kW]	容量市場システムにおいて2024年を対象実需給年度とする期待容量登録時に登録した値を入力
㉑	期待容量の増加分[kW]	期待容量を増加した場合は、容量市場システムに期待容量を登録した値と増加後に登録した値の差分を入力
㉒	容量確保契約容量[kW]	元差替元電源に該当する場合は、容量確保契約書に記載されている容量確保契約容量を入力
㉓	メインオークション	2024年度を対象実需給年度とするメインオークションでのステイタスを「落札」、「非落札」、「非応札」から選択
㉔	メインオークション応札容量[kW]	2024年度を対象実需給年度とするメインオークションで「落札」または「非落札」を選択した場合、メインオークションへの応札容量を入力

No.	項目	留意点
②⑤	退出容量[kW]	元差替元電源に該当する場合は、当初に締結した際の容量確保契約容量のうち、部分的に市場退出（部分退出）した容量を入力 なお、全量を市場退出している場合は、電源等差替を実施できません。
②⑥	調達オークション	2024年度を対象実需給年度とする調達オークションが開催済の場合、調達オークションでのステータスを「落札」、「非落札」、「非応札」から選択 調達オークションが未開催の場合は選択不要。
②⑦	調達オークション応札容量[kW]	2024年度を対象実需給年度とする調達オークションで「落札」または「非落札」を選択した場合、調達オークションへの応札容量を入力
②⑧	リリースオークション	2024年度を対象実需給年度とするリリースオークションが開催済の場合、リリースオークションでのステータスを「落札」、「非落札」、「非応札」から選択 リリースオークションが未開催の場合は選択不要。
②⑨	リリースオークション応札容量[kW]	2024年度を対象実需給年度とするリリースオークションで「落札」または「非落札」を選択した場合、リリースオークションへの応札容量を入力
③⑩	提供する各月の供給力[kW]	期待容量等算定諸元一覧の各月の供給力を月別に入力 発動指令電源の場合は、容量市場システムに登録済みの期待容量を入力（各月とも同じ値を入力）。 安定電源の水力（純揚水）の場合は入力不要。

No.	項目	留意点
③①	各月の管理容量[kW]	期待容量等算定諸元一覧で自動算出された各月の管理容量を月別に入力 安定電源の水力（純揚水）以外の場合は入力不要。
③②	実務上のアセスメント対象容量（月間）[kW]	入力不要（自動計算）
③③	差替元差替済容量（月間）[kW]	入力不要（自動計算）
③④	差替元差替済容量（年間）[kW]	入力不要（自動計算）
③⑤	差替元差替可能容量（月間）[kW]	入力不要（自動計算）
③⑥	差替元差替可能容量（年間）[kW]	入力不要（自動計算）
③⑦	差替先差替済容量（月間）[kW]	入力不要（自動計算）
③⑧	差替先差替済容量（年間）[kW]	入力不要（自動計算）
③⑨	差替先差替可能容量（月間）[kW]	入力不要（自動計算）
④⑩	差替先差替可能容量（年間）[kW]	入力不要（自動計算）

差替容量等算定諸元一覧の提出

作成した差替容量等算定諸元一覧を容量市場システムに提出していただきます。なお、提出にあたっては仮申込後に本申込を行う必要があります。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「電源等情報管理」リンクをクリックして、「電源等情報一覧画面」へ進みます。次に「電源等情報一覧画面」で、電源等区分を選択し、「検索」ボタンをクリックします。

「電源等情報一覧」に登録済の電源等情報が表示されるので、差替容量等算定諸元一覧を提出したい電源の「電源等識別番号」をクリックすると、「電源等情報詳細画面」へ進みます。続いて、「電源等情報詳細画面」で「変更」ボタンをクリックすると、「電源等情報変更申込画面」へ進みます。

「電源等情報変更申込画面」の「提出書類（追加）」欄の「ファイル選択」をクリックして差替容量等算定諸元一覧をアップロードします。また、「変更理由」欄には「差替容量等算定諸元一覧の提出」と記載した上で提出する差替容量等算定諸元一覧のファイル名を記入してください。記入後、内容を確認し「確認」ボタンをクリック

します（図 2-4、表 2-3 参照）。なお、この段階では仮申込の状態であり、差替容量等算定諸元一覧の提出は完了していませんので注意してください。

仮申込の状態から申込完了にするためには、「ポータルトップ画面」の「審査」タブから「電源等情報審査管理」リンクをクリックして、「電源等情報審査画面」へ進みます。

「電源等情報審査画面」の電源等区分を選択後、差替容量等算定諸元一覧を提出したい電源等情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックします。検索結果が「審査申込状況一覧」に表示されます。「申込 ID」リンクをクリックして「電源等申込情報画面」にて内容を確認後、チェックボックスにチェックを入れ、「申込完了」ボタンをクリックします。申込が完了すると、その旨がメールにて送付されます。申込完了後、『2.1.1.2 差替掲示板情報の登録申込の入力』へ進んでください。

注：申込完了メールについて

申込完了メールには、電源等情報の変更申込を受け付けた旨が記載されています。

なお、本機関は差替容量等算定諸元一覧の項目が、正しく入力されているかを審査します。審査後には審査合格または不合格を、別途メールにて通知いたします。

不合格の通知を受けた事業者は速やかに差替容量等算定諸元一覧の記載内容を修正のうえ、差替容量等算定諸元一覧を再提出してください。

図 2-4 「電源等情報変更申込画面」の画面イメージ

表 2-3 「電源等情報変更申込画面」での入力項目

No.	項目	記入内容
①	変更理由	「差替容量等算定諸元一覧の提出」と記入 提出する差替容量等算定諸元一覧のファイル名を記入

2.1.1.2 差替掲示板情報の登録申込の入力

容量市場システムに差替掲示板へ掲載する電源等を登録します。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「電源等情報管理」リンクをクリックし、「電源等情報一覧画面」へ進みます。次に「電源等情報一覧画面」で検索条件を入力・選択し、「検索」ボタンをクリックすると、検索条件に合致する電源等の「電源等識別番号」リンクが「電源等情報一覧」に表示されますので、リンクをクリックして「電源等情報詳細画面」へ進みます。

「電源等情報詳細画面」で「差替先登録申込」ボタンをクリックすると、「差替掲示板情報登録申込画面」へ進みます。

次に、「差替掲示板情報登録申込画面」で差替掲示板への掲載に係る情報を入力・選択します（図 2-5、表 2-4 参照）。

差替掲示板に差替先差替可能容量（掲載は任意）を掲載することも可能です。掲載を希望する場合は、差替容量等算定諸元一覧で算出した差替先差替可能容量を記載した Excel ファイルを作成します。「差替掲示板情報登録申込画面」で「ファイル選択」ボタンをクリックし、ファイルをアップロードすることでファイルを掲載できます。なお、差替容量等算定諸元一覧を差替掲示板に公開しても差し支えない事業者は、差替容量等算定諸元一覧をアップロードすることも可能です。

「差替掲示板情報登録申込画面」で登録項目を入力・選択し、必要に応じてファイルを添付した後、「実行」ボタンをクリックします。

容量市場システム	
差替掲示板情報登録申込画面	
TOP > 参加登録 > 電源等情報管理 > 電源等情報一覧画面 > 電源等情報詳細画面 > 差替掲示板情報登録申込画面	
①	事業者コード 7Y01
②	参加登録申請者名 事業者A
③	容量を提供する電源等の区分 安定電源
④	実需給年度 2034
⑤	電源等識別番号 0000001631
⑥	電源等の名称 事業者A000_安定2
⑦	エリア名の掲載可否 * エリア名の掲載可否を指定してください。 <input type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 否
⑧	エリア名 東京
⑨	電源種別の区分の掲載可否 * 電源種別の区分の掲載可否を指定してください。 <input type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 否
⑩	電源種別の区分 電源種別の区分を指定してください。 02:火力
⑪	発電方式の区分の掲載可否 * 発電方式の区分の掲載可否を指定してください。 <input type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 否
⑫	発電方式の区分 発電方式の区分を指定してください。 024:石油
⑬	掲示期限 * yyyy/mm/dd形式で入力してください。
担当者の連絡先	
⑭	担当者名 * 全角または半角文字で入力してください。 トクダ 知
⑮	電話番号 * 半角数字で入力してください。 03 - 1234 - 1234
⑯	メールアドレス * 正しいメールアドレスを入力してください。
⑰	住所 * 全角または半角文字で入力してください。
⑱	所属部署 * 全角または半角文字で入力してください。
⑲	補足事項 全角または半角文字で入力してください。

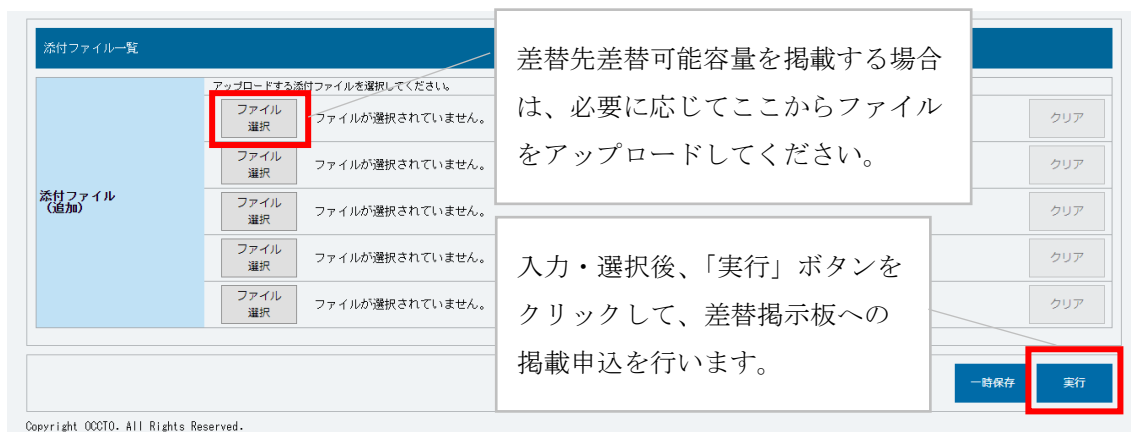


図 2-5 「差替掲示板情報登録申込画面」の画面イメージ

表 2-4 「差替掲示板情報登録申込画面」での入力・選択項目一覧

No.	項目	留意点
①	事業者コード	入力不要（ログインユーザの情報が自動設定されます）
②	参加登録申請者名	入力不要（ログインユーザの情報が自動設定されます）
③	容量を提供する電源等の区分	入力不要（電源等情報の情報が自動設定されます）
④	実需給年度	入力不要（電源等情報の情報が自動設定されます）
⑤	電源等識別番号	入力不要（電源等情報の情報が自動設定されます）
⑥	電源等の名称	入力不要（電源等情報の情報が自動設定されます）
⑦	エリア名の掲載可否	差替掲示板にエリア名の掲載を希望する場合は「可」を選択し、掲載を希望しない場合は「否」を選択
⑧	エリア名	入力不要（電源等情報の情報が自動設定されます）
⑨	電源種別の区分の掲載可否	差替掲示板に電源種別の区分の掲載を希望する場合は「可」を選択、掲載を希望しない場合は「否」を選択
⑩	電源種別の区分	以下の中から電源種別の区分を指定 水力、火力、原子力、再生可能エネルギー、その他
⑪	発電方式の区分の掲載可否	差替掲示板に発電方式の区分の掲載を希望する場合は「可」を選択、掲載を希望しない場合は「否」を選択
⑫	発電方式の区分	以下の中から発電方式の区分を指定 ・電源種別の区分で「水力」を指定した場合 一般（貯水式）、一般（自流式）、揚水（混合揚水）、揚水（純揚水） ・電源種別の区分で「火力」を指定した場合 石炭、LNG（GTCC）、LNG（その他）、石油、LPG、その他ガス、瀝青混合物、その他 ・電源種別の区分で「原子力」を指定した場合 定格電気出力、定格熱出力

No.	項目	留意点
		<ul style="list-style-type: none"> ・電源種別の区分で「再生可能エネルギー」を指定した場合 風力、太陽光（全量）、太陽光（余剰）、地熱、バイオマス（専焼）、バイオマス（混焼）、廃棄物 ・電源種別の区分で「その他」を指定した場合、以下から指定 その他（併設蓄電池を除く蓄電池はこちらを選択願います）
⑬	掲示期限	<p>掲示期限を入力。なお、掲載の登録申請を行う月の翌月末以降を指定する必要があります。</p> <p>例) 2024年4月に掲載の登録申請を行い、2024年6月30日まで掲載を希望する場合 →2024/06/30をカレンダーから指定</p> <p>※差替掲示板には1か月以上掲載を継続する必要があるため、2024年4月の日付などは指定できません。</p>
⑭	担当者名	ご担当者または係（差替係など）の情報を入力
⑮	電話番号	
⑯	メールアドレス	
⑰	住所	
⑱	所属部署	
⑲	補足事項	

2.1.2 差替掲示板情報の登録申込の審査結果の確認（合格）

本項では、差替掲示板情報の登録申込後、本機関が内容を確認した結果、不備がなかった場合の審査結果の確認について説明します（図 2-6 参照）。

2.1.2.1 合格通知の受領（差替掲示板情報の登録申込）

2.1.2 差替掲示板情報の登録申込の審査結果の確認（合格）

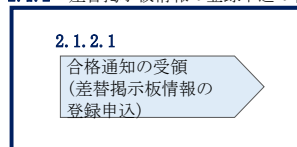


図 2-6 差替掲示板情報の登録申込の審査結果の確認（合格）

2.1.2.1 合格通知の受領（差替掲示板情報の登録申込）

差替掲示板への掲載申込後、本機関による審査が行われ、不備がない場合は差替掲示板へ情報が掲載されます。掲載が認められる事業者へは、合格通知がメールで送付されます。

なお、掲載開始時期は本機関が審査を合格とした後、直ちに掲載が開始されます。また、掲載期限で指定した期日を迎えると、自動的に掲載が削除されます。

2.1.3 差替掲示板情報の登録申込の審査結果の確認（不合格）

本項では、差替掲示板情報の登録申込後、本機関が内容を確認した結果、不備があった場合の審査結果の確認について説明します（図 2-7 参照）。

2.1.3.1 不合格通知の受領（差替掲示板情報の登録申込）

2.1.3 差替掲示板情報の登録申込の審査結果の確認（不合格）

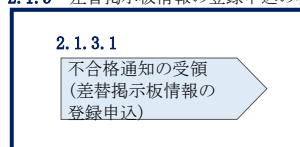


図 2-7 差替掲示板情報の登録申込の審査結果の確認（不合格）

2.1.3.1 不合格通知の受領（差替掲示板情報の登録申込）

差替掲示板への掲載申込後、本機関による審査が行われ、不備があった事業者へは、不合格通知がメールで送付されます。

なお、不合格理由は「差替掲示板情報審査画面」で確認できます。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「審査」タブから「差替掲示板情報審査管理」リンクをクリックして、「差替掲示板情報審査画面」へ進みます。

「差替掲示板情報審査画面」で実需給年度および掲載が不合格となった電源等の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックすると、検索結果が「差替掲示板審査状況一覧」に表示されます。「審査コメント」に記載されている不合格理由を確認してください（図 2-8 参照）。

差替掲示板への掲載を希望する場合、『2.1.1.2 差替掲示板情報の登録申込の入力』を参照し、再度申込を行ってください。

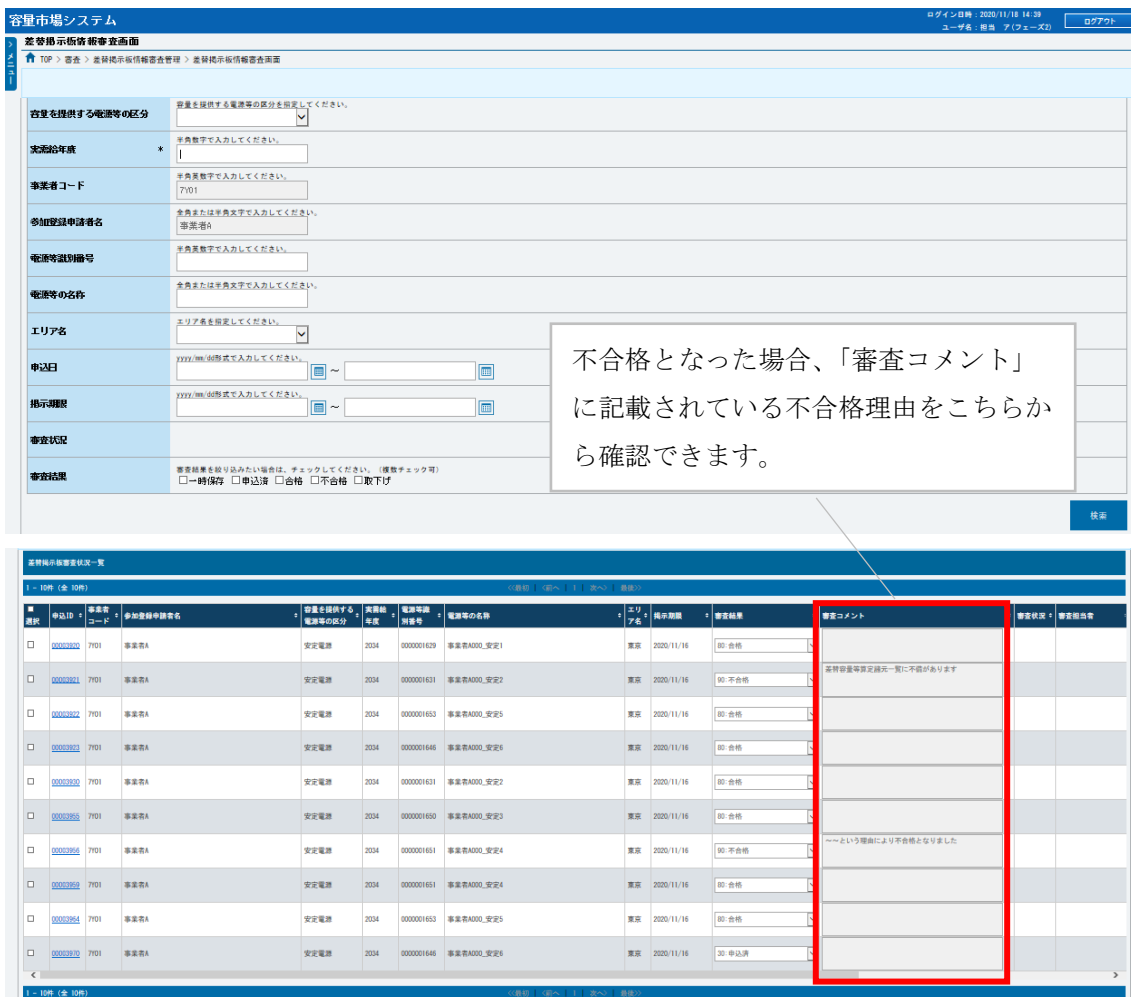


図 2-8 「差替掲示板情報審査画面」の画面イメージ

2.2 差替掲示板情報の変更手続き

本節では差替掲示板への掲載を変更する手続きについて以下の流れで説明します（図 2-9 参照）。差替掲示板の掲載内容を変更したい場合は、一旦、差替掲示板への掲載を取り消した上で、再度、登録手続きを行う必要があります。

なお、差替掲示板に掲載される事業者情報および電源等情報に係る項目は事業者自ら事業者情報の変更手続きおよび電源等情報の変更手続きを行った上で、差替掲示板情報の変更手続きを行う必要があります（表 2-5 参照）。

2.2.1 差替掲示板情報の取消申込

2.2.2 差替掲示板情報の取消申込の審査結果の確認（合格）

2.2.3 差替掲示板情報の取消申込の審査結果の確認（不合格）

2.2.4 差替掲示板情報の登録申込

2.2.5 差替掲示板情報の登録申込の審査結果の確認（合格）

2.2.6 差替掲示板情報の登録申込の審査結果の確認（不合格）

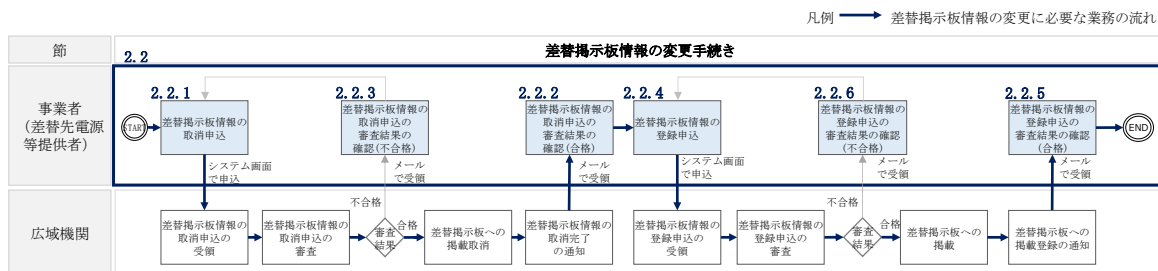


図 2-9 差替掲示板の掲載変更手続きの詳細構成

表 2-5 差替掲示板の掲載項目一覧

No.	項目	留意点
①	事業者コード	事業者情報の変更を行います。
②	参加登録申請者名	※事業者情報の変更手続きについては、「容量市場業務マニュアル 参加登録編」をご参照ください。
③	容量を提供する電源等の区分	電源等情報（基本情報）の変更を行います。
④	実需給年度	※電源等情報の変更手続きについては、「容量市場業務マニュアル 参加登録編」をご参照ください。
⑤	電源等識別番号	
⑥	電源等の名称	
⑦	エリア名の掲載可否	

No.	項目	留意点
		『2.2.1 差替掲示板情報の取消申込』をご参照ください。
⑧	エリア名	電源等情報（基本情報）の変更を行います。 ※電源等情報の変更手続きについては、「容量市場業務マニュアル 参加登録編」をご参照ください。
⑨	電源種別の区分の掲載可否	差替掲示板情報の変更を行います。 『2.2.1 差替掲示板情報の取消申込』をご参照ください。
⑩	電源種別の区分	
⑪	発電方式の区分の掲載可否	
⑫	発電方式の区分	
⑬	掲載期限	
⑭	担当者名	
⑮	電話番号	
⑯	メールアドレス	
⑰	住所	
⑱	所属部署	
⑲	補足事項	

注：差替掲示板の運用について

差替掲示板に掲載されている差替先差替可能容量などの情報は、既に他の差替元電源等提供者との差替契約が成立しているなどの場合、閲覧する差替元電源等提供者に最新の情報を提供する観点から、掲載開始から1か月以上経過していれば、一旦取消してから、再度掲載の申込を行い、できる限り掲載中の情報が最新の情報になるようにしてください。

2.2.1 差替掲示板情報の取消申込

『2.3.1 差替掲示板情報の取消申込』を参照してください。

2.2.2 差替掲示板情報の取消申込の審査結果の確認（合格）

『2.3.2 差替掲示板情報の取消申込の審査結果の確認（合格）』を参照してください。

2.2.3 差替掲示板情報の取消申込の審査結果の確認（不合格）

『2.3.3 差替掲示板情報の取消申込の審査結果の確認（不合格）』を参照してください。

2.2.4 差替掲示板情報の登録申込

『2.1.1 差替掲示板情報の登録申込』を参照してください。

2.2.5 差替掲示板情報の登録申込の審査結果の確認（合格）

『2.1.2 差替掲示板情報の登録申込の審査結果の確認（合格）』を参照してください。

2.2.6 差替掲示板情報の登録申込の審査結果の確認（不合格）

『2.1.3 差替掲示板情報の登録申込の審査結果の確認（不合格）』を参照してください。

2.3 差替掲示板情報の取消手続き

本節では、差替掲示板情報を取り消す手続きについて説明します（図 2-10 参照）。

2.3.1 差替掲示板情報の取消申込

2.3.2 差替掲示板情報の取消申込の審査結果の確認（合格）

2.3.3 差替掲示板情報の取消申込の審査結果の確認（不合格）

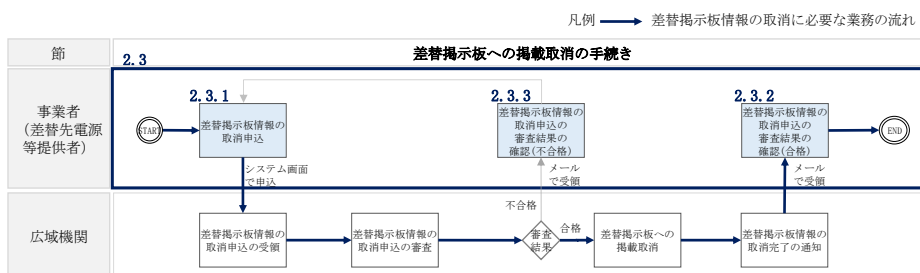


図 2-10 差替掲示板への掲載取消手続きの詳細構成

2.3.1 差替掲示板情報の取消申込

本項では、差替掲示板情報の取消申込について説明します（図 2-11 参照）。

2.3.1.1 差替掲示板情報の取消申込の入力

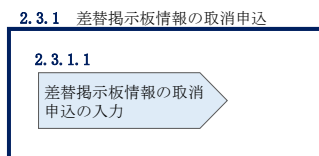


図 2-11 差替掲示板情報の取消申込

2.3.1.1 差替掲示板情報の取消申込の入力

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「電源等差替」タブから「差替掲示板」リンクをクリックし、「差替掲示板画面」へ進みます。次に「差替掲示板画面」で検索条件を入力・選択し、「検索」ボタンをクリックすると、検索条件に合致する電源等の「差替掲示板番号」リンクが「差替掲示板情報一覧」に表示されますので、リンクをクリックして「差替掲示板情報詳細画面」へ進みます（図 2-12 参照）。

「差替掲示板情報詳細画面」で「取消」ボタンをクリックすると、「差替掲示板情報取消申込画面」へ進みます（図 2-13 参照）。

次に、「差替掲示板情報取消申込画面」で、「取消理由欄」に取消理由を記入し「実行」ボタンをクリックします（図 2-14、表 2-6 参照）。

注：差替掲示板の掲載期間について

掲載中の情報は、差替掲示板に掲載後、1 か月以上経過していないと取り消せません。

容量市場システム ログイン日時: 2020/11/12 13:40
ユーザー: 担当 ア(フェーズ2) [ログアウト](#)

差替掲示板画面
TOP > 電源等差替 > 差替掲示板 > 差替掲示板画面

事業者コード 半角英数字で入力してください

参加登録申請者名 全角または半角文字で入力してください

容量を提供する電源等の区分 容量を提供する電源等の区分を指定してください
1: 安定電源

実需給年度 * 半角数字で入力してください
2

エリア名 エリア名を指定してください

電源種別の区分 電源種別の区分を指定してください

発電方式の区分 発電方式の区分を指定してください

[検索](#)

「差替掲示板番号」リンクをクリックし、「差替掲示板情報詳細画面」へ進みます。

差替掲示板情報一覧

1 - 11件 (全11件) << 最初 | < 前へ | 1 | 次へ | >> 最後 >>

差替掲示板番号	事業者コード	参加登録申請者名	容量を提供する電源等の区分	実需給年度	電源等の名称	エリア名
0000000005		事業者C	安定電源	2034		中部
0000000001	7Y01	事業者A	安定電源	2034	事業者A000_安定1	東京
0000000002	7Y01	事業者A	安定電源	2034	事業者A000_安定5	東京
0000000003	7Y01	事業者A	安定電源	2034	事業者A000_安定6	東京
0000000004		事業者C	安定電源	2034		中部
0000001001	7Y01	事業者A	安定電源	2034	事業者A000_安定2	東京
0000002001		事業者D	安定電源	2034		関西
0000002002		事業者D	安定電源	2034		関西
0000002003		事業者D	安定電源	2034		関西
0000003001	7Y01	事業者A	安定電源	2034	事業者A000_安定3	東京
0000003002	7Y01	事業者A	安定電源	2034	事業者A000_安定4	東京

Copyright ©COTO. All Rights Reserved.

図 2-12 「差替掲示板画面」の画面イメージ

容量市場システム ログイン日時: 2020/11/12 18:40
ユーザ名: 担当 ア(フェーズ2) ログアウト

差替掲示板情報詳細画面
 TOP > 電源等差替 > 差替掲示板 > 差替掲示板画面 > 差替掲示板情報詳細画面

差替掲示板番号	0000000003
事業者コード	7Y01
参加登録申請者名	事業者A
容量を提供する電源等の区分	安定電源
実需給年度	2034
電源等識別番号	0000001646
電源等の名称	事業者A000_安定B
エリア名	東京
電源種類の区分	火力
発電方式の区分	石油
掲示期限	2020/11/16

担当者の連絡先	
担当者名	トクモウ 知
電話番号	03-1234-1234
メールアドレス	
住所	
所属部署	総務部
補足事項	XXXX

添付ファイル一覧

No.	添付ファイル名
1	差替容量_事業者A_2034_000000xxxx.xlsx

「取消」をクリックし、「差替掲示板情報取消申込画面」へ進みます。

取消
電源等
差替申込

Copyright ©OCTO. All Rights Reserved.

図 2-13 「差替掲示板情報詳細画面」の画面イメージ

容量市場システム ログイン日時: 2020/11/12 13:40
ユーザー名: 担当 ア(フェーズ2) ログアウト

差替掲示板情報取消申込画面

TOP > 電源等差替 > 差替掲示板 > 差替掲示板画面 > 差替掲示板情報取消申込画面

差替掲示板番号	000000003
事業者コード	7Y01
参加登録申請者名	事業者A
容量を提供する電源等の区分	安定電源
実需給年度	2034
電源等識別番号	0000001646
電源等の名称	事業者A000_安定6
エリア名の掲載可否	可
エリア名	東京
電源種別の区分の掲載可否	可
電源種別の区分	火力
発電方式の区分の掲載可否	可
発電方式の区分	石油
掲示期限	2020/11/16

担当者の連絡先

担当者名	トクダ? 知?
電話番号	03-1234-1234
メールアドレス	<input type="text"/>
住所	<input type="text"/>
所属部署	総務部
補足事項	XXXX

① 取消理由 *

添付ファイル一覧

アップロードする添付ファイルを選択してください

添付ファイル (追加)	<input type="button" value="ファイル選択"/>	ファイルが選択されていません。	<input type="button" value="クリア"/>
	<input type="button" value="ファイル選択"/>	ファイルが選択されていません。	<input type="button" value="クリア"/>
	<input type="button" value="ファイル選択"/>	ファイルが選択されていません。	<input type="button" value="クリア"/>
	<input type="button" value="ファイル選択"/>	ファイルが選択されていません。	<input type="button" value="クリア"/>
	<input type="button" value="ファイル選択"/>	ファイルが選択されていません。	<input type="button" value="クリア"/>

登録済添付ファイル一覧

No.	添付ファイル名
1	差替容量_事業者A_2034_000000xxxx.xlsx

Copyright ©2020. All Rights Reserved.

図 2-14 「差替掲示板情報取消申込画面」の画面イメージ

表 2-6 「差替掲示板情報取消申込画面」での取消理由の記入例

No.	項目	記入例
①	取消理由欄	具体的な取消内容を記入 記入例 ・差替先差替可能容量が変更されたため、掲載情報の取消を申請します。 ・差替元電源等が見つかったため、掲載情報の取消を申請します。 ・掲載から1か月以上経過したものの、差替相手が見つからないため、掲載情報の取消を申請します。

2.3.2 差替掲示板情報の取消申込の審査結果の確認（合格）

本項では、差替掲示板情報の取消申込後、本機関が内容を確認した結果、不備がなかった場合の審査結果の確認について説明します（図 2-15 参照）。

2.3.2.1 合格通知の受領（差替掲示板情報の取消申込）

2.3.2 差替掲示板情報の取消申込の審査結果の確認（合格）

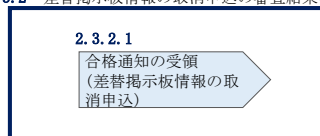


図 2-15 差替掲示板情報の取消申込の審査結果の確認（合格）

2.3.2.1 合格通知の受領（差替掲示板情報の取消申込）

差替掲示板から掲載中の情報を取消申込後、本機関による審査が行われ、不備がない場合は差替掲示板から情報が取り消されます。情報の取消が認められる事業者へは、合格通知がメールで送付されます。

なお、掲載の取消が反映される時期は、本機関が審査を合格とした後、直ちに掲載が削除されます。

2.3.3 差替掲示板情報の取消申込の審査結果の確認（不合格）

本項では、差替掲示板情報の掲載取消申込後、本機関が内容を確認した結果、不備があった場合の審査結果の確認について説明します（図 2-16 参照）。

2.3.3.1 不合格通知の受領（差替掲示板情報の取消申込）

2.3.3 差替掲示板情報の取消申込の審査結果の確認（不合格）

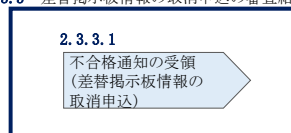


図 2-16 差替掲示板情報の取消申込の審査結果の確認（不合格）

2.3.3.1 不合格通知の受領（差替掲示板情報の取消申込）

差替掲示板から掲載中の情報を取消申込後、本機関による審査が行われ、不備があった事業者へは、不合格通知がメールで送付されます。

なお、不合格理由は「差替掲示板情報審査画面」で確認できます。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「審査」タブから「差替掲示板情報審査管理」リンクをクリックして、「差替掲示板情報審査画面」へ進みます。

「差替掲示板情報審査画面」で掲載が不合格となった電源等の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックすると、検索結果が「差替掲示板審査状況一覧」に表示されます。「審査コメント」に記載されている不合格理由を確認してください（図 2-8 参照）。

差替掲示板から掲載中の情報を取り消す場合、『2.3.1 差替掲示板情報の取消申込』を参照し、再度申込を行ってください。

第3章 電源等差替

本章では、電源等差替に関する以下の内容について説明します（図 3-1 参照）。

- 3.1 電源等差替情報の登録手続き
- 3.2 電源等差替情報の変更手続き
- 3.3 電源等差替情報の取消手続き

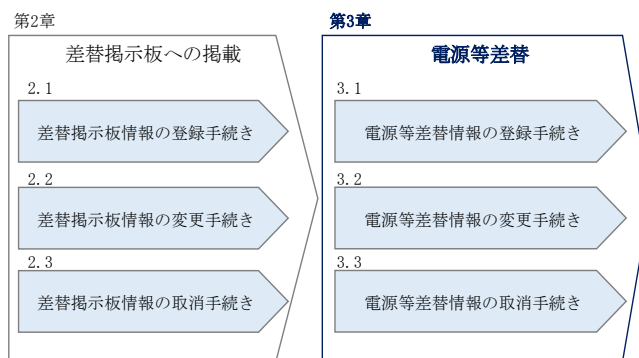


図 3-1 第3章の構成

3.1 電源等差替情報の登録手続き

本節では、電源等差替情報の登録手続きについて説明します（図 3-2 参照）。

- 3.1.1 電源等差替情報の登録申込
- 3.1.2 電源等差替情報の登録申込の審査結果の確認（合格）
- 3.1.3 電源等差替情報の登録申込の審査結果の確認（不合格）

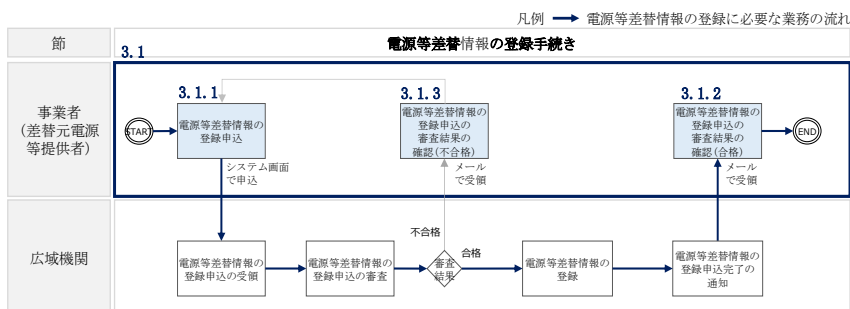


図 3-2 電源等差替情報の登録手続きの詳細構成

3.1.1 電源等差替情報の登録申込

本項では、差替先電源等の登録の申込について説明します（図 3-3 参照）。

3.1.1.1 事前準備

3.1.1.2 電源等差替情報の登録申込の入力

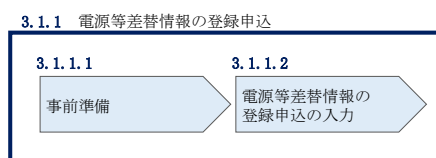


図 3-3 電源等差替情報の登録申込

注：電源等差替の登録申込の締切について

電源等差替の登録申込は毎月 10 日に締め切り、当月中に審査結果を通知します。前月 11 日～当月 10 日までの期間に申込まれた電源等差替は、書類等に不備がない場合、最短で翌月 1 日から電源等差替が可能となります。

従って、例えば 5 月 1 日からの電源等差替を希望する事業者は、遅くとも 4 月 10 日までに登録申込を行うようにしてください。

3.1.1.1 事前準備

提出書類の準備

容量市場システムで電源等差替情報を登録するために必要な以下の書類（写しで可、ただし 8MB 以下の PDF ファイルとすること）を事前に準備願います。必要となる書類には、以下に記載のある項目が含まれている必要がありますので、ご注意ください。

- ・電源等差替に係る契約の内容が分かる書類

本機関において、電源等差替の契約内容を確認します。

必要となる提出書類

差替先電源等提供者と差替元電源等提供者で合意したことを示す書類
（署名・捺印していない差替契約書⁵）

書類には以下の項目について必ず記載してください。

⁵ 署名・捺印済の差替契約書は電源等差替情報の登録手続き完了後に提出していただきます

- ・ 差替元電源等提供者および差替先電源等提供者の事業者名
- ・ 差替元電源等および差替先電源等の電源等の名称、小規模変動電源リスト名もしくは電源等リスト名
- ・ 差替元電源等および差替先電源等の電源等識別番号
- ・ 差替実施期間
- ・ 今回の差替契約に係る差替容量

- ・ 電源等差替を実施した電源等におけるペナルティ配分方法が分かる書類

本機関において、差替先電源等1つに対して、差替元電源等が複数存在する場合、リクワイアメント種別ごとのペナルティ配分方法が定められていることを確認します。

必要となる提出書類

差替に係るすべての差替元電源等提供者・差替先電源等提供者が、電源等差替に伴うペナルティ配分方法に同意したことを示す書類⁶

書類には以下の項目について必ず記載してください。

- ・ 以下のリクワイアメント種別ごとのペナルティ配分方法

- ①容量停止計画（日数カウント）
- ②市場応札
- ③一般送配電事業者からの供給指示への対応
- ④一般送配電事業者からの発動指令への対応

①は安定電源、変動電源（単独）、変動電源（アグリゲート）が対象

②は安定電源が対象

③は安定電源が対象

④は発動指令電源が対象

- ・ 関係する全ての差替元電源等提供者および差替先電源等提供者の事業者名
- ・ 関係する全ての差替元電源等提供者および差替先電源等の電源名の名称、小規模変動電源リスト名もしくは電源等リスト名

- ・ 電源等差替を実施する理由が分かる書類

本機関において、電源等差替を実施する理由が発電機トラブルまたは経済的な電源等差替であること確認します。

⁶ 捺印前の合意文書で構いません。電源等差替が成立した後に署名・捺印済の書類を改めて提出いただけます。

必要となる提出書類

電源等差替を実施する理由が発電機トラブルの場合 ・ 電気事故速報の写し
電源等差替を実施する理由が経済的な電源等差替の場合 ・ 電源等差替によって発電コストが経済的となることを証明する書類

発電機トラブルとは、差替元電源等が稼働不可能となり、当該電源等で供給力を提供することが困難な場合を指します。

経済的な電源等差替とは、差替元電源等が稼働可能だが、電源等差替により経済的に供給力を提供できる場合を指します。

注1：電源等差替の実施期間についての留意点

電源等差替は月単位で行うため、必ず月初から月末までを差替実施期間としてください。例えば2024年4月～7月に電源等差替を希望する場合、差替実施期間は2024年4月1日～7月31日までとなります。

月中での差替はできないため、例えば2024年4月15日～7月15日を差替実施期間とすることは認められていません。

注2：発動指令電源の電源等差替について

発動指令電源の部分差替（容量確保契約容量の一部容量を差替えること）を行う場合は、差替元電源等と差替先電源等のエリアが同一である必要があります。

注3：電源等差替後の差替先電源等によるリクワイアメント遵守の必要性について

電源等差替にあたっては、差替元電源等のリクワイアメントを差替先電源等が遵守する必要があるため、差替先電源等提供者との協議においては、事前に差替元電源等のリクワイアメントを差替先電源等が遵守できるのかのご確認も併せてお願い致します

注4：電源等差替時の供給力の提供について

電源等差替にあたっては、容量確保契約容量の全量を差替える場合は、差替先電源等が差替元電源等の月別アセスメント対象容量と同等の供給力を提供することが求められ、部分的に差替える場合は、差替元電源等と差替先電源等とで差替元電源等の月別アセスメント対象容量と同等の供給力を提供することが求められます。

差替容量等算定諸元一覧の準備

差替容量等算定諸元一覧は差替元電源等については差替元電源等提供者が、差替先電源等については差替先電源等提供者がそれぞれ作成した上で、差替元電源等提供者が取りまとめ、容量市場システムから提出します。

差替元電源等となる場合、差替容量等算定諸元一覧を作成またはすでに作成済の場合は更新してください（表 3-1 参照）。

差替先電源等となる場合、『2.1.1.1 事前準備』で提出した差替容量等算定諸元一覧の必要な項目に追記・更新してください（表 3-2 参照）。

作成した差替容量等算定諸元一覧のファイル名は「差替容量_事業者名_対象実需給年度_電源等識別番号.xlsx」としてください。また、差替容量等算定諸元一覧を更新した場合のファイル名は「差替容量_事業者名_対象実需給年度_電源等識別番号_更新回数.xlsx」としてください。

例) 初回作成の場合

差替容量_〇〇株式会社_2024_0123456789.xlsx
対象実需給年度 電源等識別番号

1 回目の更新の場合

差替容量_〇〇株式会社_2024_0123456789_R1.xlsx

2 回目の更新の場合

差替容量_〇〇株式会社_2024_0123456789_R2.xlsx

注：差替先電源等提供者の追記・更新する差替容量等算定諸元一覧について

差替先電源等提供者の追記した差替容量等算定諸元一覧は、差替元電源等提供者が提出することとなるため、差替先電源等提供者が差替容量等算定諸元一覧にパスワードをかけることもできます。

パスワードをかけた場合は、本機関の下記メールアドレス宛にパスワードをお知らせください。メールには、事業者名、電源名（または小規模変動電源リスト名または電源等リスト名）、電源等識別番号、差替相手（差替元電源等提供者）の名称、差替相手の電源名（または小規模変動電源リスト名または電源等リスト名）を記載願います。

パスワードの送付先：XXXX@occto.or.jp

表 3-1 差替容量等算定諸元一覧の入力・選択項目
(差替元電源等・電源等差替への申込用)

No.	項目	留意点
①	提出目的	「電源等差替への申込」を選択
②	申請区分	「差替元電源等」を選択
③	申請要件（差替先のみ選択）	入力不要
④	差替要件（差替元のみ選択）	「発電機トラブル」または「経済的な電源等差替」から選択
⑤	参加登録申請者名	容量市場システムに登録した参加登録申請者名を入力
⑥	事業者コード	容量市場システムに登録した事業者コードを入力
⑦	電源等の名称/小規模変動電源リスト名/電源等リスト名	容量市場システムの電源等情報（基本情報）に登録した電源等の名称/小規模変動電源リスト名または電源等リスト名を入力
⑧	電源等識別番号	容量市場システムの「電源等情報一覧画面」の「電源等情報一覧」に表示される電源等識別番号を入力
⑨	対象実需給年度	電源等差替を希望する実需給年度を入力
⑩	容量を提供する電源等の区分	容量市場システムの電源等情報（基本情報）に登録した容量を提供する電源等の区分を入力
⑪	発電方式の区分	容量市場システムの電源等情報（詳細情報）に登録した発電方式の区分を入力
⑫	エリア名	容量市場システムの電源等情報（基本情報）に登録した容量を提供するエリア名を入力
⑬	（今回の差替に係る差替相手の情報）電源等の名称/小規模変動電源リスト名/電源等リスト名	今回の差替に係る差替先電源等の電源等の名称、小規模変動電源リスト名または電源等リスト名を入力
⑭	（今回の差替に係る差替相手の情報）差替相手の電源等識別番号	差替先電源等提供者と差替元電源等提供者で合意したことを示す書類をもとに差替先電源等の電源等識別番号を入力
⑮	今回の差替に係る差替実施期間	差替先電源等提供者と差替元電源等提供者で合意したことを示す書類をもとに差替実施期間を入力

No.	項目	留意点
⑯	今回の差替契約で差替元電源等として差替える場合の差替容量[kW]	今回の差替契約で差替元電源等として差替える場合の差替容量を月別に入力
⑰	今回の差替契約で差替先電源等として差替える場合の差替容量[kW]	入力不要
⑱	差替元として差替契約した差替容量[kW]	過去に差替元電源等として差替契約を締結している場合、過去の差替に係る情報を契約毎に入力 <ul style="list-style-type: none"> ・差替容量（各月の値） ・差替相手の事業者名 ・差替相手の電源等の名称、小規模変動電源リスト名または電源等リスト名
⑲	差替先として差替契約した差替容量[kW]	過去に差替先電源等として差替契約を締結している場合、過去の差替に係る情報を契約毎に入力 <ul style="list-style-type: none"> ・差替容量（各月の値） ・差替相手の事業者名 ・差替相手の電源等の名称、小規模変動電源リスト名または電源等リスト名
⑳	登録されている期待容量[kW]	容量市場システムにおいて 2024 年を対象実需給年度とする期待容量登録時に登録した値を入力
㉑	期待容量の増加分[kW]	期待容量を増加した場合は、容量市場システムに期待容量を登録した値と増加後に登録した値の差分を入力
㉒	容量確保契約容量[kW]	容量確保契約書に記載されている容量確保契約容量を入力
㉓	メインオークション	2024 年度を対象実需給年度とするメインオークションでのステイタスを「落札」、「非落札」、「非応札」から選択
㉔	メインオークション応札容量[kW]	2024 年度を対象実需給年度とするメインオークションで「落札」または「非落札」を選択した場合、メインオークションへの応札容量を入力
㉕	退出容量[kW]	当初に締結した際の容量確保契約容量のうち、部分的に市場退出（部分退出）した容量を入力

No.	項目	留意点
		なお、全量を市場退出している場合は、電源等差替を実施できません。
②⑥	調達オークション	2024 年度を対象実需給年度とする調達オークションが開催済の場合、調達オークションでのステイタスを「落札」、「非落札」、「非応札」から選択 調達オークションが未開催の場合は選択不要。
②⑦	調達オークション応札容量[kW]	2024 年度を対象実需給年度とする調達オークションで「落札」または「非落札」を選択した場合、調達オークションへの応札容量を入力
②⑧	リリースオークション	2024 年度を対象実需給年度とするリリースオークションが開催済の場合、リリースオークションでのステイタスを「落札」、「非落札」、「非応札」から選択 リリースオークションが未開催の場合は選択不要。
②⑨	リリースオークション応札容量 [kW]	2024 年度を対象実需給年度とするリリースオークションで「落札」または「非落札」を選択した場合、リリースオークションへの応札容量を入力
③⑩	提供する各月の供給力[kW]	期待容量等算定諸元一覧で自動算出された提供する各月の供給力を月別に入力 発動指令電源の場合は、容量市場システムに登録済みの期待容量を入力（各月とも同じ値を入力）。 安定電源の水力（純揚水）の場合は入力不要。
③⑪	各月の管理容量	期待容量等算定諸元一覧で自動算出された各月の管理容量を月別に入力 安定電源の水力（純揚水）以外の場合は入力不要。
③⑫	実務上のアセスメント対象容量（月間）[kW]	入力不要(自動計算)
③⑬	差替元差替済容量（月間）[kW]	入力不要(自動計算)
③⑭	差替元差替済容量（年間）[kW]	入力不要(自動計算)

No.	項目	留意点
③⑤	差替元差替可能容量(月間) [kW]	入力不要(自動計算)
③⑥	差替元差替可能容量(年間) [kW]	入力不要(自動計算)
③⑦	差替先差替済容量(月間) [kW]	入力不要(自動計算)
③⑧	差替先差替済容量(年間) [kW]	入力不要(自動計算)
③⑨	差替先差替可能容量(月間) [kW]	入力不要(自動計算)
④⑩	差替先差替可能容量(年間) [kW]	入力不要(自動計算)

表 3-2 差替容量等算定諸元一覧の入力・選択項目
(差替先電源等・電源等差替への申込用)

No.	項目	留意点
①	提出目的	「電源等差替への申込」を選択
②	申請区分	「差替先電源等」を選択
③	申請要件（差替先のみ選択）	差替掲示板への掲載時に選択済のため、選択不要
④	差替要件（差替元のみ選択）	選択不要
⑤	参加登録申請者名	入力不要（差替掲示板への掲載時に入力済のため）
⑥	事業者コード	入力不要（差替掲示板への掲載時に入力済のため）
⑦	電源等の名称/小規模変動電源リスト名/電源等リスト名	入力不要（差替掲示板への掲載時に入力済のため）
⑧	電源等識別番号	入力不要（差替掲示板への掲載時に入力済のため）
⑨	対象実需給年度	入力不要（差替掲示板への掲載時に入力済のため）
⑩	容量を提供する電源等の区分	入力不要（差替掲示板への掲載時に入力済のため）
⑪	発電方式の区分	入力不要（差替掲示板への掲載時に入力済のため）
⑫	エリア名	入力不要（差替掲示板への掲載時に入力済のため）
⑬	（今回の差替に係る差替相手の情報）電源等の名称/小規模変動電源リスト名/電源等リスト名	今回の差替に係る差替元電源等の電源等の名称、小規模変動電源リスト名または電源等リスト名を入力
⑭	（今回の差替に係る差替相手の情報）差替相手の電源等識別番号	差替先電源等提供者と差替元電源等提供者で合意したことを示す書類をもとに差替元電源等の電源等識別番号を入力
⑮	今回の差替に係る差替実施期間	差替先電源等提供者と差替元電源等提供者で合意したことを示す書類をもとに差替実施期間を入力
⑯	今回の差替契約で差替元電源等として差替える場合の差替容量 [kW]	入力不要

No.	項目	留意点
⑰	今回の差替契約で差替先電源等として差替える場合の差替容量[kW]	今回の差替契約で差替先電源等として差替える場合の差替容量を月別に入力
⑱	差替元として差替契約した差替容量[kW]	過去に差替元電源等として差替契約を締結している場合、過去の差替に係る情報を契約毎に入力 <ul style="list-style-type: none"> ・差替容量（各月の値） ・差替相手の事業者名 ・差替相手の電源等の名称、小規模変動電源リスト名または電源等リスト名
⑲	差替先として差替契約した差替容量[kW]	過去に差替先電源等として差替契約を締結している場合、過去の差替に係る情報を契約毎に入力 <ul style="list-style-type: none"> ・差替容量（各月の値） ・差替相手の事業者名 ・差替相手の電源等の名称、小規模変動電源リスト名または電源等リスト名
⑳	登録されている期待容量[kW]	容量市場システムにおいて 2024 年を対象実需給年度とする期待容量登録時に登録した値を入力
㉑	期待容量の増加分[kW]	期待容量を増加した場合は、容量市場システムに期待容量を登録した値と増加後に登録した値の差分を入力
㉒	容量確保契約容量[kW]	元差替元電源に該当する場合は、容量確保契約書に記載されている容量確保契約容量を入力
㉓	メインオークション	2024 年度を対象実需給年度とするメインオークションでのステータスを「落札」、「非落札」、「非応札」から選択
㉔	メインオークション応札容量[kW]	2024 年度を対象実需給年度とするメインオークションで「落札」または「非落札」を選択した場合、メインオークションへの応札容量を入力
㉕	退出容量[kW]	元差替元電源に該当する場合は、当初に締結した際の容量確保契約容量のうち、部分的に市場退出（部分退出）した容量を入力 なお、全量を市場退出している場合は、電源等差替を実施できません。

No.	項目	留意点
②⑥	調達オークション	2024 年度を対象実需給年度とする調達オークションが開催済の場合、調達オークションでのステータスを「落札」、「非落札」、「非応札」から選択 調達オークションが未開催の場合は選択不要。
②⑦	調達オークション応札容量[kW]	2024 年度を対象実需給年度とする調達オークションで「落札」または「非落札」を選択した場合、調達オークションへの応札容量を入力
②⑧	リリースオークション	2024 年度を対象実需給年度とするリリースオークションが開催済の場合、リリースオークションでのステータスを「落札」、「非落札」、「非応札」から選択 リリースオークションが未開催の場合は選択不要。
②⑨	リリースオークション応札容量[kW]	2024 年度を対象実需給年度とするリリースオークションで「落札」または「非落札」を選択した場合、リリースオークションへの応札容量を入力
③⑩	提供する各月の供給力[kW]	期待容量等算定諸元一覧で自動算出された提供する各月の供給力を月別に入力 発動指令電源の場合は、容量市場システムに登録済みの期待容量を入力（各月とも同じ値を入力）。 安定電源の水力（純揚水）の場合は不要。
③⑪	各月の管理容量[kW]	期待容量等算定諸元一覧で自動算出された各月の管理容量を月別に入力 安定電源の水力（純揚水）以外の場合は入力不要。
③⑫	実務上のアセスメント対象容量（月間）[kW]	入力不要（自動計算）
③⑬	差替元差替済容量（月間）[kW]	入力不要（自動計算）
③⑭	差替元差替済容量（年間）[kW]	入力不要（自動計算）
③⑮	差替元差替可能容量（月間）[kW]	入力不要（自動計算）
③⑯	差替元差替可能容量（年間）[kW]	入力不要（自動計算）

No.	項目	留意点
⑳	差替先差替済容量（月間）[kW]	入力不要(自動計算)
㉑	差替先差替済容量（年間）[kW]	入力不要(自動計算)
㉒	差替先差替可能容量（月間）[kW]	入力不要(自動計算)
㉓	差替先差替可能容量（年間）[kW]	入力不要(自動計算)

3.1.1.2 電源等差替情報の登録申込の入力

差替元電源等提供者は、差替掲示板から差替先電源等を検索し、電源等差替情報を容量市場システムに登録します。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「電源等差替」タブから「差替掲示板」リンクをクリックし、「差替掲示板画面」へ進みます。次に「差替掲示板画面」で差替先電源等となる電源等の検索条件を入力・選択し、「検索」ボタンをクリックすると、検索条件に合致する電源等の「差替掲示板番号」リンクが「差替掲示板情報一覧」に表示されますので、リンクをクリックして「差替掲示板情報詳細画面」へ進みます（図 3-4 参照）。

「差替掲示板情報詳細画面」で「電源等差替申込」ボタンをクリックすると、「電源等差替情報登録申込画面」へ進みます（図 3-5 参照）。

次に「電源等差替情報登録申込画面」で電源等差替を行う差替元電源等の「電源等識別番号」を入力し、「差替元追加」ボタンをクリックすると、差替元電源等情報が表示されます。この際、電源等差替を行う差替先電源等の情報と差替元電源等の情報が正しく表示されているか確認してください。

続いて、「電源等差替理由」および「電源等差替実施期間」を入力・選択した後、提出書類の準備にて準備した書類および差替元電源等と差替先電源等の差替容量等算定諸元一覧を「ファイル選択」ボタンからアップロードします（図 3-6 参照）。

必要事項を入力・選択後、「実行」ボタンをクリックして、電源等差替の登録申込を行います。

容量市場システム ログイン日時: 2020/11/12 13:40
ユーザー名: 担当 ア(フェーズ2) [ログアウト](#)

差替掲示板画面
[TOP](#) > [電源等差替](#) > [差替掲示板](#) > [差替掲示板画面](#)

事業者コード 半角英数字で入力してください

参加登録申請者名 全角または半角文字で入力してください

容量を提供する電源等の区分 容量を提供する電源等の区分を指定してください
 1:安定電源

実需給年度 * 半角数字で入力してください

エリア名 エリア名を指定してください

電源種類の区分 電源種類の区分を指定してください

発電方式の区分 発電方式の区分を指定してください

[検索](#)

「差替掲示板番号」リンクをクリックし、
 「差替掲示板情報詳細画面」へ進みます。

差替掲示板情報一覧

1 - 11件 (全11件) << 最初 | < 前へ | 1 | 次へ | >> 最後

差替掲示板番号	事業者コード	参加登録申請者名	容量を提供する電源等の区分	実需給年度	電源等の名称	エリア名
000000005		事業者C	安定電源	2034		中部
000000001	7Y01	事業者A	安定電源	2034	事業者A000_安定1	東京
000000002	7Y01	事業者A	安定電源	2034	事業者A000_安定5	東京
000000003	7Y01	事業者A	安定電源	2034	事業者A000_安定6	東京
000000004		事業者C	安定電源	2034		中部
00000101	7Y01	事業者A	安定電源	2034	事業者A000_安定2	東京
00000201		事業者D	安定電源	2034		関西
00000202		事業者D	安定電源	2034		関西
00000203		事業者D	安定電源	2034		関西
00000301	7Y01	事業者A	安定電源	2034	事業者A000_安定3	東京
00000302	7Y01	事業者A	安定電源	2034	事業者A000_安定4	東京

Copyright ©CCTO. All Rights Reserved.

図 3-4 「差替掲示板画面」の画面イメージ

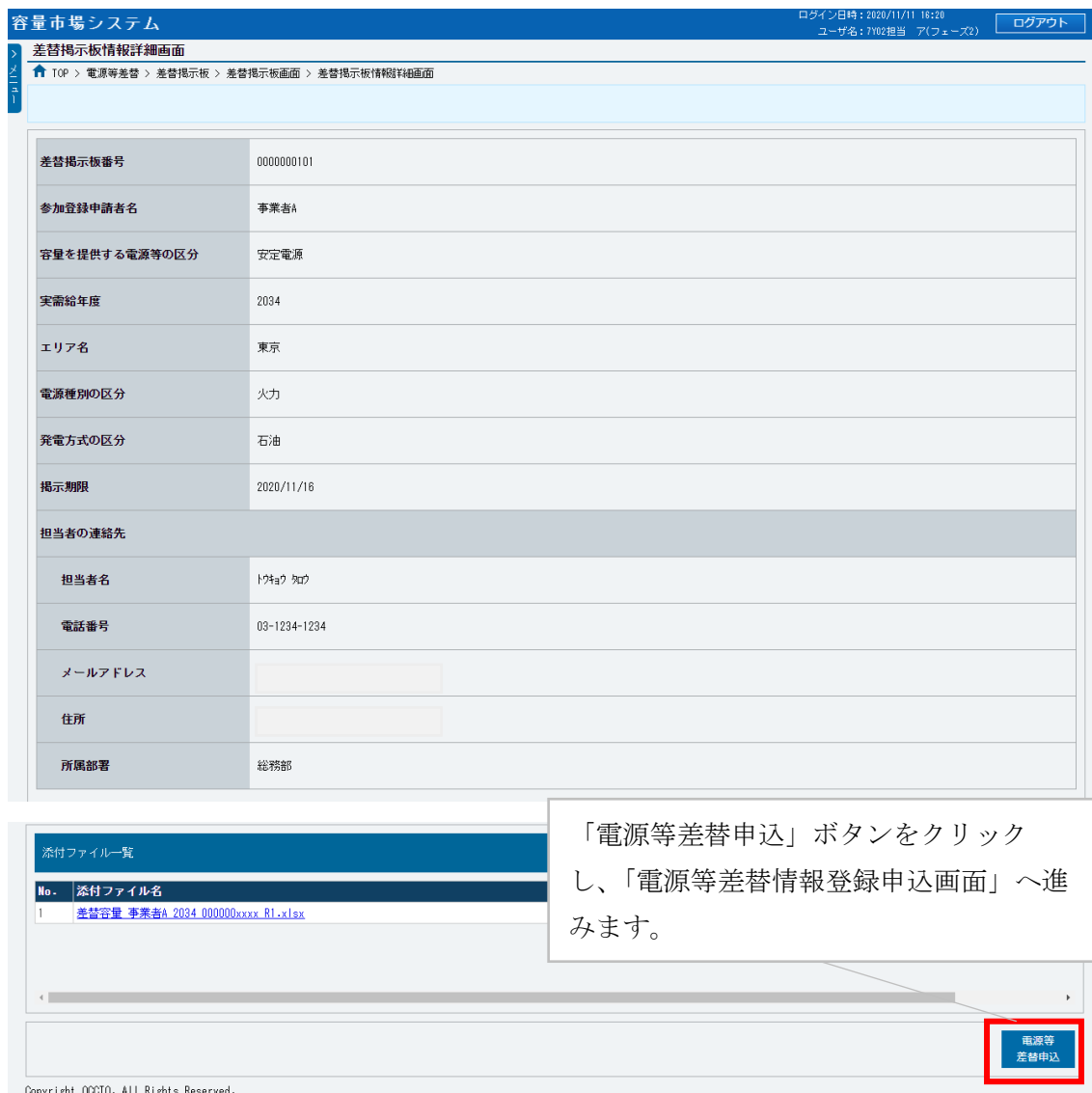


図 3-5 「差替掲示板情報詳細画面」の画面イメージ

電源等差替情報登録申込画面

① 実需給年度: 2034

② 事業者コード: * 半角英数字で入力してください (7Y02)

電源等識別番号: * 半角英数字で入力してください

「電源等識別番号」を入力後「差替元追加」ボタンをクリックします。

差替元追加

差替先電源等情報

差替掲示板番号: 0000000302

実需給年度: 2034

参加登録申請者名: 事業者A

容量を提供する電源等の区分: 安定電源

差替元電源等情報

実需給年度: 2034

事業者コード: 7Y02

参加登録申請者名: 事業者B

容量を提供する電源等の区分: 変動電源 (単独)

電源等識別番号: 000001619

電源等の名称: 事業者8000_変動単独5

電源等差替情報

③ 電源等差替理由: * 全角または半角文字で入力してください (理由XXXXXXXX)

④ 電源等差替実施期間: * yyyy/mm/dd形式で入力してください () ~ ()

⑤ 補足事項

添付ファイル一覧

アップロードする添付ファイルを選択してください。

添付ファイル (追加)

ファイル選択: ファイルが選択されていません。

ファイル選択: ファイルが選択されていません。

ファイル選択: ファイルが選択されていません。

ファイル選択: ファイルが選択されていません。

ファイル選択: ファイルが選択されていません。

書類をアップロードします。

入力・選択後、「実行」ボタンをクリックして、電源等差替の登録申込を行います。

一時保存 実行

Copyright ©COTO. All Rights Reserved.

図 3-6 「電源等差替情報登録申込画面」の画面イメージ

表 3-3 「電源等差替情報登録申込画面」での入力・選択項目一覧

No.	項目	留意点
①	事業者コード	入力不要
②	電源等識別番号	差替契約を締結する差替元電源等の電源等識別番号を入力
③	電源等差替理由	<p>「発電機トラブル」または「経済的な電源等差替」を入力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電源等差替を実施する理由が発電機トラブルの場合、「発電機トラブル」と入力し、電気事故速報の写し（PDF ファイルで提出）⁷も併せて提出ください。 ・電源等差替を実施する理由が経済的な電源等差替の場合、「経済的な電源等差替」と入力し、電源等差替によって発電コストが経済的となることを証明する書類（PDF ファイルで提出）を併せて提出ください。
④	電源等差替実施期間	<p>1日～10日までの登録申込の場合、<u>翌月以降</u>の差替開始月を選択</p> <p>11日～月末までの登録申込の場合、<u>翌々月以降</u>の差替開始月を選択</p> <p>なお、電源等差替実施期間は、差替容量等算定諸元一覧の「今回の差替に係る差替実施期間」と一致する必要があります。また、対象実需給年度内の月初から月末までになっている必要があります。</p>
⑤	補足事項	<p>補足事項があれば記入</p> <p>例)「電気事故速報の写し」がないため、代わりに「稼働不可能なことを証明する書類」を添付しました。</p>

⁷ 差替元電源等提供者が産業保安監督部等および経済産業大臣に提出した「電気事故速報の写し」を提出していただきます。なお、「電気事故速報の写し」がない場合、「稼働不可能なことを証明する書類」などを代わりに提出していただきます。

3.1.2 電源等差替情報の登録申込の審査結果の確認（合格）

本項では、電源等差替情報の登録申込後、本機関が内容を確認した結果、不備がなかった場合の審査結果の確認について説明します（図 3-7 参照）。

3.1.2.1 合格通知の受領（電源等差替情報の登録）

3.1.2.2 容量確保契約書の変更

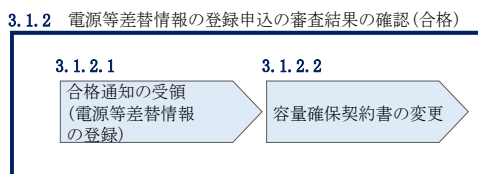


図 3-7 電源等差替情報の登録申込の審査結果の確認（合格）

3.1.2.1 合格通知の受領（電源等差替情報の登録）

電源等差替の登録申込後、本機関による審査が行われ、不備がない場合は差替元電源等事業者に対して合格通知がメールで送付されます。

合格通知を受領後、登録申込時に申請した差替実施期間で差替契約を締結するために、差替元電源等事業者は差替先電源等提供者との契約締結に向けた手続きを開始してください。

差替契約締結後、署名・捺印済の差替契約の写しを PDF ファイルにして容量市場システムの「電源等情報変更申込画面」にアップロードすることにより、本機関へ差替契約の写しを提出してください。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「電源等情報管理」リンクをクリックして、「電源等情報一覧画面」へ進みます。次に「電源等情報一覧画面」で、電源等区分を選択し、「検索」ボタンをクリックします。

電源等情報一覧に登録済の電源等情報が表示されるので、差替契約書の写しを提出したい電源の「電源等識別番号」をクリックすると、「電源等情報詳細画面」へ進みます。続いて、「電源等情報詳細画面」で「変更」ボタンをクリックすると、「電源等情報変更申込画面」へ進みます。

「電源等情報変更申込画面」の「提出書類（追加）」欄の「ファイル選択」をクリックして差替契約書の写し（PDF ファイル）をアップロードします。また、「変更理由」

欄には「電源等差替契約書の提出」と記入してください。記入後、内容を確認し「確認」ボタンをクリックします(図 3-8、表 3-4 参照)。なお、この段階では仮申込の状態であり、差替容量等算定諸元一覧の提出は完了していませんので注意してください。

仮申込の状態から申込完了にするためには、「ポータルトップ画面」の「審査」タブから「電源等情報審査管理」リンクをクリックして、「電源等情報審査画面」へ進みます。

「電源等情報審査画面」の電源等区分を選択後、差替契約書の写しを提出したい電源等情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックします。検索結果が「審査申込状況一覧」に表示されます。「申込 ID」リンクをクリックして「電源等申込情報画面」にて内容を確認後、チェックボックスにチェックを入れ、「申込完了」ボタンをクリックします。申込が完了すると、その旨がメールにて送付されます。

注1：申込完了メールについて

差替契約書の写しの提出の申込完了メールには、電源等情報の変更申込を受け付けた旨が記載されています。

注2：審査結果の通知先について

メールによる審査結果の通知は、差替元電源等提供者に対して送付されます。
差替先電源等提供者への審査結果の通知は、差替元電源等提供者から行ってください。

注3：市場支配力の行使が疑われる場合の対応について

「経済的な電源等差替」という理由で電源等差替に申し込み、審査に合格した場合であっても、市場支配力の行使が疑われる場合には、合格後に本機関から事業者に対して照会を行う可能性があります。

図 3-8 「電源等情報変更申込画面」の画面イメージ

表 3-4 「電源等情報変更申込画面」での入力項目

No.	項目	記入内容
①	変更理由	「電源等差替契約書の提出」と記入

3.1.2.2 容量確保契約書の変更

電源等差替情報の登録後、本機関と差替元電源等提供者間で容量確保契約書を変更する必要があります。

本機関より変更契約書の確認依頼が送付されますので、「容量市場業務マニュアル メインオークションへの応札・容量確保契約書の締結編」の3章2節を参照し、容量確保契約書の変更手続きを実施してください。

なお、容量確保契約書の「契約書詳細画面」の「対象契約電源等一覧」に、差替元電源等に紐づく差替先電源等の情報が表示されますので、内容を確認してください。

3.1.3 電源等差替情報の登録申込の審査結果の確認（不合格）

本項では、電源等差替情報の登録申込後、本機関が内容を確認した結果、不備があった場合の審査結果の確認について説明します（図 3-9 参照）。

3.1.3.1 不合格通知の受領（電源等差替情報の登録）

3.1.3 電源等差替情報の登録申込の審査結果の確認（不合格）

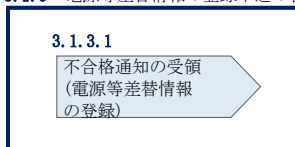


図 3-9 電源等差替情報の登録申込の審査結果の確認（不合格）

3.1.3.1 不合格通知の受領（電源等差替情報の登録）

電源等差替の登録申込後、本機関による審査が行われ、不備があった場合は差替元電源等事業者に対して不合格通知がメールで送付されます。

なお、不合格理由は「電源等差替情報審査画面」で確認できます。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「審査」タブから「電源等差替情報審査管理」リンクをクリックして、「電源等差替情報審査画面」へ進みます。

「電源等差替情報審査画面」で電源等差替の登録申込が不合格となった電源等の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックすると、検索結果が「電源等差替審査状況一覧」に表示されます。「審査コメント」に記載されている不合格理由を確認してください（図 3-10 参照）。

電源等差替を希望する場合、『3.1.1 電源等差替情報の登録申込』を参照し、再度申込を行ってください。

注：審査結果の通知先について

メールによる審査結果の通知は、差替元電源等提供者に対して送付されます。
差替先電源等提供者への審査結果の通知は、差替元電源等提供者から行ってください。

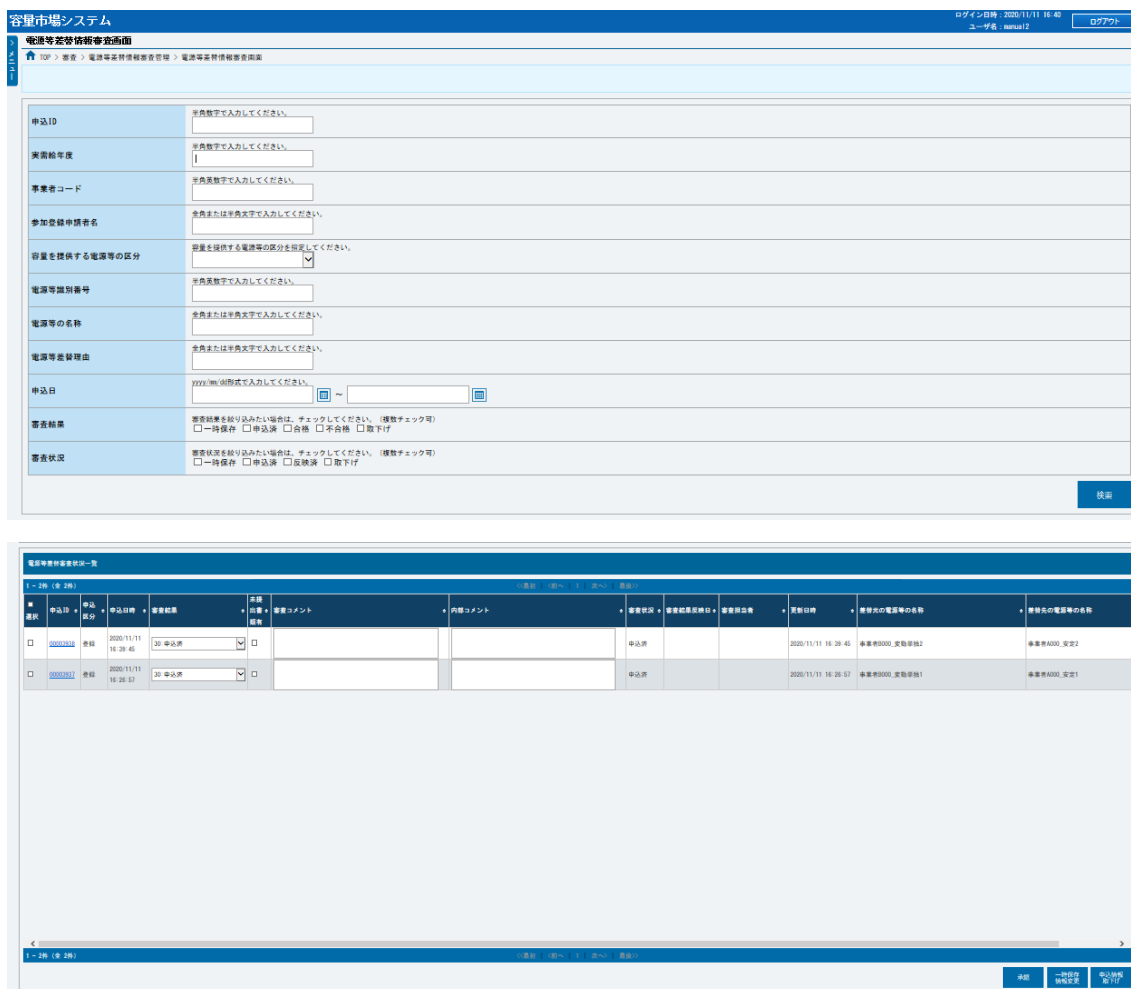


図 3-10 「電源等差替情報審査画面」の画面イメージ

3.2 電源等差替情報の変更手続き

本節では電源等差替情報の変更する手続きについて説明します（図 3-11 参照）。事業者は差替契約の変更等により、変更があった場合は、事業者自ら変更を行う必要があります。なお、電源等差替の変更手続きは、登録済みの電源等差替を取り消した上で、再度、登録します。

注：電源等差替情報の変更手続きが必要となる場合について

以下の場合に電源等差替情報の変更手続きが必要となります。

- ・ 差替容量が変更となる場合
- ・ 差替相手が変更となる場合
- ・ 差替期間が変更となる場合

3.2.1 電源等差替情報の登録内容の取消申込

3.2.2 電源等差替情報の登録内容の取消申込の審査結果の確認（合格）

3.2.3 電源等差替情報の登録内容の取消申込の審査結果の確認（不合格）

3.2.4 電源等差替情報の登録申込

3.2.5 電源等差替情報の登録申込の審査結果の確認（合格）

3.2.6 電源等差替情報の登録申込の審査結果の確認（不合格）

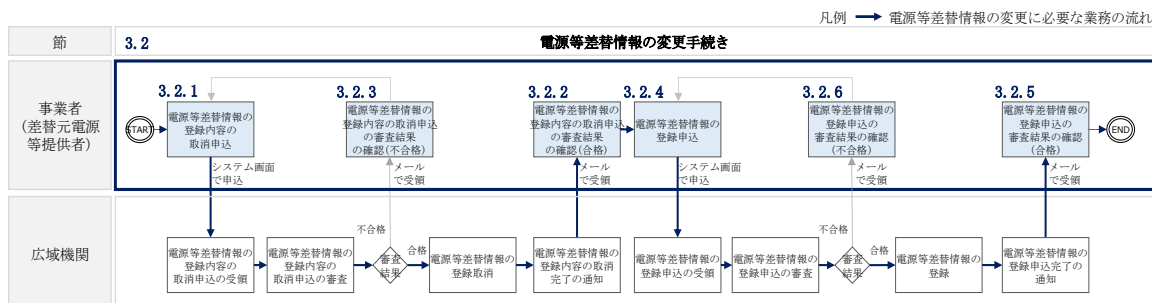


図 3-11 電源等差替の変更手続きの詳細構成

3.2.1 電源等差替情報の登録内容の取消申込

『3.3.1 電源等差替情報の登録内容の取消申込』を参照してください。

3.2.2 電源等差替情報の登録内容の取消申込の審査結果の確認（合格）

『3.3.2 電源等差替情報の登録内容の取消申込の審査結果の確認（合格）』を参照してください。

3.2.3 電源等差替情報の登録内容の取消申込の審査結果の確認（不合格）

『3.3.3 電源等差替情報の登録内容の取消申込の審査結果の確認（不合格）』を参照してください。

3.2.4 電源等差替情報の登録申込

『3.1.1 電源等差替情報の登録申込』を参照してください。

3.2.5 電源等差替情報の登録申込の審査結果の確認（合格）

『3.1.2 電源等差替情報の登録申込の審査結果の確認（合格）』を参照してください。

3.2.6 電源等差替情報の登録申込の審査結果の確認（不合格）

『3.1.3 電源等差替情報の登録申込の審査結果の確認（不合格）』を参照してください。

3.3 電源等差替情報の取消手続き

本節では、電源等差替情報を取り消す際の手続きについて説明します（図 3-12 参照）。

3.3.1 電源等差替情報の登録内容の取消申込

3.3.2 電源等差替情報の登録内容の取消申込の審査結果の確認（合格）

3.3.3 電源等差替情報の登録内容の取消申込の審査結果の確認（不合格）

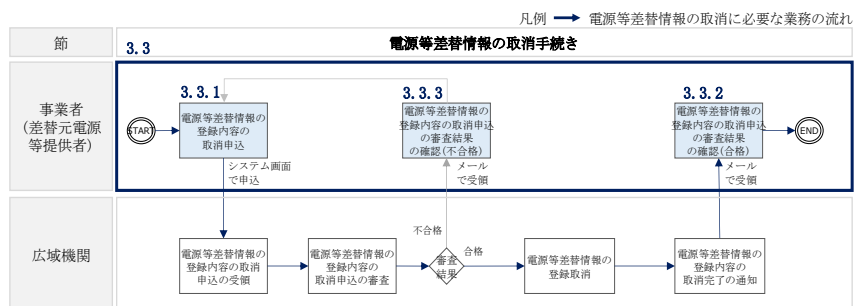


図 3-12 電源等差替情報の取消手続きの詳細構成

3.3.1 電源等差替情報の登録内容の取消申込

本項では、電源等差替情報の登録内容の取消申込について説明します（図 3-13 参照）。

注：電源等差替情報の取消申込について

取消後、電源等差替情報の変更を希望する場合は、新規に電源等差替の登録申込を行ってください。

なお、新規の電源等差替の登録内容の取消申込は毎月 10 日に締め切り、当月中に審査結果を通知します。毎月 1 日～10 日までの期間に申込まれた電源等差替は、書類等に不備がない場合、最短で翌月 1 日から電源等差替の適用が可能となります。

3.3.1.1 電源等差替情報の登録内容の取消入力

3.3.1.1 電源等差替情報の登録内容の取消申込

3.3.1.1
電源等差替情報の登録
内容の取消入力

図 3-13 電源等差替情報の登録内容の取消申込

3.3.1.1 電源等差替情報の登録内容の取消入力

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「電源等差替」タブから「電源等差替情報管理」リンクをクリックし、「電源等差替情報一覧画面」へ進みます。次に「電源等差替情報一覧画面」で検索条件を入力・選択し、「検索」ボタンをクリックすると、検索条件に合致する電源等の「電源等差替 ID」リンクが「電源等差替情報一覧」に表示されますので、リンクをクリックして「電源等差替情報詳細画面」へ進みます（図 3-14 参照）。

「電源等差替情報詳細画面」で「取消」ボタンをクリックすると、「電源等差替情報取消申込画面」へ進みます（図 3-15 参照）。

次に、「電源等差替情報取消申込画面」で、「取消理由欄」に理由を記入し、「実行」ボタンをクリックします（図 3-16、表 3-5 参照）。



図 3-14 「電源等差替情報一覧画面」の画面イメージ

容量市場システム ログイン日時: 2020/11/12 10:54
ログアウト
ユーザー名: 7Y02担当 ア(フェーズ2)

電源等差替情報詳細画面

TOP > 電源等差替 > 電源等差替情報管理 > 電源等差替情報一覧画面 > 電源等差替情報詳細画面

電源等差替ID	0000000201
登録日	2020/11/12

差替先電源等情報

差替掲示板番号	0000000002
実需給年度	2034
参加登録申請者名	事業者A
容量を提供する電源等の区分	安定電源
電源等の名称	事業者A000_安定5

差替元電源等情報

実需給年度	2034
事業者コード	7Y02
参加登録申請者名	事業者B
容量を提供する電源等の区分	変動電源 (単独)
電源等識別番号	0000001620
電源等の名称	事業者B000_変動単独6

電源等差替情報

電源等差替理由	発電機トラブル
電源等差替実施期間	2034/08/01 ~ 2034/12/01
補足事項	
削除状態	未削除

「取消」ボタンをクリックし、「電源等差替情報取消申込画面」へ進みます。

添付ファイル一覧

No.	添付ファイル名
1	差替容量 事業者 2034_000000xxxx.xlsx
2	電気事故速報の写し.pdf
3	署名・捺印していない差替契約書.pdf

取消

Copyright ©OCTO. All Rights Reserved.

図 3-15 「電源等差替情報詳細画面」の画面イメージ

容量市場システム ログイン日時: 2020/11/12 18:54
ユーザ名: 7Y02担当 ア(フェーズ2) ログアウト

電源等差替情報取消申込画面

TOP > 電源等差替 > 電源等差替情報管理 > 電源等差替情報一覧画面 > 電源等差替情報詳細画面 > 電源等差替情報取消申込画面

電源等差替ID	0000000201
登録日	2020/11/12

差替先電源等情報

差替掲示板番号	0000000002
実需給年度	2034
参加登録申請者名	事業者A
容量を提供する電源等の区分	安定電源
電源等の名称	事業者A000_安定5

差替元電源等情報

実需給年度	2034
事業者コード	7Y02
参加登録申請者名	事業者B
容量を提供する電源等の区分	変動電源 (単独)
電源等識別番号	0000001620
電源等の名称	事業者B000_変動単独6

電源等差替情報

電源等差替理由	発電機トラブル
電源等差替実施期間	2034/08/01 ~ 2034/12/01
補足事項	

① 取消理由 *

添付ファイル一覧

アップロードする添付ファイルを選択してください。

添付ファイル (追加)	ファイル選択	ファイルが選択されていません。	クリア
	ファイル選択	ファイルが選択されていません。	クリア
	ファイル選択	ファイルが選択されていません。	クリア
	ファイル選択	ファイルが選択されていません。	クリア
	ファイル選択	ファイルが選択されていません。	クリア

登録済添付ファイル一覧

No.	登録済添付ファイル名
1	差替管理_事業者_2034_000000xxxx.xlsx
2	電気事故速報の写し.pdf
3	署名・捺印していない差替契約書.pdf

実行

Copyright ©OCTO. All Rights Reserved.

図 3-16 「電源等差替情報取消申込画面」の画面イメージ

表 3-5 「電源等差替情報取消申込画面」での取消理由の記入例

No.	項	記入例
①	取消理由	具体的な取消理由を記入 記入例 ・差替実施期間中ですが、発電機のトラブルが解消されたため、20XX年X月X日をもって差替先電源提供者である〇〇株式会社との差替契約を解消しました。

3.3.2 電源等差替情報の登録内容の取消申込の審査結果の確認（合格）

本項では、電源等差替情報の登録内容取消の申込後、本機関が内容を確認した結果、不備がなかった場合の審査結果の確認について説明します（図 3-17 参照）。

3.3.2.1 合格通知の受領（電源等差替情報の登録内容取消）

3.3.2 電源等差替情報の登録内容の取消申込の審査結果の確認（合格）

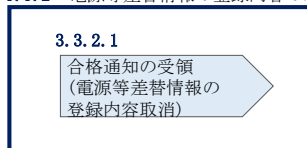


図 3-17 電源等差替情報の登録内容の取消申込の審査結果の確認（合格）

3.3.2.1 合格通知の受領（電源等差替情報の登録内容取消）

電源等差替情報の取消申込後、本機関による審査が行われ、不備がない場合は電源等差替情報が取り消されます。電源等差替情報の取消が認められる差替元電源等提供者へは、合格通知がメールで送付されます。

合格通知を受領後、新規に他の差替先電源等提供者と差替契約を締結する場合、再度『3.1.1 電源等差替情報の登録申込』を参照して、登録申込を行ってください。

電源等差替情報の登録内容取消後、本機関と差替元電源等提供者間で容量確保契約書を変更する必要があります。

容量確保契約書の変更手続きについては、容量市場業務マニュアル メインオークションへの応札・容量確保契約書の締結編 第3章をご参照ください。

注：審査結果の通知先について

メールによる審査結果の通知は、差替元電源等提供者に対して送付されます。
差替先電源等提供者への審査結果の通知は、差替元電源等提供者から行ってください。

3.3.3 電源等差替情報の登録内容の取消申込の審査結果の確認（不合格）

本項では、電源等差替情報の登録内容取消の申込後、本機関が内容を確認した結果、不備があった場合の審査結果の確認について説明します（図 3-18 参照）。

3.3.3.1 不合格通知の受領（電源等差替情報の登録内容取消）

3.3.3 電源等差替情報の登録内容の取消申込の審査結果の確認（不合格）

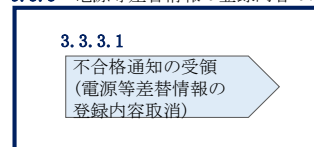


図 3-18 電源等差替情報の登録内容の取消申込の審査結果の確認（不合格）

3.3.3.1 不合格通知の受領（電源等差替情報の登録内容取消）

電源等差替情報の取消申込後、本機関による審査が行われ、不備があった場合は差替元電源等事業者に対して不合格通知がメールで送付されます。

なお、不合格理由は「電源等差替情報審査画面」で確認できます。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「審査」タブから「電源等差替情報審査管理」リンクをクリックして、「電源等差替情報審査画面」へ進みます。

「電源等差替情報審査画面」で電源等差替情報の取消申込が不合格となった電源等の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックすると、検索結果が「電源等差替審査状況一覧」に表示されます。「審査コメント」に記載されている不合格理由を確認してください。

電源等差替情報を取り消す場合、『3.3.1 電源等差替情報の登録内容の取消申込』を参照し、再度申込を行ってください。

注：審査結果の通知先について

メールによる審査結果の通知は、差替元電源等提供者に対して送付されます。
差替先電源等提供者への審査結果の通知は、差替元電源等提供者から行ってください。

Appendix.1 差替容量等算定諸元一覧

差替容量等算定諸元一覧

届出目的					
申請区分					
申請要件（差替先のみ選択）					
差替要件（差替元のみ選択）					
参加登録申請者名					
事業者コード					
電源等の名称 / 小規模変動電源リスト名 / 電源等リスト名					
電源等識別番号					
対象実需給年度					
容量を提供する電源等の区分					
発電方式の区分					
エリア名					
今回の差替に係る差替相手の情報	電源等の名称 / 小規模変動電源リスト名 / 電源等リスト名 差替相手の電源等識別番号				
今回の差替に係る差替実施期間		4月	5月	6月	
今回の差替契約で差替元電源等として差替える場合の差替容量[kW]					
今回の差替契約で差替先電源等として差替える場合の差替容量[kW]					
差替元として差替契約した差替容量[kW]	事業者名	電源等の名称			
差替先として差替契約した差替容量[kW]	事業者名	電源等の名称			
差替先差替可能容量算出のために必要な情報	登録されている期待容量[kW]				
	期待容量の増加分[kW]				
	容量確保契約容量[kW]				
	メインオークション				
	メインオークション応札容量[kW]				
	過出容量[kW]				
	副連オークション				
	副連オークション応札容量[kW]				
			4月	5月	6月
提供する各月の供給力[kW]					
各月の管理容量[kW]					
実務上のアセスメント対象容量(月間)[kW]					
差替元差替済容量(月間)[kW]					
差替元差替済容量(年間)[kW]					
差替元差替可能容量(月間)[kW]					
差替元差替可能容量(年間)[kW]					
差替先差替済容量(月間)[kW]					
差替先差替済容量(年間)[kW]					
差替先差替可能容量(月間)[kW]					
差替先差替可能容量(年間)[kW]					

Appendix. 2 図表一覧

図 1-1 電源等差替の申込可能期間	4
図 1-2 電源等差替の登録手続き	5
図 1-3 本業務マニュアルの構成（第 1 章除く）	7
図 2-1 第 2 章の構成	9
図 2-2 差替掲示板情報の登録手続きの詳細構成	10
図 2-3 差替掲示板情報の登録申込	10
図 2-4 「電源等情報変更申込画面」の画面イメージ	17
図 2-5 「差替掲示板情報登録申込画面」の画面イメージ	20
図 2-6 差替掲示板情報の登録申込の審査結果の確認（合格）	23
図 2-7 差替掲示板情報の登録申込の審査結果の確認（不合格）	24
図 2-8 「差替掲示板情報審査画面」の画面イメージ	25
図 2-9 差替掲示板の掲載変更手続きの詳細構成	26
図 2-10 差替掲示板への掲載取消手続きの詳細構成	29
図 2-11 差替掲示板情報の取消申込	29
図 2-12 「差替掲示板画面」の画面イメージ	30
図 2-13 「差替掲示板情報詳細画面」の画面イメージ	31
図 2-14 「差替掲示板情報取消申込画面」の画面イメージ	32
図 2-15 差替掲示板情報の取消申込の審査結果の確認（合格）	33
図 2-16 差替掲示板情報の取消申込の審査結果の確認（不合格）	34
図 3-1 第 3 章の構成	35
図 3-2 電源等差替情報の登録手続きの詳細構成	35
図 3-3 電源等差替情報の登録申込	36
図 3-4 「差替掲示板画面」の画面イメージ	48
図 3-5 「差替掲示板情報詳細画面」の画面イメージ	49
図 3-6 「電源等差替情報登録申込画面」の画面イメージ	50
図 3-7 電源等差替情報の登録申込の審査結果の確認（合格）	52
図 3-8 「電源等情報変更申込画面」の画面イメージ	54
図 3-9 電源等差替情報の登録申込の審査結果の確認（不合格）	55
図 3-10 「電源等差替情報審査画面」の画面イメージ	56
図 3-11 電源等差替の変更手続きの詳細構成	57
図 3-12 電源等差替情報の取消手続きの詳細構成	59
図 3-13 電源等差替情報の登録内容の取消申込	59
図 3-14 「電源等差替情報一覧画面」の画面イメージ	61
図 3-15 「電源等差替情報詳細画面」の画面イメージ	62

図 3-16 「電源等差替情報取消申込画面」の画面イメージ.....	63
図 3-17 電源等差替情報の登録内容の取消申込の審査結果の確認（合格）.....	64
図 3-18 電源等差替情報の登録内容の取消申込の審査結果の確認（不合格）.....	66
表 2-1 電源等区分ごとの差替容量等算定諸元一覧の作成単位.....	11
表 2-2 差替容量等算定諸元一覧の入力・選択項目（差替先電源等・差替掲示板への掲載用）.....	12
表 2-3 「電源等情報変更申込画面」での入力項目.....	17
表 2-4 「差替掲示板情報登録申込画面」での入力・選択項目一覧.....	21
表 2-5 差替掲示板の掲載項目一覧.....	26
表 2-6 「差替掲示板情報取消申込画面」での取消理由の記入例.....	33
表 3-1 差替容量等算定諸元一覧の入力・選択項目（差替元電源等・電源等差替への申込用）.....	40
表 3-2 差替容量等算定諸元一覧の入力・選択項目（差替先電源等・電源等差替への申込用）.....	44
表 3-3 「電源等差替情報登録申込画面」での入力・選択項目一覧.....	51
表 3-4 「電源等情報変更申込画面」での入力項目.....	54
表 3-5 「電源等差替情報取消申込画面」での取消理由の記入例.....	64

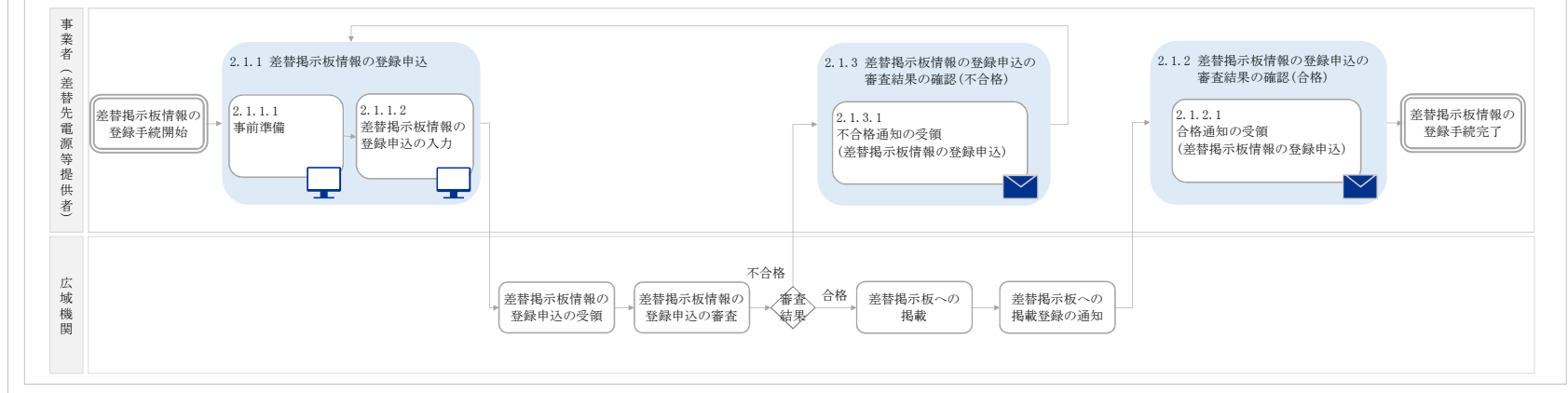
Appendix.3 電源等差替に関連する用語一覧

No.	用語	意味
1	電源等差替	容量確保契約に定める供給力を提供できなくなった場合等に、その電源等の代わりに容量オークションで落札していない電源等を用いて供給力を提供すること
2	差替先電源等	電源等差替により、容量確保契約を締結している電源等に代わって供給力を提供する電源等のこと
3	差替先電源等提供者	差替先電源等を提供する事業者のこと
4	元差替元電源	対象実需給年度の容量オークションにおいて落札し、広域機関と容量確保契約を締結しており、且つ既に他の電源等差替の契約を差替元電源等として締結している電源等のこと
5	差替元電源等	電源等差替において、容量確保契約を締結している電源等のこと
6	差替元電源等提供者	差替元電源等を提供する事業者のこと
7	差替契約	差替元電源等提供者と差替先電源等提供者の間で締結される電源等差替に係る契約のこと ※なお、容量市場において、本機関と事業者の間で締結される契約は「容量確保契約（容量オークションの結果、本機関と電源等が約定した事業者の間で締結される契約）」のみです。
8	差替容量	差替先電源等と差替元電源等の間で差替える容量で、差替契約に記載される容量のこと
9	差替先差替可能容量	差替先電源等が電源等差替で差替え可能な容量のこと
10	差替先差替済容量	差替先電源等が電源等差替で既に差替えた容量のこと
11	差替元差替可能容量	差替元電源等が電源等差替で差替え可能な容量のこと
12	差替元差替済容量	差替元電源等が電源等差替で既に差替えた容量のこと

Appendix.4 業務手順全体図

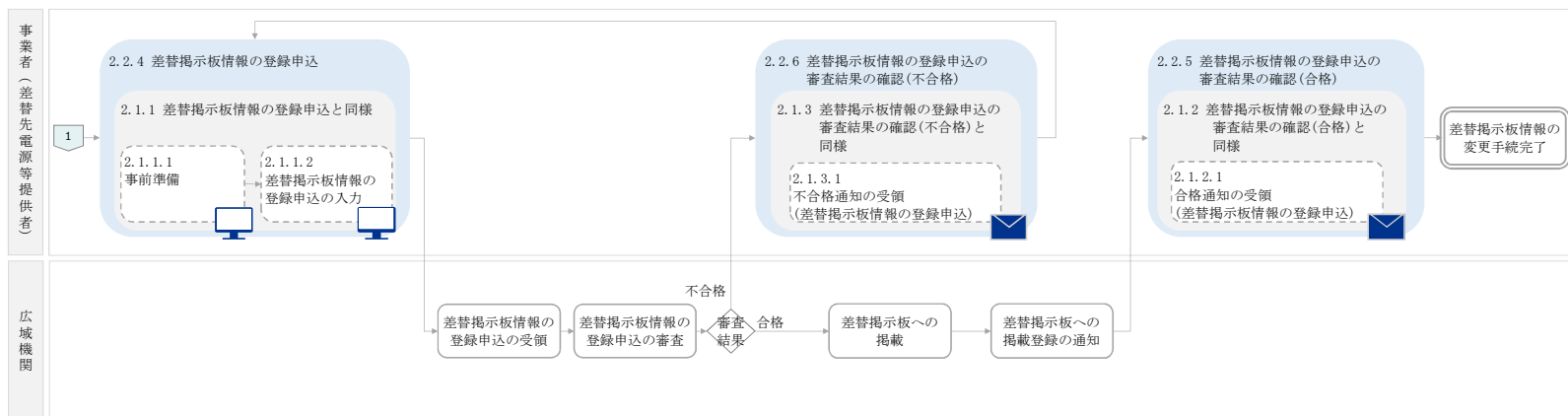
第2章：差替掲示板への掲載

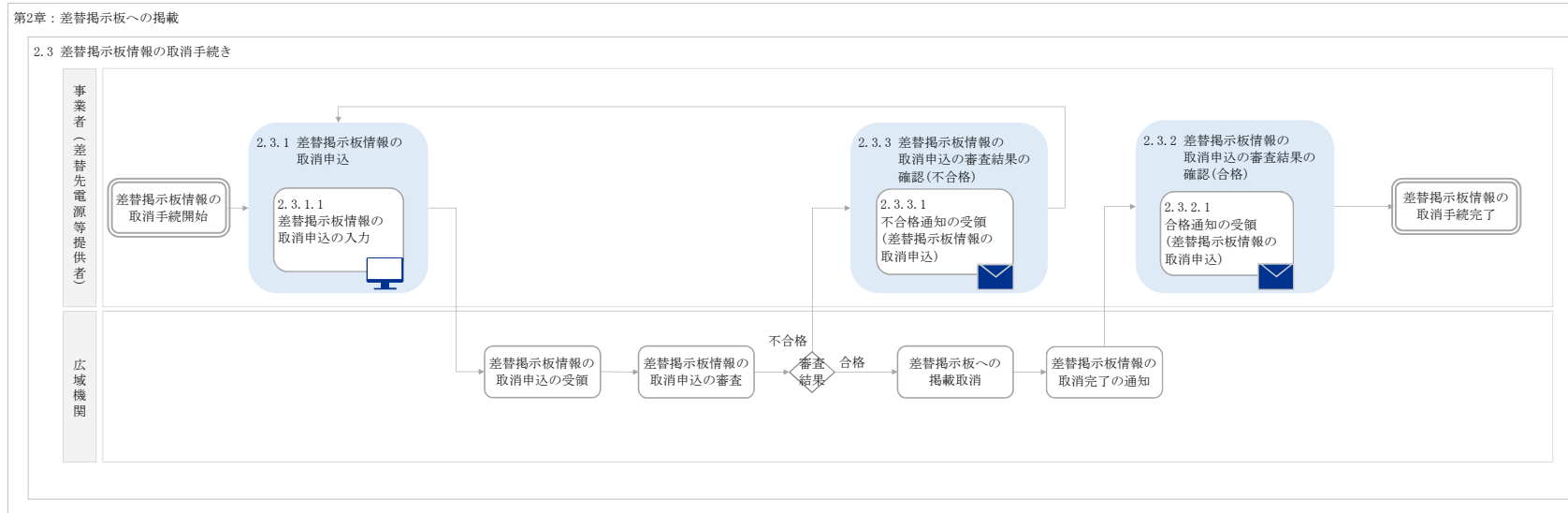
2.1 差替掲示板情報の登録手続き

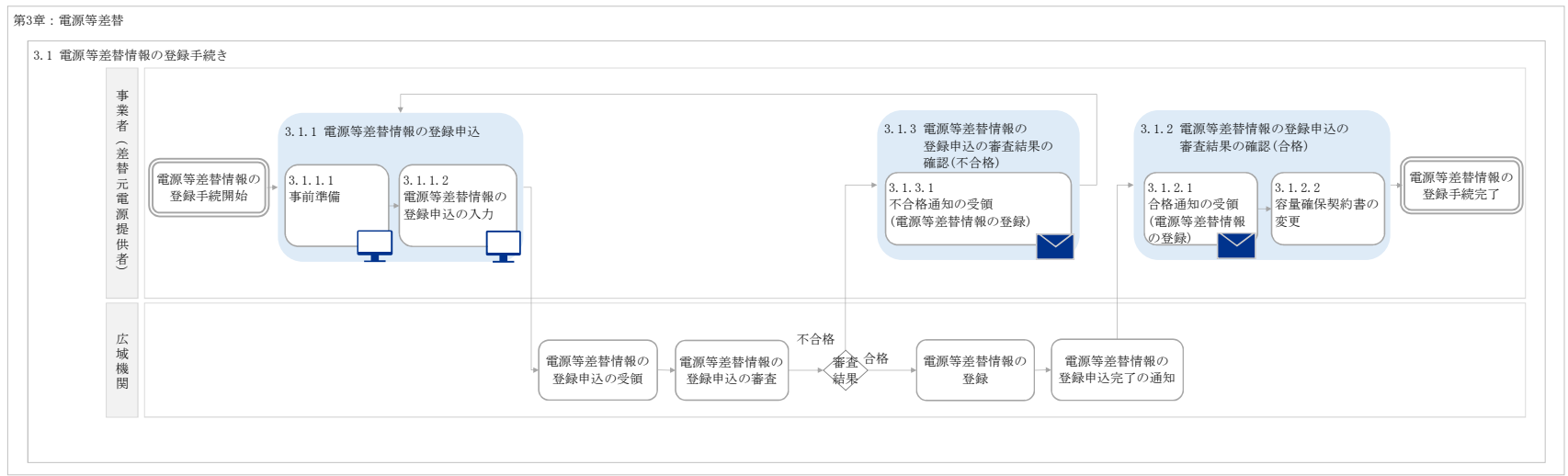


第2章：差替掲示板への掲載

2.2 差替掲示板情報の変更手続き

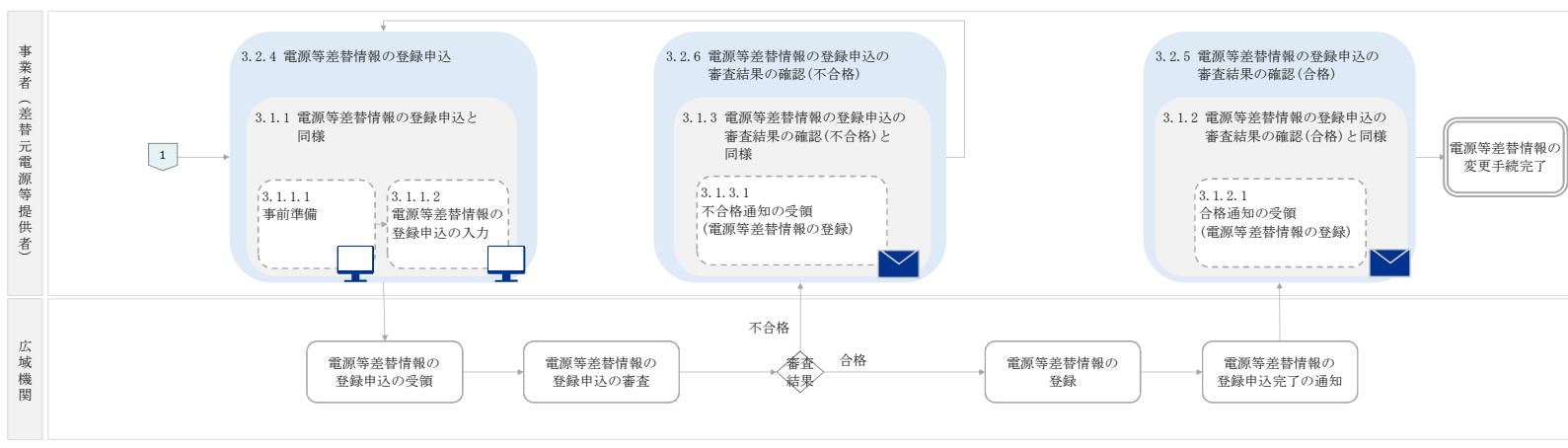
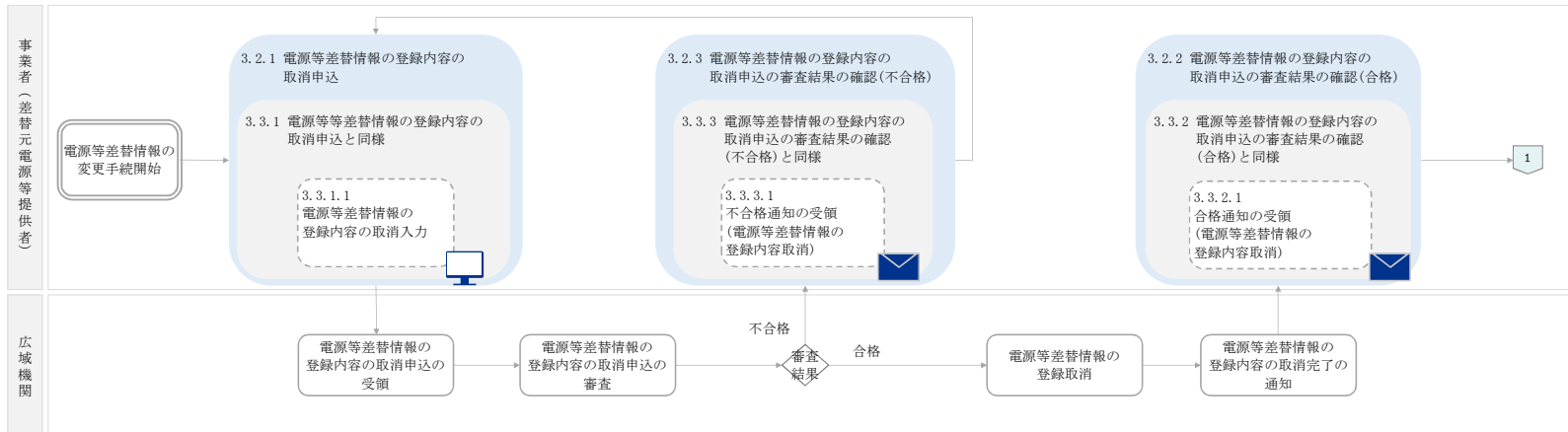






第3章：電源等差替

3.2 電源等差替情報の変更手続き





別紙3

「容量市場業務マニュアル 実需給前に実施すべき業務（全般）編」に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

NO.	頁	ご意見	回答
1	6~7	メインオークション時点で、需給調整市場への参加を予定しておらず、調整機能「無」としていた電源について、その後に需給調整市場への参入が決まった場合の、余力活用契約の締結期限の取り扱い、どのようになりますでしょうか？ 例えば、2024年度中への参入が、2024年1月以降に決まった場合、リクワイアメントで求められている締結期限である2023年12月を超えてしまいます。	需給調整市場の要件を満たす場合には、需給調整市場への参加意思に関わらず、調整機能「有」で電源等情報を登録をお願いしております。 容量市場への応札時点では需給調整市場の要件を満たしていないものの、その後の機能変更等により需給調整市場の要件を満たすようになった場合には、調整機能「有」に変更いただき、速やかに余力活用契約を締結してください。
2	6	表1-2について、表1-1上のパラグラフに“本業務マニュアルに記載している実需給前の市場退出理由は、表1-2を参照してください”と記載があるため、表1-2に記載の退出事由以外は認められないということではないという理解でよいか。	表には一般的に想定される内容を記載しており、個々の市場退出の理由や内容にもとづき可否判断がなされます。
3	7	実効性テストは、リスト登録の需要家のテスト実績（供出kW）を積算して成否を判定するものという認識である。 一方で、前々年度に電源I'等（送配電事業者が発動を指令した実績に限る）による実績がある場合、実効性テストに代替できるという事であるが、リストに登録されている一部の需要家について、前々年度に電源I'等によるkW供出実績がある場合、その実績を実効性テストに用いる積算値に用いることができるという理解でよいか。 実効性テストを省略できるケースを具体的にご説明頂きたい。	発動指令電源については、今後発行する容量市場業務マニュアル実効性テスト編でお示しいたします。
4	12	余力活用契約の締結依頼はいつ頃行われるのでしょうか（確認）。	調整機能に関する事前審査に合格した容量提供事業者に対して、一般送配電事業者より順次、余力活用契約の締結依頼を行う予定であり、事前審査の実施時期についての詳細は別途、一般送配電事業者から公表される予定です。
5	12	余力活用契約案は一般送配電事業者から提示されるのでしょうか。 また、ひな型はいつ頃公表されるのでしょうか（確認）。	余力活用契約案は一般送配電事業者より提示される予定です。詳細は別途、一般送配電事業者から公表される予定です。
6	12	余力活用契約は単年度契約なのでしょうか（確認）。	単年度契約を前提とすることを一般送配電事業者から伺っております。詳細は別途、一般送配電事業者から公表される予定です。
7	18~24	調整機能「有」から「無」への変更手続きについては記載頂いておりますが、調整機能「無」から「有」への変更手続きは記載がありませんので、記載をお願いします。	需給調整市場の機能要件を満たす場合には、需給調整市場への参加/不参加の意思に関わらず調整機能「有」で登録し、やむを得ない理由があった場合のみ「無」への変更することとしておりますので、「有」から「無」への変更手続きのみを記載しております。
8	34~44	各電源区分ごとに、電源等情報の追加登録の項目を記載頂いておりますが、発動指令電源について記載がございません。 実効性テストの前に電源等リストの登録が必要と思ひますし、リソース入替を電源等リストの変更の手続きにより実施するのであれば、発動指令電源についても、電源等情報の追加登録（変更） の手続きが必要と思ひますので、具体的な手続き方法・登録項目について記載が必要と考えます。	発動指令電源の実効性テストに向けた具体的な手続き方法等につきましては、今後発行する業務マニュアル実行性テスト編でお示しいたします。
9	37	追加記載項目の起動時間に関しては、変更期限があるのか。 また、変更期限後の変更の場合は、ペナルティなど発生するのか。	2023年11月末までとなります。期限後にやむを得ず修正が必要となった場合は、速やかに変更手続きをお願いします。 なお、期限までに追加登録等がない場合は、市場退出（全量退出）となる可能性がありますので留意してください

NO.	頁	ご意見	回答
10	37、40、43	(原案) 表2-5、②・③・④の留意点「追加登録の期限までに要入力」 (確認) 期限後に、コードの変更や、起動時間等に变化があった場合、どのような手続きをすればよいか。 もしくは、期限後の変更は認められないのか。 (意見) 例えば、B Gコードの変更が不可の場合、B G組成の変更ができなくなるため、項目によっては変更手続きを可能とすること、または、入力期限を実需給に近い期限とすることを検討いただきたい。	期限後にやむを得ず修正が必要となった場合は、速やかに変更手続きをお願いします。
11	44	電源等情報の追加登録に関して、安定電源、変動電源(単独)、変動電源(アグリゲート)の入力項目や例示はされているが、発動指令電源についても記載いただくようお願いしたい。 発動指令電源が対象外の場合でもその旨を記載いただきたい。	発動指令電源については、今後発行する容量市場業務マニュアル実効性テスト編でお示しいたします。
12	58	(原案) 注意書き: FIT電源の市場退出における対応について「容量オークションへの参加が認められない電源を～参入ペナルティの対象とする可能性があります。」 (確認) 参入ペナルティの対象に該当するかどうかの判断は、市場退出に至った経緯(例: 入札時点で実需給年度にFIT電源となることが未確定であった)等について、個別にヒアリング等を行ったうえで判断するとの理解でよいか。	参入ペナルティの運用にあたっては、状況に応じた対応や方法により判断を行ってまいります。
13	60	表2-12において、各欄において対象となる電源が差替先電源か差替元電源かが不明確なので明記していただきたい。	ご意見を踏まえ、当該箇所を修正いたします。
14	60	差替元電源が全量差替されている場合、当該差替元電源は市場退出の必要はないということでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	60	表2-12の部分退出における電源差替等を実施している場合で、“必要に応じて”とあるが、具体的にはどのような状況を指すか。 (差替済の容量以外から部分退出する場合との理解でよいか)	ご理解のとおりです。
16	63	部分退出の場合、期待容量等算定諸元一覧の提出が求められていますが、『業務マニュアル メインオークションへの応札・容量確保契約書の締結編』の2章1節2項「応札容量確認資料の作成」に、発動指令電源の作成方法の記載がないため、発動指令電源は提出の対象外と認識していますので、不要である旨の記載をお願いします。	ご意見を踏まえ、当該箇所を修正いたします。
17	68	実需給前のペナルティ対応全般に対し、具体的な時期(実需給年度の〇年前の〇月、等)は記載がないが、今後具体的に定まった際には周知いただけるとの認識でよいか。 (例えば実効性テストの結果、一部市場退出となり、経済的ペナルティを支払った後、追加オークションが実施されなかった場合、いつ容量提供事業者は市場退出に係る経済的ペナルティを支払い、いつ広域機関から返金を受けられるのか、等)	ご理解のとおりです。時期につきましては現在詳細検討中ですが定まり次第、何らかの形で周知させていただく予定です。
18	69	「3.1.1.1 ペナルティ通知内容の確認」にて、「本機関が容量市場システムにてペナルティ通知書を発行後、事業者にペナルティ通知書が発行された旨がメールにて送付されますので、ペナルティ通知書の内容を確認してください。」とあるが、ペナルティ通知書の発行のタイミングについて明示いただきたい。 (実需給前のペナルティについて、ペナルティの種類ごとに確定したタイミングで通知されるという認識でよいか。)	ペナルティ通知書は本機関によるペナルティ要素に基づく算定額の算定などの確認が完了した後に発行いたします。市場退出の場合には、退出表明の登録を受け付けて、本機関で確認した後にペナルティ通知書を発行し、その旨をメールにて通知いたします。 (「2.6.1.1 退出表明の登録」の記載を参照ください。)
19	71	表3-1の項目18にペナルティ要素に基づく係数(%)とあるが、ペナルティ要素内容に応じた経済的ペナルティ算出の割合とは、例えば、市場退出が追加オークションの実施判断に必要な容量確保契約の変更または解約の確認期限日までに行われた場合の経済ペナルティ(=市場退出した電源等の容量×契約単価×5%)の算定における「5%」などを指すとの認識でよいか。 https://www.occto.or.jp/market-board/market/files/200630_youryoukeiyakuyakkan.pdf (容量確保契約約款 第15条1.①参照)	ご理解のとおりです。

NO.	頁	ご意見	回答
20	72	何月分のペナルティ請求が何月何日ごろに来るかを明示していただきたい。	請求書発行のタイミングにつきましては詳細検討中です。
21	74	「3.2 経済的ペナルティの返金に係る算定・通知」について、2025年度以降のオークションの約定電源については、実需給期間開始前のペナルティの支払時期について再検討してはどうか。 容量確保契約金の支払が開始される前にペナルティ額を支払わなければならない理由が必ずしも明確でないことに加えて、支払時期を実需給期間に入って以降の対応とすることにより返金の手続きが不要となるのではないか。	当該経済的ペナルティには、実需給期間前に支出が伴うことにより供給力の提供を見込めない応札の抑止効果も求めておりますので、容量確保契約金額のお支払い前といたします。
22	79	「3.3 請求書の受領」について、請求書の発行のタイミング及び支払期限について明示していただきたい。 (実需給前のペナルティについて、ペナルティ額が確定した後、一定程度の期間(例：1カ月程度)経過した後が支払期限という認識でよいか。)	ご認識の通り、支払い期限につきましては請求書発行、事業者受領後一定程度の期間経過した後となります。詳細な請求書発行のタイミング等につきましては、運用体制等が整い次第別途ご案内いたします。
23	89	電話連絡ではなく、メール連絡としていただきたい。	ご意見を踏まえ、実運用を検討いたします。
24	全般	オークション前に登録済みの電源等情報のうち、落札容量以外に変更(例えば、設備容量)が生じた場合、手続きは不要か。 (手続き不要の場合、次年度以降のオークション向けに電源情報の更新をしたいが、どのような手続きとなるか確認したい)	現在、国の審議会も含めて2025年度向けの容量市場メインオークションに向けた検討をしているところでございます。 現時点では、スケジュールも含め議論中です。お伝えできる状況になり次第、広域機関WEBサイト等でお知らせする予定ですので、お待ち頂けるようお願いいたします。

別紙4

「容量市場業務マニュアル 電源等差替編」に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

NO.	頁	ご意見	回答
1	4	図1-1の下のパラグラフにて、「電源等差替の申込可能期間は、（略）実需給年度末まで」（略）「最終登録申込は2025年2月10日まで受け付けます」とあるが、前者と後者の「申込」が同一の意味であるならば、表現を整合させてはどうか。	ご意見を踏まえ、当該箇所を修正いたします。
2	7	差替先電源の要件として、「対象実需給年度の容量オークション以降に、設備更新等に伴う増出力等があった電源の当該増出力分」を追加いただきたい。 また、設備更新等には発電設備の更新の他、系統制約の緩和に伴う増出力も含めていただけないか。	設備更新等に伴う増出力等があった電源については、当該電源の元々の容量が対象実需給年度の容量オークションへ応札していた場合に限り、当該増出力分は差替先電源の要件となります。 (1.2 差替先電源等の要件の「対象実需給年度の容量オークションに応札していないが、新設電源など、容量オークションに応札していないことによりやむを得ない事情のある電源等」に該当) なお、系統制約の緩和に伴う増出力につきましては、合理的理由があれば差替電源として登録可能となりますので、そのような場合はまずは事情をお聞かせください。
3	7	1. 2 電源等差替が可能な電源等・差し替え先電源等の要件—3 ボツ目 「対象実需給年度の容量オークションに応札していないが、新設電源など、容量オークションに応札していないことによりやむを得ない事情のある電源等」とあるが、FIT化を予定しており、メインオークションに参加していなかった電源が、FIT化断念となった場合、差し替え電源として登録可能か否かをご教授いただきたい。	説明に合理的理由があれば差替電源として、登録可能となります。 そのような場合はまずは事情をお聞かせください。
4	9	「差替え掲示板への掲載期間について、差替掲示板への掲載期間は、1か月以上である必要があります。」との記載があるが、掲載期間のうち、差替希望者が現れても交渉を始めてはいいか。 また、希望者が現れた場合順次交渉を開始し、後続事業者の有無にかかわらず契約締結してもいいか。	後続事業者の有無にかかわらず契約締結することは問題ございませんが、他事業者が差替先電源を確保しやすい環境を整えるために1ヶ月以上を掲載するとした目的も踏まえ、後続事業者とも交渉していただくことが望ましいと考えております。
5	11	容量市場メインオークション募集要綱に関する意見募集のNo.162に対する回答に記載頂いているように、発電指令電源のリソースの入替は可能と認識しています。 電源等差替は、表2-1に記載の差替容量等算定諸元一覧の作成単位で実施するものと思いますので、発電指令電源のリソース入替は電源等リストの変更手続きで実施し、電源等差替で実施しないという認識で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	12	③申請要件に関して、差替先電源の登録の理由として「対象実需給年度の容量オークション以降の設備更新等に伴う増出力等」を選択項目に追加いただきたい。	設備更新等に伴う増出力等があった電源については、当該電源の元々の容量が対象実需給年度の容量オークションへ応札していた場合に限り、当該増出力分は差替先電源の要件となります。 (「2024年度向け容量オークション時点で、新設電源等やむを得ない理由により、容量オークションに不参加」に該当)
7	13	(原案) 表2-2⑧、⑨「過去の差替に係る情報を契約毎に入力」 (確認) 入力は任意か。 (意見) 入力は不要と考えるが、必須の場合は過去の契約を全て入力するのではなく、前年度分の契約情報等に限定していただきたい。	「過去の差替に係る情報を契約毎に入力」いただくのは必須であり、同一の実需給年度に対して、過去に差替を実施していた場合に、当該契約情報の入力をお願いいたします。 そのため、実需給年度が2024年度に対する差替契約を締結していた場合であっても、2025年度分で差替をする際に2024年度の契約情報の入力を求めるものではございません。
8	14	「⑧提供する各月の供給力[kW]」について、「期待容量等算定諸元一覧で自動算出された提供する各月の供給力を月別に入力」とありますが、安定電源（純揚水以外）の「提供する各月の供給力[kW]」は自動算出ではないため、記載の修正が必要ではないでしょうか（P42、P46も同様）。	ご指摘を踏まえ、当該箇所を修正いたします。
9	21	表2-4のNo⑤電源等識別番号およびNo⑥電源等の名称について、掲載可否が選択できないが、「第25回 容量市場の在り方等に関する検討会」資料5のP10に記載のとおり、電源等の名称の掲載を希望しない場合は掲載されないとの理解でよいか。であれば、エリア名等と同じく、掲載可否欄を設けてはどうか。 https://www.occto.or.jp/iinkai/youryou/kentoukai/2020/files/youryou_kentoukai_25_05.pdf (第25回 容量市場の在り方等に関する検討会資料)	電源等識別番号および電源等の名称については他事業者には表示されません。 掲載を希望する場合には、Excelファイルを作成いただき添付ファイルにて掲載することが可能です。 (添付ファイルのアップロード方法については「2.1.1.2 差替掲示板情報の登録申込の入力」をご参照ください)

NO.	頁	ご意見	回答
10	21	「⑥電源等の名称」について、「電源等情報の情報が自動設定されます」とあり、登録済みの固有名称が掲示されるものと理解しておりますが、差替掲示板は容量市場システムに登録した事業者のみが閲覧可能な掲示板なのでしょうか（確認）。	「⑥電源等の名称」は他事業者には表示されません。 なお、差替掲示板は容量市場システムに登録した事業者のみが登録・閲覧が可能となります。
11	21、26	(原案)「表2-4」および「表2-5」の各入力項目 (確認)システムにおいて掲載可否の選択が可能である⑧、⑨、⑩（エリア名、電源種別区分、発電方式区分）以外の項目は、差替え掲示板に必ず掲載されるということか。 (意見)掲示板へ必ず掲載される項目について明記していただきたい。	掲示板へ掲載される項目に関しては、別途公表のシステムマニュアルにてお示いたしますので、ご参照ください。
12	21、26	(原案)「表2-4」および「表2-5」の⑥（電源等の名称） (意見)差し替え先が掲載を希望する場合に掲載する項目として、第25回容量市場の在り方に関する検討会資料5-P10において整理されていたように、掲載可否の選択が可能な項目としていただきたい。	⑥（電源等の名称）は他事業者には表示されません。 掲載を希望する場合には、差替先差替可能容量を掲載する場合と同様に、Excelファイルを作成いただき掲載することが可能です。
13	21、26	(原案)「表2-4」および「表2-5」 (意見)差替先電源等提供者を探すにあたり、差替えを行いたい期間に電源を提供している事業者の検索が容易になるよう、第25回容量市場の在り方に関する検討会資料5-P10にあるように、「差し替え可能期間」の項目を作成いただきたい。	差替可能期間の掲載を希望する場合には、差替先差替可能容量を掲載する場合と同様に、Excelファイルを作成いただき添付ファイルとして掲載することが可能です。 (添付ファイルのアップロード方法については「2.1.1.2 差替掲示板情報の登録申込の入力」をご参照ください) 差替可能期間で検索する機能は具備しておりませんので、差替可能期間は添付ファイルにてご確認していただく必要があります。 検索機能の追加については今後の検討の参考にさせていただきます。
14	22	表2-4のNo⑩提示期限について、登録申込を行う月の翌月末以降を指定とあるが、1か月以上掲載できるのであれば翌月末以降に限定する必要はないのではないか。（例：4/9申請、4/10合格⇒5/10まで掲載）	審査にかかる時間を考慮し余裕を持ったスケジュールとしております。
15	23	掲載期限で指定した期日を迎えて自動的に掲載が削除された場合においても、メールによる通知をいただきたい。	掲載期限で指定した期日を迎えて自動的に掲載が削除された場合は、メールでの通知されませんので、登録した期日を迎えたら削除されていることをご確認してください。
16	26	表2-5のタイトルが“掲載項目一覧”となっていたため念のための確認であるが、掲載可否で否を選択したものは掲示板には掲載されないとの理解でよいか。	ご理解のとおりです。
17	30	(原案)注意書き「差替掲示板に掲載後、1か月以上経過していないと取り消せません」 (確認)掲載後1か月以内にその差替容量全量について差替元電源が見つかった場合でも、1か月経過するまでは削除できないのか。	ご認識のとおり、1か月経過するまで削除はできません。
18	36	(原案)「電源等差替の登録申込は毎月10日に締め切り」 (意見)電源等差替は、第12回容量市場の在り方等に関する検討会資料3-P23にもあるように、速やかに差し替え先電源を確保したいニーズによるものである。上記（原案）では、最大で50日程度の容量停止計画となるリスクがあり、速やかな差し替え先電源の確保につながらないため、各月毎の最終登録申込締切をできる限り月末寄りに設定いただきたい。	電源等差替は年間、および月次単位で行うこととしております。 申込から審査等に時間を要するため、毎月10日に締め切り手続きをいたします。
19	36	必要となる提出書類について、掲示板掲載の結果、自社電源と電源差替を行うこととなった場合は、左記の書類は不要と考えてよいか。	「差替先電源等提供者と差替元電源等提供者で合意したことを示す書類」は不要となります。

NO.	頁	ご意見	回答
20	36	同一事業者が保有する電源で差替を申し込む場合、「差替先電源等提供者と差替元電源等提供者で合意したことを示す書類」は提出不要との理解でよいでしょうか（確認）。	ご理解のとおり、提出不要となります。
21	36~38	差替登録時に必要となる書類のうち、合意書類やペナルティ配分の同意書類は同一事業者間での差替の場合は不要との理解でよいのか。	不要となります。 ただし、差替元が複数の事業者となる場合には、ペナルティ配分の同意書類の提出をお願いいたします。
22	37	同一事業者が保有する電源で差替を申し込む場合、「差替に係るすべての差替元電源等提供者・差替先電源等提供者が、電源等差替に伴うペナルティ配分方法に同意したことを示す書類」は提出不要との理解でよいでしょうか（確認）。	不要となります。 ただし、差替元が複数の事業者となる場合には、提出をお願いいたします。
23	38	四角囲い部分、「電源等差替によって発電コストが経済的となることを証明する書類」とあるが、発電コストとは、差替を行う時点における応札時からの状況変化を踏まえた維持管理コスト（電源稼働のための大規模修繕費用等を含む）を意味するという点でよいのか。	基本的には燃種や発電効率の違い等により、kWh単価が経済的となる場合の差替を想定しております。 状況変化により大規模修繕が必要となるケースは、発電機トラブルの方に該当すると想定されますが、個別事象により判断いたします。
24	38	（原案）必要となる提出書類 - 電源等差替を実施する理由が経済的な電源等差替の場合「発電コストが経済的となることを証明する書類」（確認） 発電コストとは具体的に何を指すのか。また、どういった書類をイメージしたのか。	kWh単価を想定しております。 燃種や発電効率などkWh単価が分かる書類を提出いただくことを予定しております。
25	38	注2に、発動指令電源の電源等差替について、「発動指令電源の部分差替（容量確保契約容量の一部容量を差替えること）を行う場合は、差替元電源等と差替先電源等のエリアが同一である必要があります。」とあるが、安定電源間の差し替えであればエリアが必ずしも同一である必要はないのか。（エリア間の分断があるような場合についても同様との認識でよいのか。）	容量オークションによる市場分断をしているエリア間の差替はできません。 同一ブロック内で異なるエリア間の差替は、供給信頼度が確保されている場合に認めることとしております。 （第25回容量市場の在り方等に関する検討会参照） https://www.occto.or.jp/iinkai/youryou/kentoukai/2020/files/youryou_kentoukai_25_05.pdf
26	38	注2に発動指令電源の部分差替を行う場合は、差替元電源等と差替先電源等のエリアが同一である必要がある、との記載があるが、「第25回 容量市場の在り方等に関する検討会」資料によると、エリアをまたぐ電源等の差し替えは、供給信頼度の確認やkW価値の変化等を確認することで認められるとある。 発動指令電源のエリアをまたいだ差替については、（供給信頼度等を確認したうえで）全量差替のみ認められるとの認識でよいのか。 https://www.occto.or.jp/iinkai/youryou/kentoukai/2020/files/youryou_kentoukai_25_05.pdf （第25回 容量市場の在り方等に関する検討会資料）	ご認識のとおりです。
27	38	「差替元電源等のリクワイアメントを差替先電源等が順守する必要」とありますが、調整機能を有する安定電源を調整機能を持たない安定電源に差替可能との理解でよろしいでしょうか（確認）。	ご理解のとおりです。
28	38	発電コストが経済的になることを証明する書類として、どのようなものを想定しているか。（JEPX市場への登録価格実績等をイメージしている）	燃種や発電効率などkWh単価が分かる書類を提出いただくことを予定しております。
29	41、45	（原案）表2-2⑩、⑪「過去の差替に係る情報を契約毎に入力」（確認） 入力は任意か。 （意見） 入力は不要と考えるが、必須の場合は過去の契約を全て入力するのではなく、前年度分の契約情報等に限定していただきたい。	「過去の差替に係る情報を契約毎に入力」は必須であり、同一の実需給年度に対して、過去に差替を実施していた場合に、当該契約情報の入力をお願いいたします。 そのため、実需給年度が2024年度に対する差替契約を締結していた場合であっても、2025年度分で差替をする際に2024年度の契約情報の入力を求めるものではございません。

NO.	頁	ご意見	回答
30	53	「市場支配力の行使が疑われる場合」として、貴機関では具体的にどのようなケースを想定されているのでしょうか（確認）。	電力・ガス取引監視等委員会による「売り惜しみ」、「価格つり上げ」の監視により問題がある行動と判断された場合と考えております。
31	54	「本機関と差替元電源等提供者間で容量確保契約を変更する」とありますが、取次応札と同様、貴機関からの対価受け取りやペナルティの支払いは差替先電源等提供者（提供される電源等の保有者）ではなく、差替元電源等提供者を通じて行われるとの理解でよろしいでしょうか（確認）。	ご理解のとおりです。
32	その他	差替先電源への対価（容量確保契約金）の支払方法についての記載がないが、差替元電源が対価を受け取って差替先電源に差替契約に基づき支払いを行うということでしょうか。	ご理解のとおりです。
33	その他	本意見募集の範囲外であるかと存じますが、発動指令電源については、電源等リストの更新（お客さまとのデマンドレスポンスに関する契約の新規契約、廃止等）もあり得ることから、実効性テスト後における電源等リスト更新の取扱い（リスト更新の可否、可である場合の提出期限等）を別途ご提示いただけるとありがたいです。	別途、公表を予定しております「容量市場業務マニュアル 実効性テスト編」をご参照ください。